

# 自己点検評価書 (中間報告書)

令和 2(2020)年 6 月  
神戸芸術工科大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	18
基準 3. 教育課程	48
基準 4. 教員・職員	58
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	85
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	89
基準 A. 社会連携・貢献活動	89
V. 特記事項	97
VI. 法令等の遵守状況一覧	98
VII. エビデンス集一覧	○
エビデンス集（データ編）一覧	○
エビデンス集（資料編）一覧	○

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 谷岡学園の建学の理念

神戸芸術工科大学（以下「本学」という。）は、昭和 3（1928）年に設立された学校法人谷岡学園（以下「本学園」という。）を母体とする。創立者・初代理事長の谷岡登は「本学に学ぶ者は須く役立つ人物たらむことを期すべし」と説き、「世に役立つ人物の養成」を「建学の理念」とした。

平成 9（1997）年、前理事長の谷岡太郎によって建学の理念（精神）を支える「四つの柱」として、「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」が示された。

### 2. 本学の基本理念

本学は、平成元（1989）年に「人間と歴史」を基盤とした人間の立場から「科学と技術」「芸術と文化」の融合をテーマに、①人間と営みの歴史を基調にした、人文・社会・自然にまたがる諸科学を学び、②豊かな教養に裏づけられた芸術的感性と表現技術を磨き、③人類の生活文化を豊かにする「デザイナー、アーティスト、クリエイターの養成」を基本理念として設立した。

神戸市は昭和 48（1973）年に「ファッション都市」の宣言を行い、デザイン系・芸術系の高等教育機関の開設を希求した。この要請を受けて、理想の大学をめざす前理事長の谷岡太郎と初代学長の吉武泰水は、神戸市や地域産業界等との連携協力を得て「神戸芸術工科大学」を設置した。

以来、31 年間、本学創設の志を受け継ぎ、現在の大学教育を行っている。

### 3. 本学の使命・目的

日本における「芸術工学」分野は、大学設置審議会において昭和 43（1968）年に「芸術工学の基本的なあり方について」が示され、その後、約半世紀の中で「芸術工学」を課題に大学や学部・学科が開設されてきた。「芸術工学」の発展の経緯は、公害の拡大や科学技術への不信、模造品の氾濫、人口の集中と過疎、都市環境の悪化、資源エネルギーの浪費と不足、地球温暖化による自然環境の変容、大規模災害の頻発、情報のグローバル化、国際経済の低迷と経済格差の拡大等、新たな地球社会の課題の顕在化があり、これらの社会の問題を解決することを使命とした「芸術工学」の教育学術活動が期待されてきた。

具体的な生活環境における「芸術工学」は、当初ビジュアルデザイン、ファッションデザイン、プロダクトデザイン、環境デザインで構成され、人間生活に最もふさわしい持続的な生態環境を生み出すことをめざしてきた。

ついで、コミュニケーションデザインとしてのまんが、アニメ、CG、映画、写真等のメディア表現や造形、アートによる表現活動は、人と人との関係を豊かにし、人と自然生態との関係、人と社会や歴史の理解、そして固有な伝統文化との関係を情報文化として育む重要な使命があると、深い理解を持ち取り組みつつある。

これらデザイン・アート・メディアの実践、教育研究の活動は、既存の専門学域の枠を超えた連携を通して、時代に生きる人々の課題を克服して日常生活を豊かにする役割を担っている。

本学の使命は「芸術工学」の教育研究活動を通して、デザイン・アート・メディアの創造活動への出会いや、感動を体験する実践教育に重きを置いている。そのたゆまぬ努力によってはじめて「芸術工学」の学びは、最先端の科学技術と芸術文化の融合を可能とし、クリエイティブな表現活動ができる職能の創出につながり、世界や社会に向けて新しい価値を生み出すと確信している。

この使命と目的は、「神戸芸術工科大学学則（以下「学則」という。）」及び「神戸芸術工科大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）」において、以下のように示し、大学の使命・目的に照らし、諸科学にまたがる知識と芸術的感性、豊かな教養を基盤に、基礎的技能を習得し、高度な専門的領域へと展開する教育の実践をめざしている。

#### ■学則第1条

本学は、人間生活に最も適合する科学技術を発展させるため、人間の立場から総合的に科学技術を駆使する「芸術工学」の教育研究を通じて、人文、社会、自然の諸科学にまたがる芸術的感性と豊かな教養を融合し、人々を豊かにする総合的視野をもつ新たな表現に挑戦するデザイナー、芸術工学の教育研究を通して新たな時代を切り拓く創造性豊かな研究者や指導的実務を担うクリエイターの養成を教育目的とする。

#### ■大学院学則第1条

現代の状況に即応するデザイン理論の深化により「芸術工学」の学問的確立を図り、その専門的研究を通して創造性豊かな研究者ないしは指導的実務者の養成及び多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術を備え総合的視野をもつデザイナーの養成を目的とする。

### 4. 本学の個性・特色＝「芸術工学」

今日求められる「芸術工学」には、昭和43（1968）年当初、芸術工学の萌芽期の目標であった「技術の人間化」を踏まえつつ、刻々と変化する社会のコンセンサスを得ながら未来社会をかたち作って行く役割がある。そこには新しく要請される地球生態の変容に反応しながら適正な科学技術と芸術文化の融合をめざし、時代が歩む方向を予感させる創造的叡智が導き出される。

未来社会に向けて位置づけされる「芸術工学」は、科学技術力や造形的表現力に加え、人間文化とその社会生活への深い洞察力、想像力、社会的倫理観に基づく決断力を必要とする。気づき、発想し、調査・構想し、企画・設計し、そして表現し、造形制作する。ついで販売、使用、自己評価、修正するなどの途切れることの無いプロセスを通して、享受者の定性評価も取り込み総合的に実践される新しい価値を生み出す専門領域である。

住まいとは何か、椅子とは何か、靴とは、まんがとは…というように、それらの「原型」「典型」あるいは「祖型」を探求することは「芸術工学」の持続する課題である。さらにデザイン・アート・メディアによる表現を活かした、地域コミュニティの活性化や社会貢献等が「芸術工学」の具現化の対象である。

このように、新たな時代の動きを「芸術工学」の課題として、「芸術工学」の活動領域とするデザイン・アート・メディアの専門分野から、国内外の大学や他の専門分野との融

合、地域社会との密接な連携が始まっている。

特にこれからは、地域社会を超えて国際社会に貢献できる新しい「芸術工学」の教育研究をめざし、刻々と変わる地球環境とともに、大きく変わりつつある時代の要請に応えなければならない。未来の創造的実践活動をどのように構想するか、今日における「芸術工学」の社会的意義と具体的な創造・実践の方法を常に問い直し、大学が世に役立つ方途の開発に取り組む役割がある。

## 5. 学内外への周知方法

- (1) 本学園の建学の理念は、学校法人谷岡学園規程集第1編第1章「学校法人谷岡学園 寄附行為第3条」に具体的に定め、「学園要覧」「谷岡学園ホームページ」に掲載し公開している。加えて、本学園情報誌「楽人」に掲載すると同時に、本学独自の印刷物や大学ホームページに掲載し周知に努めている。
- (2) 本学の基本理念は、本学の公式広報誌「神戸デザインへ」の日本語版と英語版で明文化している。
- (3) 本学の使命・目的は、学則第1条及び大学院学則第1条に明文化するとともに、大学ホームページに掲載し広く学内外に公開している。
- (4) 本学の使命・目的は、学生募集を目的とした「神戸芸術工科大学 大学案内」や、学部学生用の便覧・履修要項「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」及び大学院の履修要項「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」に掲載している。また、専任教員及び非常勤教員には、「事務の手引き」に掲載し周知を図っている。
- (5) 入学式、卒業式の式辞において本学の基本理念、使命・目的を述べるとともに、父母が組織する「教育後援会」の総会においても説明を行っている。
- (6) 全専任教職員には、4月の教授会において、新年度の活動方針をまとめた「神戸芸術工科大学の活動戦略」を周知し、本学の基本理念、使命・目的と、これらを達成するための大学院、学部、事務局、情報図書館、芸術工学研究機構、各研究所等の取り組み、具体的課題と行動指針を述べている。

# 神戸芸術工科大学

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

和暦	西暦	神戸芸術工科大学の歩み
昭和 63 年	1988	神戸芸術工科大学設置認可芸術工学部設置
平成元年	1989	神戸芸術工科大学開学
		芸術工学部環境デザイン学科、工業デザイン学科（プロダクトデザインコース・アパレルデザインコース）、視覚情報デザイン学科を設置
		環境デザイン学科 1 級建築士受験資格認定
平成 3 年	1991	神戸総合研究所開設
平成 4 年	1992	環境デザイン学科 2 級建築士、木造建築士試験受験資格認定
平成 5 年	1993	大学院芸術工学研究科芸術工学専攻、総合デザイン専攻修士課程開設
		神戸総合研究所を芸術工学研究所に改称
平成 6 年	1994	工業デザイン学科アパレルデザインコースをファッションデザインコースに改称
平成 7 年	1995	大学院芸術工学研究科芸術工学専攻博士前期・後期課程開設
平成 9 年	1997	博物館学芸員課程開設
平成 14 年	2002	工業デザイン学科をプロダクトデザイン学科、ファッションデザイン学科に改組
平成 16 年	2004	デザイン教育研究センター設置
平成 17 年	2005	芸術工学部をデザイン学部に変更
		環境デザイン学科を環境・建築デザイン学科に変更
		視覚情報デザイン学科をビジュアルデザイン学科に変更
		プロダクトデザイン学科に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
平成 18 年	2006	先端芸術学部設置
		メディア表現学科（写真・CG 専攻、映画専攻、まんが・アニメーション専攻）、造形表現学科（造形美術専攻、現代クラフト専攻）設置
		造形表現学科（造形美術専攻・現代クラフト専攻）に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
平成 20 年	2008	大学院芸術工学研究科総合アート専攻修士課程設置、芸術工学専攻博士後期課程のみに改組
		クリエイティブセンター設置
平成 21 年	2009	ビジュアルデザイン学科、メディア表現学科（写真・CG 専攻、映画専攻、まんが・アニメーション専攻）に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
		環境・建築デザイン学科、ファッションデザイン学科に教職課程高一種免（工業）開設
平成 22 年	2010	メディア表現学科をまんが表現学科、映像表現学科に改組
		造形表現学科をクラフト・美術学科に改組
		まんが表現学科、映像表現学科、クラフト・美術学科に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
		アジアデザイン研究所設置
平成 25 年	2013	デザイン教育研究センターを基礎教育センターに改称
		インタラクティブデザイン教育研究所設置
平成 27 年	2015	デザイン学部、先端芸術学部を芸術工学部に改組
		環境・建築デザイン学科を環境デザイン学科、プロダクトデザイン学科をプロダクト・インテリアデザイン学科、クラフト・美術学科をアート・クラフト学科に改称
		大学院芸術工学研究科総合デザイン専攻、総合アート専攻を総合アート&デザイン専攻修士課程に改組
		環境デザイン学科、ファッションデザイン学科に教職課程高一種免（工業）、プロダクト・インテリアデザイン学科、ビジュアルデザイン学科、まんが表現学科、映像表現学科、アート・クラフト学科に教職課程高一種免（美術・工芸）、中一種免（美術）開設
平成 28 年	2016	芸術工学研究機構設置

# 神戸芸術工科大学

		学生会館設置
平成 29 年	2017	図書館を情報図書館に改称 芸術工学研究機構において研究所再編
平成 31 年	2019	基礎教育センターを芸術工学教育センターに改称 CG コースをデジタルクリエイションコースに改称

## 2. 本学の現況

### ・ 大学名

神戸芸術工科大学

### ・ 所在地

〒651-2196 神戸市西区学園西町 8-1-1

### ・ 学部構成

#### 【芸術工学部】

環境デザイン学科

プロダクト・インテリアデザイン学科

ファッションデザイン学科

ビジュアルデザイン学科

まんが表現学科

映像表現学科

アート・クラフト学科

#### 【芸術工学研究科】

芸術工学専攻 博士後期課程

総合アート&デザイン専攻 修士課程

### ・ 学生数、教員数、職員数

(単位：人)

学部・学科	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術工学部	400	464	1,600	1,690
環境デザイン学科	70	74	280	325
プロダクト・インテリアデザイン学科	70	82	280	313
ファッションデザイン学科	50	44	200	155
ビジュアルデザイン学科	80	90	320	331
まんが表現学科	45	53	180	182
映像表現学科	45	68	180	240
アート・クラフト学科	40	53	160	144
デザイン学部	—	—	—	—
環境・建築デザイン学科	—	—	—	—
プロダクトデザイン学科	—	—	—	—
ファッションデザイン学科	—	—	—	—

神戸芸術工科大学

ビジュアルデザイン学科	—	—	—	—
先端芸術学部	—	—	—	5
まんが表現学科	—	—	—	2
映像表現学科	—	—	—	2
クラフト・美術学科	—	—	—	1

(単位：人)

研究科・専攻	入学定員	入学者数	収容定員	在籍者数
芸術工学研究科	33	39	72	94
芸術工学専攻（博士後期課程）	6	5	18	10
総合アート&デザイン専攻（修士課程）	27	34	54	84

(単位：人)

組 織	専任教員数				
	教授	准教授	助教	実習助手	計
環境デザイン学科	7	4	2	0	13
プロダクト・インテリアデザイン学科	4	3	1	2	10
ファッションデザイン学科	4	3	0	3	10
ビジュアルデザイン学科	6	4	1	4	15
まんが表現学科	4	3	2	3	12
映像表現学科	4	3	2	3	12
アート・クラフト学科	3	4	2	2	11
芸術工学教育センター	12	2	0	1	15
芸術工学部 計	44	26	10	18	98
芸術工学研究科※	34	22	8	0	64
大学院 計	34	22	8	0	64

※芸術工学研究科（大学院）については助手を除き学部教員が兼担（実数）

(単位：人)

種 別	計
専任職員	36
嘱託職員・契約職員・専門職員・一般職員	40
事務補助員・カウンセラー・TA・SA	36
派遣職員	3
計	115

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

##### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 1-1-③ 個性・特色の明示

##### 1-1-④ 変化への対応

##### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

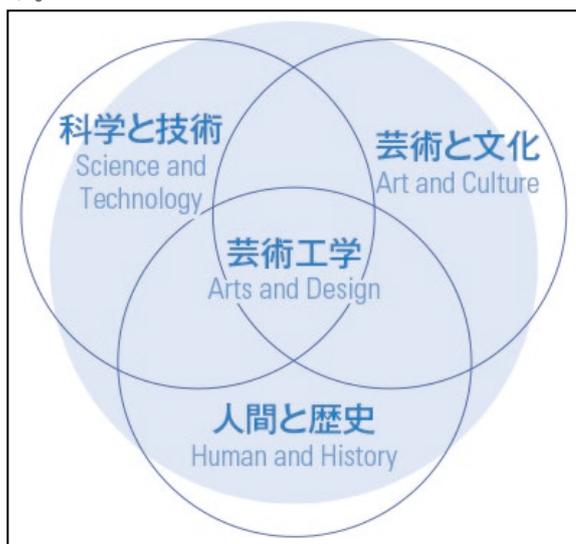
##### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に具体的に定めている。時代が生む最先端の科学技術力や造形的表現力に加え、人間とその社会生活への深い洞察力、想像力及び社会的倫理観を養い、地域社会や国際社会に貢献できる総合的な教育研究活動を実践するための普遍的な方針を明確に示している。

「芸術工学」の使命は、人間に最もふさわしい生活環境を生み出すことにあり、ビジュアル、メディア等のコミュニケーションデザインや造形、コンテンポラリーアートによる創造活動において、自然環境、社会や歴史そして固有な文化について、深い理解を携え取り組むことにある。

本学が実践している「芸術工学」とは、グローバルな情報環境の中で最先端の理論とテクノロジーを駆使し、デザイン・アート・メディアの表現や研究、制作活動を通して、「人間と歴史」を基盤に、「芸術と文化」と「科学と技術」を融合一体化する学問と位置づけている。



図表 1-1-1 芸術工学は三つの分野の融合をめざす

##### 1-1-② 簡潔な文章化

本学の教育目的は、大学設置基準第 2 条に基づき、学部・学科の教育目的（ディプロマ

ポリシー)を学則第2条の3に定めている。また、大学院においては、大学院設置基準第1条の2に基づき、研究科・専攻の教育目的(ディプロマポリシー)を大学院学則第2条の2に定めている。

(以下は学則及び大学院学則から教育目的の抜粋)

#### ■芸術工学部

「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」の学問分野にまたがる「芸術工学」の基礎知識を学び、人間の生活や環境を機能的で心地よく、さらに美しくするためのデザイン、並びに時代が求める最先端の芸術についての教育研究を行うことを目的とする。

大学生としてふさわしい知識や教養を基礎教育科目で、学科を超えた融合的な基本的知識や基本的表現技術を専門教育科目・芸術工学基礎区分で学ぶ。

専門分野として、環境デザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルデザイン、映像表現、まんが表現、ファッション、アート・クラフトをおき、時代の発展・変化を背景に生まれるデザイン、現代アート及びメディア・アート、さらには、伝統的な文化・芸術から創生される新しい感性を表現活動の実践から身に付けた高度な表現者・教育者を養成する。

#### 環境デザイン学科

自然・歴史・社会・経済・文化などの多様な背景を持つ建築・ランドスケープ・都市・地域環境において新たな時代に呼応できる創造的構想力を持つ空間デザイナーやクリエイターを養成する。

#### プロダクト・インテリアデザイン学科

変化する社会のニーズを鋭敏に把握し、使う人々の心身の多様性を理解し、モノやコト、誰もが心地よく暮らせる空間をデザインできるデザイナーやクリエイターを養成する。

#### ファッションデザイン学科

ファッションを通じて新しいライフスタイルを提案することができるデザイナーを養成する。

#### ビジュアルデザイン学科

現代の情報社会で必要とされるビジュアルコミュニケーションにおいて必須となるデザインの表現技術と想像的構想力をもつデザイナー、クリエイターを養成する。

#### まんが表現学科

変化していくメディアの中においても、新しい表現形式や発表方法に対応することができる柔軟な思考と発想力のある人を養成する。

#### 映像表現学科

映像に関する多様な表現領域に新たな価値を提供する技能や能力を養成する。

デジタルクリエイションコースでは、デジタルコンテンツ創成に関する論理的思考力、サイバーフィジカルな環境におけるコミュニケーション能力、メディアテクノロジーを背景とした芸術的表現力、デザイン思考力及び社会的倫理観をもつクリエイターを養成する。

映画コースでは、映画制作、映像表現の基礎と応用について学び、映画・映像世界で活躍できる能力を養成する。

アニメーションコースでは、想像力である「アイデア」と、表現力である「テクニック」を一つとして捉え、芸術として映像作品を創り出し、多くの人に関わる映像制作業界の中で自らの能力を発揮できるクリエイターを養成する。

#### アート・クラフト学科

絶えず変化し複雑化する現代社会に対応しうる広い見識と個性的な創造力を有する美術家や工芸家、あるいは教育者を養成する。

#### ■大学院芸術工学研究科

人文、社会及び自然の諸科学にまたがる知識並びに芸術的感性及び豊かな教養を基盤として、人間の立場から科学と芸術を総合する高い次元のデザイナーを育成する。建学の精神及び学生のニーズ並びに社会的需要に基づいて、既存の専門分野の特性を踏まえながら総合化し、さまざまなジャンルを横断的に学修することを目的とする。

#### 芸術工学専攻（博士後期課程）

「総合アート&デザイン専攻」の上に位置づけられ、「芸術工学」を基盤にして知識創造社会を多様に支える人材の養成を目指す。あわせてデザインやアートの学術活動を通して、創造性豊かな研究開発の能力を持つ研究者の養成及び確かな教育能力並びに研究能力を兼ね備えた高等教育の教員養成を行う。

#### 総合アート&デザイン専攻（修士課程）

デザインの制作活動や学術活動を通して、創造性豊かな感性を育む。現代の多様化した環境とシステムに対応できる高度な専門知識・能力・技術を備え、実践的な構想及び戦略を計画・立案できる総合的なデザイナーの養成を行う。

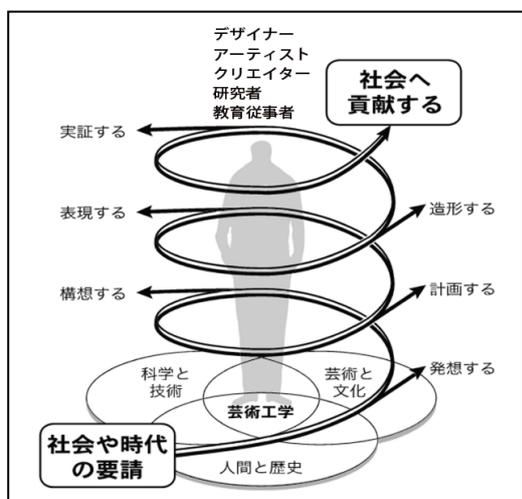
また、IT 及びメディアを駆使した感性豊かな先端的芸術分野並びに伝統に根ざした文化・芸術分野を背景に、高度なアートの専門知識及び幅広く深い芸術の涵養を図り、卓越したアートの表現能力・技術を備えた専門職業人（総合的なアーティスト）の養成を行う。

### 1-1-③ 個性・特色の明示

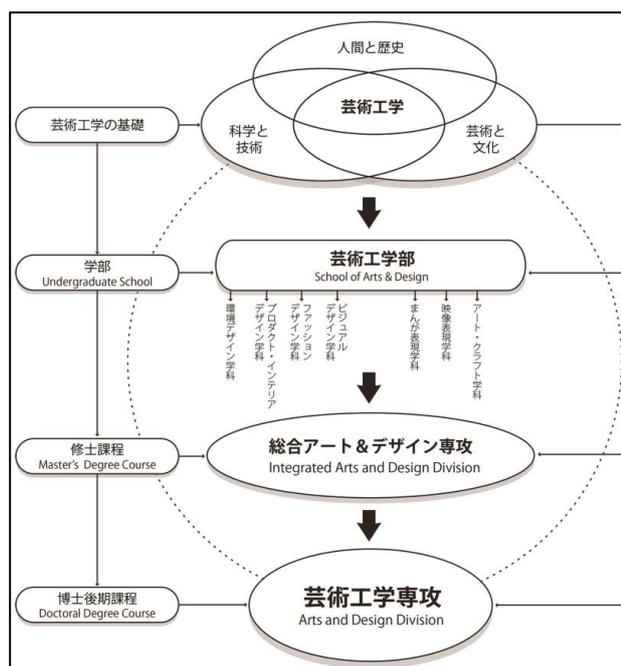
本学の個性・特色は、大学の基本理念を根底にした、幅広い教養と常識に裏づけされた、芸術的感性と豊かな表現を駆使する「デザイナー」「アーティスト」「クリエイター」、さらにはクリエイティブな研究開発能力を持った「実践者」や、豊かな教育能力を兼ね備えた「研究者」又は「指導者」を養成することにある。

時代の要請に応えた「芸術工学」の研究を行うとともに、社会からの評価を通して新たな教育の価値を見出し、実践する努力を継続している。

本学は、「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」を基盤として、総合的に「発想」「構想」「計画」し、ついで「表現」「造形」そして「実証」に至るまでのアカデミックアクティビティによって、個性・特色を教育課程に反映している。



図表 1-1-2 芸術工学の実践する研究・制作活動・表現教育などのアカデミックアクティビティ



図表 1-1-3 学部・学科、大学院の構成

授業科目は、全学対象の「基礎教育科目」と各学科の「専門教育科目」によって構成している。本学では、芸術表現に必要な知識と技術の習得及び感性の練磨に重点が置かれている。

時代の要請とともに発展してきた芸術の新しい分野を拓き、社会との関わりの中で創造活動を行う学生を育てるために、それぞれの専攻分野固有の知識と技術を確実に学習できるだけでなく、分野を超えた学習が行えるように編成している。

大学院修士課程においては、「総合アート&デザイン専攻」において、共通となる「芸術工学基幹科目」「国際科目」「専門科目」「プロジェクト科目」「特別研究」等で体系化し、それぞれの課程の教育研究の指導体制を確立している。

大学院博士後期課程においては、研究者として自立し研究活動を行うための専門的な基礎力を養い、あるいは社会の多様な分野で活躍し得る高度な開発、創造能力とその基盤となる学識を養う。教育の基盤となる「環境・空間」「ひと・もの・くらし」「メディア・コミュニケーション」「アート・クリエイション」の学域研究によって、人間を取り巻く四つの学域が生む芸術工学の専門領域を編成し、産業界や地域社会と連携した複数の専門プロジェクトを編成している。

#### 1-1-④ 変化への対応

本学は、平成元（1989）年 4 月、神戸市が知的文化の核として、大学をはじめとする教育研究施設と住宅地を一体的に計画・開発した「神戸研究学園都市（近隣 5 大学 1 高等専門学校）」構想の一環として設立された。最先端の科学技術を駆使した芸術表現分野を「芸術工学」の観点から、「環境デザイン学科」「工業デザイン学科」「視覚情報デザイン

学科」の3学科とした。

平成5(1993)年には芸術工学の更なる確立を図るため、大学院芸術工学研究科「芸術工学専攻」と「総合デザイン専攻」の修士課程2専攻を設置した。ついで平成7(1997)年には、「芸術工学専攻博士課程(前期・後期)」を開設した。

平成18(2006)年には、時代の進展とともに、他の分野においても芸術工学の方法が必要とされる状況が到来し、領域の拡大をめざしてメディア芸術と造形芸術の分野を対象とする「先端芸術学部」を開設した。「メディア表現学科」「造形表現学科」を設置し、2学部6学科の幅広い「芸術工学」＝「デザイン・アート・メディア」を教育研究する大学となった。

平成20(2008)年には、総合化という基本路線は堅持しつつ、専門性をより深めるため、新たに大学院芸術工学研究科修士課程に「総合アート専攻」を増設した。

また、平成22(2010)年には、先端芸術学部を3学科「まんが表現学科」「映像表現学科」「クラフト・美術学科」に改組し、2学部7学科となった。既存の「メディア表現学科」に含んでいたまんが分野を、より専門に特化した「まんが表現学科」として独立させた。そして、映画、アニメーション、CGの分野を「映像表現学科」に拡充させた。

平成27(2015)年に、社会の要請する人材育成に柔軟に応えるため、未来を担う優れた学生を受け入れ、質の高い教育を優先課題として、「芸術工学」がめざす固有の教育内容、教育研究、教育環境等を考究し、柔軟に教育組織を改編できるようにした。芸術工学部1学部7学科27コースの組織体制へ改組した。また併せて、「芸術工学」の教育目標や、学部・学科とコースの教育内容とその実態を高校や地域社会に的確に伝える名称を冠する変更を行った。

令和元(2019)年度には、現代のメディアテクノロジーの進展に沿った、CG、映画、アニメーション、写真、音楽、ゲームなどの従来のジャンルを超えたコンテンツの可能性を示すため、映像表現学科のCGコースをデジタルクリエイションコースへと改称し、カリキュラム編成を行った。

令和2年(2020)年度現在、芸術工学部1学部7学科25専門コースを体系化している。

学部においては、平成31(2019)年4月に、本学が目指す「芸術工学」そのものの学びを体系的に、また分かりやすく教育体制に反映させるため、従来の「基礎教育」と「専門教育」をつなぐ「芸術工学基礎区分(全学科共通専門基礎区分)」を設定した。

また、大学院においては、平成27(2015)年度に改組した芸術工学研究科(修士課程及び博士後期課程)のカリキュラムを平成29(2017)年度に見直し、「芸術工学特論」により科学とアートが融合するデザインの考え方を学び、芸術工学を構成する3分野の講義と演習による分野別科目、時代が求める課題を捉えるプロジェクトベースの分野融合型科目を学ぶことで、知的素養、アートとデザインの専門性、そして分野を超えた構想力を高めるためのカリキュラム構成とした。

芸術工学専攻(博士後期課程)では、個々の研究課題を行うにあたって自らの課題を深め、いくつかの分析手法を試行し、そこから見出した知見を展開する力を養う上で、必要な知識は修士課程カリキュラムから科目選択し、また、芸術工学研究機構との連携による、より実践的なプロジェクト科目で研究活動を支援するカリキュラムを構成とした。

令和2(2020)年度より基幹科目では、総合的な「芸術工学特論」と「科学と技術特論」、

「人間と社会特論」、「芸術と文化特論」により科学とアート・デザインが融合する「芸術工学」の中心的な考え方を学び、各学域（「環境・空間」、「ひと・もの・暮らし」、「メディア・コミュニケーション」、「アート・クリエイション」）に対応する専門科目と社会課題や国際的活動を対象とした芸術工学研究連携のプロジェクト科目により、知的素養、アートとデザインの専門性、そして分野を超えた構想力・実践力を高めるカリキュラム構成に改編した。

### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、開学以来、社会の変化・情勢を観察しながら柔軟に対応し、地域社会と密着に連携するとともに、デザイン・アート・メディアの領域、即ち「芸術工学」という教育研究分野において、世界基準で評価される大学をめざしている。

今後も常に使命・目的及び教育目的が社会の要請に適応しているかを検証し、具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

また、使命・目的及び教育目的の見直しにあたって、「建学の理念」及び三つの基本方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）との関連性に留意する。個性を伸ばし、特色ある教育研究を実践する。

また、分かりやすく伝えるために公表方法を再検討する。

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

#### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的については、全学的に理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に明記している。教職員全員に配付する「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」には、使命・目的を掲載している。専任教員及び非常勤講師に配付する「事務の手引き」にも明記し、教職員への周知徹底を図っている。新任教員着任時のオリエンテーションや折々で機会を設け、使命・目的の説明を行っている。

また、役員へは、理事会、評議員会において、学長が毎年度、使命・目的に基づいて事業計画を説明しており、理解を得ている。

### 1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的は、広く情報発信が行われ、利用しやすい方法を検討しながら、

学内外へ周知している。

学部生には学則が掲載された「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、大学院生には大学院学則が掲載された「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」を全員に配付している。

これから入学を希望する高校生や高等学校の進路指導教諭への理解の浸透には、大学教職員が入試説明会やオープンキャンパス等の直接対話する機会において、分かりやすい説明に努めている。

また、大学ホームページにも掲載し、地域社会からの受託研究や学外共同研究の要望に応えることができるよう社会に向けて公表している。

教育研究活動等の状況については、大学ホームページに掲載し、広く情報を公開している。大学ポर्टレートにおいても、大学の基本的な情報が収集できるようにするなど、利用者が情報を入手しやすい方法を検討し公表している。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的を達成するために、毎年度「事業計画」を策定している。学長、副学長及び事務局長が、芸能工学教育センター長、学科主任及び大学院研究科長、専攻主任等と協議を行った後、学長の意思決定を事業計画に反映している。この事業計画案をもって、理事会において役員への審議・承認を経て、年次計画が正式決定される。年次計画は、理事会での決定を受け、教授会で報告・周知している。

「事業計画書」（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）は、毎年度策定し、使命・目的の達成に向けた取り組みを行っている。事業計画の方針は、全学的な確認と理解を図るため、4月の教授会において情報の共有を行っている。学長からは年度の方針について、事務局長からは年度の事業計画及び予算計画について、教職員に説明し周知している。全学的な意識の統一によって教育研究活動を展開している。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーの基盤となる方針として反映している。アドミッションポリシーには求める学生像を、カリキュラムポリシーには教育目的をさらに具体的に示し、ディプロマポリシーには最終目標として使命・目的を反映している。

大学全体の三つのポリシーを基盤として、各学科・コース、大学院研究科の各専攻において三つのポリシーを定めている。

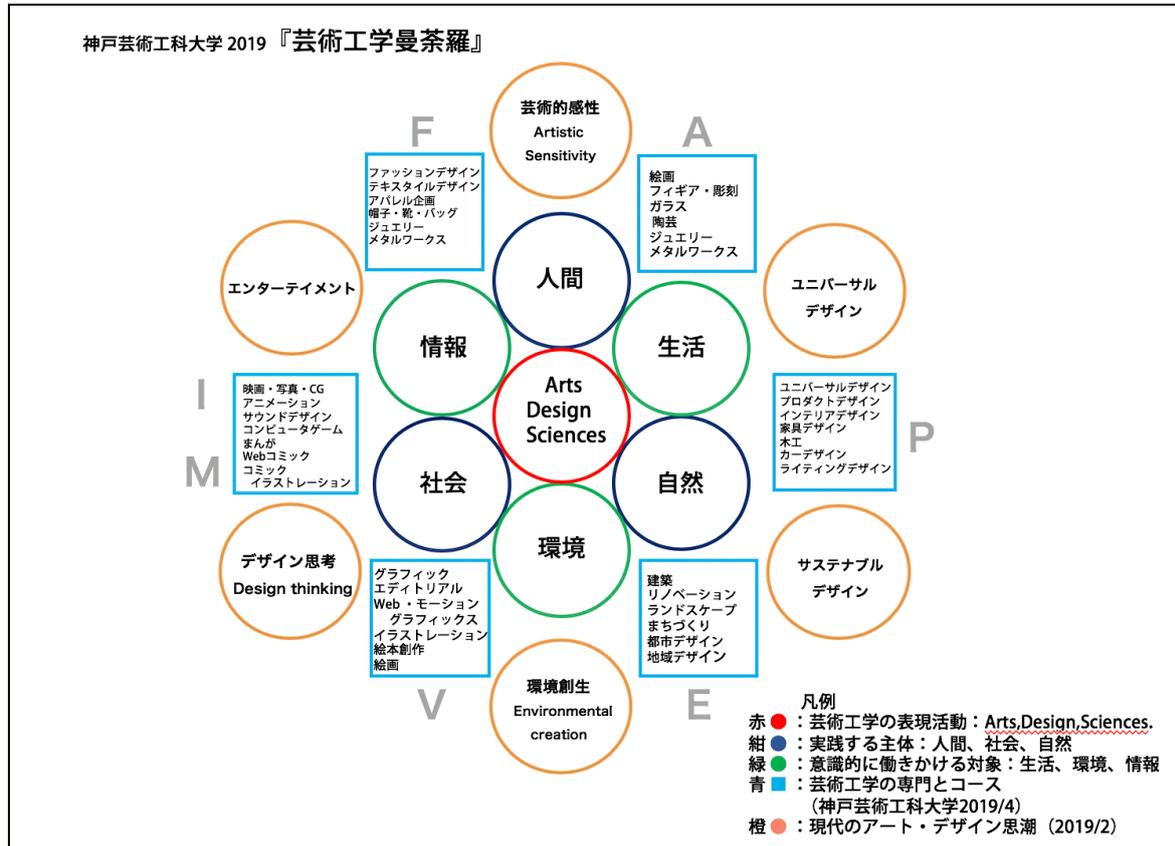
三つのポリシーを通して大学での4年間の学修と達成目標を周知している。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育研究の組織は、生活環境における「芸術工学」について、ビジュアルデザイン、ファッションデザイン、プロダクト・インテリアデザイン及びランドスケープ、環境・建築から構成される4学科を配している。また、まんが、アニメ、CG、映画等のメディア表現によるコミュニケーションデザインや、造形、アートによる創造的表現活動も「芸術工学」が探求する分野として、3学科を配している。「芸術工学」の総合的な実現をめざす教育研究組織を網羅的に7学科構成している。

芸術工学における Arts, Design, Sciences, の表現活動を実践する主体である「人間」「社会」「自然」と、表現活動を意識的に働きかける対象である「生活」「環境」「情報」の関係を、芸術工学曼荼羅に構成し、今日のデザインとアートとの芸術工学部の 7 学科と 25 の専門コースを体系化している。

図表 1-2-1 芸術工学曼荼羅



教養教育を担当する「芸術工学教育センター」は、幅広い分野からなる教養科目と現代のデザイン、アートの現状と方法について、全学の教員が参加して概説する「芸術工学」の区分を設けている。また、学科や研究所と連携したカリキュラムを実施している。

カリキュラム体系の見直しに伴い、「教養教育（基礎教育）」から「専門教育」へと移る前に「芸術工学基礎」という、新しい教育体系を生み出し、各学科の基礎にあたる科目を全学に開放し、幅広い視野と技術を修得できるようにするとともに、デジタル時代に対応する基礎力を育成している。

加えて、プロジェクト型科目や大学間横断科目、国際連携や地域連携などによる取り組みも行い「分野融合」をめざしている。この「芸術工学基礎」を設定することで、本学では「基礎・教養」→「基礎力向上と分野融合」→「専門技術と知恵の習得」→「指導力育成と先端分野の開拓」まで、一貫した教育が可能になった。

大学院は、芸術工学研究科を設置し、「芸術工学専攻博士後期課程」「総合アート&デザイン専攻修士課程」の 2 専攻構成している。

図表 1-2-2 令和 2 (2020) 年度教育組織図



専任教員は、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。大学院の専任教員は、学部と大学院の専門領域の共通性と連携を図るため、学部の専任教員のうちで大学院の教育研究の資格を満たした教員が大学院を担当している。

また、「芸術工学研究機構」には、学校教育法第 96 条に則り、本学の特色を生かした研究所を設置している。

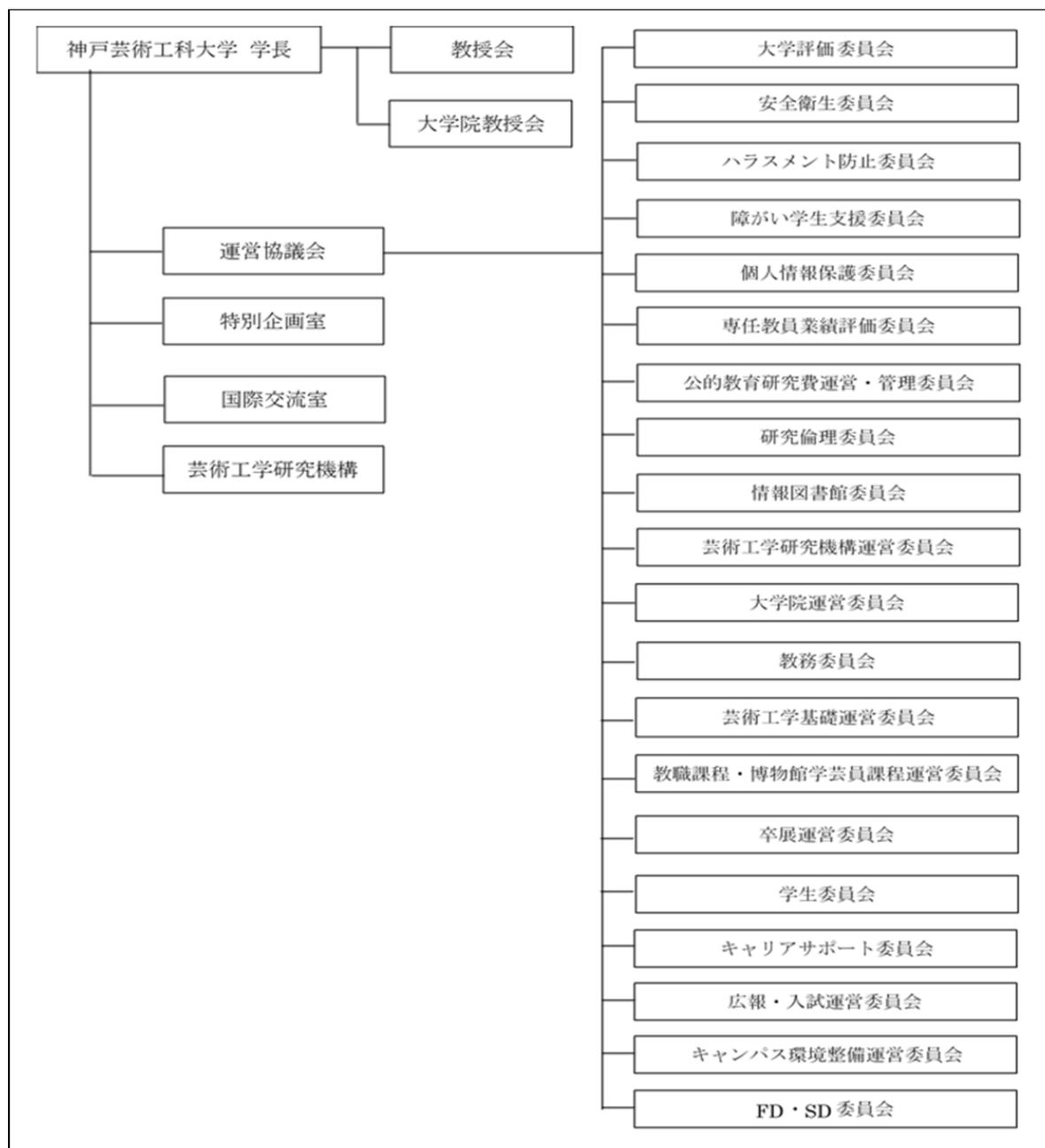
教育研究組織の運営は、大学運営組織に従って行っている。学長の諮問機関として、運営協議会を置き、学長が学務統括上必要と認めた事項を審議する。また、大学院の教育研究については、大学院運営委員会において検討し、運営協議会で協議している。最終的には教授会、大学院教授会に審議・報告される。

大学全体の教育研究に関わる課題への対応は、運営協議会の下部組織の各種委員会にお

いて検討し、運営協議会で協議する。各種委員会は、各学科、芸術工学教育センター、大学院から委員を選出しており、委員会等が検討してきた事項は全学的に情報を共有し、大学教育全体の連携を図っている。教授会又は大学院教授会において、教育に関する事項を審議し、審議及び運営に関する事項の基本方針は全教職員に報告されている。

大学運営組織と教育研究組織は、適切な規模、構成を維持しており、大学設置基準第3条、第4条及び第5条を満たしている。

図表 1-2-3 令和2（2020）年度 大学運営組織



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学長が将来計画の基本方針を検討し、「神戸芸術工科大学の活動戦略」として公表し、

その実施に向けて体制を整備している。また平成 28（2016）年 4 月より副学長を置き、学長ガバナンスの強化と改善のための組織の強化を実施している。

事業計画と予算計画のバランスを保ちつつ、中長期的な将来計画を推進していくため、社会のニーズを常に敏感に受け止め、大学の使命・目的に立脚した教育の一層の充実を図る。

大学は社会状況の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められている。本学においても教育研究に関わる全ての組織が連携を図りながら、事業計画の誠実な実施運営を行う。

### **【基準 1 の自己評価】**

基本理念と使命・目的及び教育目的は、社会の動向と実情に対応できる実践教育を重視している。

本学では、使命・目的及び教育目的を学則及び大学院学則に具体的に明文化し、学生や保護者及び教職員に周知し、社会への公表を行っている。

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を示し、全学的な理解と支持を得ている。教育組織の改編には、学長の方針のもとで教職員が検討を重ね、大学の合意を導いている。教育組織と教育目的は適切な連動を保ち、必要に応じた改正と教育活動への反映を行っている。

また、使命・目的及び教育目的を受けて、学部及び大学院の課程における三つのポリシーを定めている。

学部、学科、研究科、附置機関は、使命・目的及び教育目的と整合性が取れ、大学運営組織が大学の諸活動を適切かつ、効率的に支えている。

関連する法令については、誠実に遵守し、適切な運営を維持・継続している。

以上のことから、本学は明確かつ簡潔に使命・目的及び教育目的を定めて周知しており、基準 1「使命、目的等」の基準を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<学部>

芸術工学部におけるアドミッションポリシー（入学者受入れの方針）は、教育目的に基づき、学部を構成している学科ごとに明文化している。平成 30（2018）年度におけるカリキュラム改編作業に伴い、三つのポリシーの見直しを全学的に実施した。新たなアドミッションポリシーは各学科の入学者受入れ方針を「求める学生像」として分かりやすく表現したもので、大学ホームページや募集要項に記載しており、ホームページの閲覧や資料配布を通じて広く周知を図っている。特に、オープンキャンパスや進学相談会など、入試説明の際には必ずアドミッションポリシーの頁を開き直接説明し、理解促進を図っている。

#### ■各学科のアドミッションポリシーから「求める学生像」の抜粋

##### 環境デザイン学科

- ・ 人々が暮らす環境、建築やランドスケープなどについて幅広い分野への興味と好奇心のある人
- ・ 基礎的な知識と学力にもとづき、主体的に学ぶことのできる人
- ・ 自ら課題を見だしその解決に向けて柔軟に思考できる人
- ・ 多くの人とのコミュニケーションを通して相手の立場に立ちながら自分の考えを構築し表現できる人
- ・ 社会の事象や自然環境への関心をもち、自ら学び未来を切り開く意欲のある人
- ・ 基礎学力とともに、得意な分野における特に突出した学力をもつ人

##### プロダクト・インテリアデザイン学科

- ・ 生活用品、電気製品、家具、雑貨などへの興味と強い関心のある人
- ・ 美しさ、楽しさ、心地よさを素直に感受し、自らも創造し伝えたいと思う人
- ・ 未来のデザインに活かすために、自然や歴史、文化を尊重できる視野の広い人
- ・ 自分や他者の「不満」、「不安」、「不便」を敏感に察知し、解決のために創意工夫する姿勢をもつ人
- ・ 他者や異文化との出会いを大切にし、社会に貢献することを楽しいと感じられる人
- ・ 既成概念にとらわれず、未知の「モノ・コト」に興味を持ち、デザイン提案に挑戦する意欲のある人

##### ファッションデザイン学科

- ・ 衣服・テキスタイルやファッションマーケティングに興味や関心のある人

- ・ あらゆることに積極的に興味を持ち、感受性に富んだ人物であること
- ・ 考えの異なる人々と議論し模索するコミュニケーション力を有していること
- ・ 自身の創作目的を追求する姿勢を持つこと。ものづくりにおいて、柔軟な適応力と論理的思考力が秀でていること
- ・ 情報の解釈と創作活動において、主体性と向上心を兼ね備えていること

#### ビジュアルデザイン学科

- ・ グラフィック、本、雑誌、Web、イラストや絵本創作への興味や関心のある人
- ・ 社会的な事象や自然に対する優れた観察能力をもつ人
- ・ 論理的な批評・分析能力と、豊かな感性をもつ人
- ・ まわりの人と適切なコミュニケーションをとり、相手の立場になって考え表現ができる人
- ・ 新たな時代を切り開くデザインや表現に挑戦する意欲のある人

#### 映像表現学科

##### ◇デジタルクリエイションコース

- ・ 映像、音楽、CG、アニメーション、ゲームなどのコンテンツ創成分野やエンターテイメント分野において、作品の制作やこの分野の研究について積極的な興味がある人
- ・ 芸術系、理数系、文科系といったジャンルを問わず、観察力、表現力、論理的思考力、芸術的な感性力などの中に、特別な興味や能力のある人
- ・ 柔軟で多様な発想表現を可能にするための芸術的表現能力をもつ人
- ・ 主体的に学修し、学ぶことによって成長しようとする向上心ある人
- ・ 考えの異なる人々と議論し模索するコミュニケーション力を有し、共に切磋琢磨する意欲をもつ人

##### ◇映画コース

- ・ 映画・映像制作、またシナリオ・小説を書き表すことに興味や関心のある人
- ・ 高次のクリエイターを目指そうとする強い意欲、姿勢を持つ人
- ・ 柔軟な姿勢で粘り強くコツコツと努力を続け習得しようとする姿勢をもつ人
- ・ 映画と映画映像創作を真摯に探求しようとする意欲をもつ人
- ・ 考えの異なる人々と議論し模索するコミュニケーション力を有し、共に切磋琢磨する意欲をもつ人

##### ◇アニメーションコース

- ・ アニメーションへの強い興味や関心のある人
- ・ あらゆることに積極的に興味を持ち、グローバルな視点から物事を思考することができる人
- ・ 創造力豊かで柔軟な姿勢をもつ人
- ・ 自分の創造力や感性を磨こうとする意志があり、さまざまなことを知識だけでなく自分の目で判断しようとする意欲をもつ人
- ・ 主体的に学修し、学ぶことによって成長しようとする向上心がある人
- ・ 考えの異なる人々と議論し模索するコミュニケーション力を有し、共に切磋琢磨する意欲をもつ人

#### まんが表現学科

- ・ まんがに対する関心を持ち、努力を惜しまず一生懸命にまんがを描きたいという意欲、姿勢をもつ人
- ・ まんが制作を通じて、個人や社会に関する自分の考えを発信していきたいという意欲、姿勢をもつ人
- ・ まんがを読むのが好きで、観賞力や表現力を高め、いずれは創作活動を行いたいという意欲、姿勢をもつ人

#### アート・クラフト学科

- ・ 絵画、フィギュア、彫刻、ガラス、陶芸、ジュエリー、メタルワーク、また美術教育に興味や関心のある人
- ・ 自然と人間社会、かたちや色彩への観察力をもつ人
- ・ 柔軟で多様な発想力を持つ人
- ・ 論理的に分析する思考力と人間の感性を理解しコミュニケーションができる人
- ・ 芸術的な表現力、言語力や理解力をもつ人

#### <大学院>

各専攻が求める学生像及びアドミッションポリシーを定め、募集要項に明記している。

#### ■芸術工学研究科のアドミッションポリシーから「求める学生像」の抜粋

デザインやアートの専門的研究と理論の深化を通して創造性豊かな研究者を育て、また、現代の多様化した環境とシステムに対応できる知識・能力・技術を備えた実践的な戦略を立てられる総合的なデザイナー・アーティストの養成をめざしています。大学院修士課程および博士後期課程では、以下のような目的を持って、意欲的に取り組む人を求めています。

#### 芸術工学専攻（博士後期課程）

- ・ 「芸術工学」を基盤にして知識基盤社会を多様に支える人
- ・ デザインやアートの学術活動を通して、創造性豊かな研究開発に意欲のある人
- ・ 確かな教育能力並びに研究能力を兼ね備えた高等教育の教員をめざす人

#### 総合アート&デザイン専攻（修士課程）

- ・ デザインやアートの制作活動や学術活動を通して、創造性豊かな感性を備える人
- ・ 現代の多様化した環境とシステムに対応するための高度な専門知識・能力・技術に高い関心を持ち、それらを身につけたいと求めている人
- ・ 実践的な構想及び戦略を計画・立案できる総合的なデザイナーをめざす人
- ・ 高度なアートの専門知識および卓越した表現能力・技術を備えた総合的なアーティストをめざす人

### 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### <学部の入試制度と選抜方法>

入試制度については、表 2-1-1 のとおり、アドミッションポリシーに基づき多様な入学者の受入れが可能な制度を設けている。入学者の選抜は、大学設置基準第2条の2及び入学者選抜実施要項に基づき、公正かつ適切に行っている。入試制度は、入試結果や高等学校からの要望を踏まえて、専任教員と事務職員で構成する広報・入試運営委員会（令和 2

(2020)年度より、入試運営委員会及び広報運営委員会を統合)において次年度の計画案を作成し、運営協議会での協議、教授会での承認を経て、理事会に上申している。

入試の実施において、面接を課している入試では各学科のアドミッションポリシーに基づいた質問や本人の就学意欲の確認及び本学への理解並びに作品制作に対する取り組み姿勢等を確認している。

表現力試験及び学力試験を課す入試においては、アドミッションポリシーに基づいた試験問題の作成を基本としている。

入試問題については、「神戸芸術工科大学広報・入試運営委員会規程」第4条に基づき、入試問題作成委員を学長が委嘱し、大学独自に作成している。

入試の実施運営は、広報・入試運営委員会において、当日の実施に向けた協議及び調整を行っている。入試の当日は、入試本部を設け、全ての情報を一元的に集約・管理し、厳正かつ円滑な実施運営を行うとともに、不測の事態発生時に迅速な対応がとれる体制を整えている。

入試の採点については、入試の当日に各学科の教員が行い、以降の採点処理チェック、可否判定資料の作成等を事務職員が担当することで、明確な役割分担のもと、適正かつ厳正に取り扱う体制となっている。

入試の判定については、学長、副学長、事務局長、広報・入試運営委員長、学部長、学科主任による事前調整会議を経て、教授会において審議し、可否を決定している。また、その際、入学手続き者数の報告を合わせて行い、適正な入学者数の管理に努めている。

令和3(2021)年度入試に関しては、いわゆる入試改革初年度にあたる大きな節目と捉え、令和元(2019)年度内に入試制度及び試験科目について計画案を作成し、教授会において審議し決定している。

なお、入試時における奨学金及び授業料減免制度を設けており、表 2-1-2 のとおりである。

表 2-1-1 入試制度一覧 (令和3(2021)年度)

入試区分	入試概要
総合型選抜入学試験 (体験型/面談型)	高等学校の現役生及び既卒生を対象として実施。 受験生の意欲や熱意、そして適性或個性を様々な角度から評価する入試。 ※体験型は、体験プログラムを通して評価し、面談型は、予め用意した作品や資料などを評価して選考。
総合型選抜 資格推薦入学試験 I期/II期	高等学校等の現役生及び既卒生(卒業後1年以内)を対象として実施。 各学科が指定する個別資格・個別コンテストを一つ以上の取得がある者が対象となる。 ※個別資格・個別コンテスト及び面接+調査書による総合選考。
学校推薦型選抜 指定校推薦入学試験	過去の入学実績(志願実績等)や本学と同じ教育課程を設置している高等学校等に対し、本学が指定校として選定した高等学校等のうち、調査書の評定平均値が本学指定以上で、学校長から推薦された現役生及び既卒生(卒業後1年以内)を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考

神戸芸術工科大学

学校推薦型選抜 系列校推薦入学試験	<p>本学の系列高等学校に在籍し、調査書の評定平均値が本学指定以上で学校長から推薦された現役生を対象として実施。</p> <p>※書類審査及び面接による総合選考</p>
総合型選抜 公募推薦入学試験 I期／II期	<p>高等学校等の現役生及び既卒生を対象として実施。</p> <p>※鉛筆デッサンに代表される表現力試験、高等学校の段階での基礎的な学習能力を測る基礎学力試験、受験生のものづくりに対する姿勢等を評価する持参作品・資料・自己PR書や面接など、学科毎に選考基準を定めて選考。</p>
一般選抜入学試験 I期／II期	<p>高等学校等の現役生及び既卒生を対象として実施。</p> <p>※選考方法については、公募推薦入学試験と同様</p>
一般選抜大学入学共通 テスト利用型入学試験 I期／II期／III期	<p>大学入学共通テストの教科・科目のうち、3教科3科目以上選択し、最高得点の1教科1科目で選考。</p>
留学生入学試験	<p>外国籍を有し、外国において学校教育における12年の課程を修了した者を対象として実施。</p> <p>※書類審査、表現力試験（持参作品）及び面接による総合選考</p>
帰国生入学試験	<p>日本国籍を有する者、あるいは日本に永住する外国人で、本学が定める出願資格に該当する者を対象として実施。</p> <p>※書類審査、表現力試験（持参作品）及び面接による総合選考</p>
社会人入学試験	<p>満24歳以上の者で高等学校を卒業した者、高等学校卒業認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者、通常課程における12年の学校教育を修了した者を対象に実施。</p> <p>※書類審査、表現力試験（持参作品）及び面接による総合選考</p>
編入学・転入学試験 I期／II期	<p>短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程を卒業した者または卒業見込みの者で、入学後高い向学心に加え、専門分野の理解をさらに高め、各分野において活躍できる人材になりうる学生を対象として実施。</p> <p>※書類審査、表現力試験（持参作品）及び面接による総合選考</p>

※選考方法について、留学生／帰国生／社会人入試、編・転入学試験以外の全入学試験において、調査書を点数化している。

表 2-1-2 入試時における奨学金及び授業料減免制度（令和3（2021）年度）

制度	種別	金額	基準
----	----	----	----

神戸芸術工科大学

新入生特待生	給付	初年度の年間授業料 1/2 相当額	総合型選抜公募推薦入学試験 I 期、一般選抜入学試験 I 期、一般選抜大学入学共通テスト利用型入学試験 I 期/II 期/III 期の合格者のうち成績優秀者。
ジュニアマイスター ゴールド特待生	給付	初年度の年間授業料相当額	総合型選抜資格推薦入学試験 I 期/II 期の合格者のうち、全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度において、ジュニアマイスターゴールドの認定者。
ジュニアマイスター シルバー特待生	給付	初年度の年間授業料 1/2 相当額	総合型選抜資格推薦入学試験 I 期/II 期の合格者のうち、全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度において、ジュニアマイスターシルバーの認定者。
ジュニアマイスター ブロンズ特待生	給付	初年度の年間授業料 1/4 相当額	総合型選抜資格推薦入学試験 I 期/II 期の合格者のうち、全国工業高等学校長協会ジュニアマイスター顕彰制度において、ジュニアマイスターブロンズの認定者。
指定資格等取得特待生	給付	初年度の年間授業料 1/4 相当額	総合型選抜資格推薦入学試験 I 期/II 期の合格者のうち、各学科が指定する資格・級及びコンテスト等の種別・賞位を 2 区分以上取得した者。
スカラシップ試験 奨学生	給付	初年度の年間授業料 1/2 相当額	総合型選抜入学試験（体験型/面談型）、学校推薦型選抜指定校推薦入学試験、総合型選抜公募推薦入学試験 I 期/II 期の入学手続き完了者で、スカラシップ試験での成績上位者。※新入生特待生認定者は対象外
系列高等学校 入学金免除	免除	入学金相当額	本学園の設置校からの入学者が対象。
系列高等学校 新入生特待生	給付	初年度の年間授業料 1/4 相当額	系列高等学校の入学者で調査書評定平均値 4.0 以上の者が対象。 ただし、大阪商業大学高等学校デザインコースは、調査書評定平均値が 3.6 以上、かつ、芸術系科目の評定平均値 4.0 以上が対象。
系列高等学校 スカラシップ試験 奨学金	給付	初年度の年間授業料 1/4 相当額	系列高等学校新入生特待生者で、スカラシップ試験での成績で基準点以上の得点を取得した者が対象。

特別連携校特待生	給付	入学金相当額	本学が指定する特別連携校からの入学者が対象。
----------	----	--------	------------------------

大学院の選抜試験は、一般入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験をそれぞれ年 2 回（令和 2（2020）年度入学試験以前は年 3 回）実施している。各課程に教員が試験監督と面接審査を担当し行っている。

入試問題（学力試験）は大学独自に作成し、入試の採点は教員が行っている。アドミッションポリシーに沿った学生の選抜を行い、大学院にふさわしい学生を受け入れている。

修士課程では、ポートフォリオや制作した作品に対するプレゼンテーション及び論文に関する質疑応答を行い、研究計画書に記載されたテーマについて、研究や作品制作の能力を当該学域の専門教員が評価し、専攻主任と 4 学域（環境・空間／ひと・もの・暮らし・メディア・コミュニケーション／アート・クリエイション）の教員による面接を合わせ、総合的に判断している。また、これまで指導を受けてきた 2 人の教員等からの評価書（推薦書）の提出を求めている。

博士後期課程では、論文及びポートフォリオや制作した作品に対するプレゼンテーションに関する質疑応答により、研究業績と人物の資質を当該学域の専門教員が評価している。また、研究計画の内容により 3 年間で論文を仕上げるができる能力を評価している。学力試験は英語の記述式筆記試験を課して実施している。専攻主任及び四つの学域（環境・空間／ひと・もの・暮らし・メディア・コミュニケーション／アート・クリエイション）の代表者による面接審査による評価を合わせ、総合的な判断により可否を決定している。

また、修士課程の社会人入学者には、入学当初に修業年限 2 年を 3 年以上とすることができる長期履修制度を設けており、2 年間の学費を修業年限に按分して納付することになっている。大学院入学時における新入生特待生制度（授業料給付制度）は、対象を学内進学者のうち、修士課程では入試の得点及び学部の GPA の得点の合計得点上位者 5 人以内、博士後期課程では入試の成績上位者 1 人を入学試験成績優秀特待生として初年度の授業料半額を給付している。

表 2-1-3 令和 3（2021）年度修士課程選抜方法（一般入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験）

審査内容
書類審査（研究計画書）
ポートフォリオ及び作品又は論文審査 <b>【作品の場合】</b> 本人がデザイン又は制作したテーマが異なる 3 点以上の作品（持参できない場合はパネル）と、これまでの活動実績を示すポートフォリオ <b>【論文の場合】</b> 本人が作成した 1 本以上の論文及びその内容を示すパネルと、これまでの活動実績を示すポートフォリオ 1 点（その他、作品の提出も可）
面接審査

表 2-1-4 令和 3（2021）年度博士後期課程選抜方法（一般入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験）

審査内容
書類審査（研究計画書）
ポートフォリオ及び作品又は論文審査 <b>【作品の場合】</b> 本人がデザイン又は制作したテーマが異なる 3 点以上の作品（持参できない場合はパネル）とこれまでの活動実績を示すポートフォリオ <b>【論文の場合】</b> 本人が作成した 1 本以上の論文及びその内容を示すパネルと、これまでの活動実績を示すポートフォリオ 1 点（その他、作品の提出も可）
学力試験（英語記述式試験）
面接審査

### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

＜学部の入学者数の安定的確保＞

本学は大学設置基準第 18 条に基づき、学則第 2 条第 3 項に入学定員に対する学生受入れ数を定めている。入学定員に対する学生受入れ数の推移は表 2-1-5 のとおりである。

過去 4 年間の学科ごとの入学者の推移を見ると、ファッションデザイン学科の入学者数が定員を下回っており、抜本的な見直しが必要な状況にあると認識している。また、アート・クラフト学科においても、長らく定員を下回っていたが令和 2（2020）年度は 53 人（定員充足率 118%）の入学者を確保し、改善傾向にあると捉えている。

学科ごとの入学者数は年度によって増減があるが、大学全体では、定員 400 人に対し、令和 2（2020）年度 464 人（定員充足率 116%）、令和元（2019）年度 439 人（定員充足率 110%）、平成 30（2018）年度 391 人（定員充足率 98%）、平成 29（2017）年度 409 人（定員充足率 102%）であり、大学全体で概ね入学者数を確保しており、適切な学生受入れ数を維持している。

収容定員に対する在籍者数の比率は、表 2-1-6 のとおりであり、教育環境確保の観点からも概ね適正に維持している。

表 2-1-5 入学定員に対する学生受入れ数の推移

学部	学科	平成 29 年度 (2017)			平成 30 年度 (2018)			令和元年度 (2019)			令和 2 年度 (2020)		
		入学 定員	入学 者数	比率	入学 定員	入学 者数	比率	入学 定員	入学 者数	比率	入学 定員	入学 者数	比率
芸術工 学部	環境デザイン学科	70	87	1.24	70	72	1.03	70	93	1.33	70	74	1.06
	プロダクト・インテリアデザイン学科	70	72	1.03	70	68	0.97	70	77	1.10	70	82	1.17
	ファッションデザイン学科	50	34	0.68	50	41	0.82	50	39	0.78	50	44	0.88
	ビジュアルデザイン学科	80	77	0.96	80	91	1.14	80	77	0.96	80	90	1.13
	まんが表現学科	45	49	1.09	45	35	0.78	45	48	1.07	45	53	1.18
	映像表現学科	45	59	1.31	45	55	1.22	45	67	1.49	45	68	1.51
	アート・クラフト学科	45	31	0.69	45	29	0.64	45	38	0.84	45	53	1.18
大学合計		400	409	1.02	400	391	0.98	400	439	1.10	400	464	1.16

表 2-1-6 収容定員に対する在籍者数の比率 (令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在)

学部	学科	令和 2 (2020) 年度		
		収容定員	在籍者数	比率
芸術工学部	環境デザイン学科	280	325	1.16
	プロダクト・インテリアデザイン学科	280	313	1.11
	ファッションデザイン学科	200	155	0.78
	ビジュアルデザイン学科	320	331	1.03
	まんが表現学科	180	184	1.02
	映像表現学科	180	242	1.34
	アート・クラフト学科	160	145	0.91
大学合計		1,600	1,695	1.06

※旧デザイン学部、先端芸術学部の在籍者を含む。

大学院では、大学院設置基準第 10 条に基づき、収容定員・入学定員を定め、学生数の管理を行っている。

収容定員に対する在籍者数の比率は、表 2-1-7 のとおりであり、教育環境確保の観点からも適正に維持している。

表 2-1-7 大学院 入学定員・収容定員・在籍者数 (令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在)

専攻	入学定員	入学者数	入学者定員比率	収容定員	在籍者数	在籍者定員比率
芸術工学専攻 (博士後期課程)	6	5	0.83	18	10	0.56
総合アート&デザイン専攻 (修士課程)	27	34	1.26	54	84	1.56
研究科 合計	33	39	1.18	72	94	1.31

大学院研究科の入学定員に対する学生受入れ数は、大学院設置基準第 10 条に基づき、大学院学則第 2 条第 4 項に定めている。大学院担当教員は、教育・研究環境の確保の点から、博士後期課程において丸合 (研究指導及び講義担当適格者) 21 人、合 (研究指導の補助並びに講義 (及び実験) 担当適格者) 1 人、修士課程において丸合 61 人、合 3 人の体制のもと研究指導及び講義を行っている。

### (3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

受験生や保護者、高等学校及び高校教員等へは、引き続き印刷物や大学ホームページ、オープンキャンパスや各種相談会等において、アドミッションポリシーのさらなる周知・理解を図っていく。

広報活動について、教育連携実施高等学校や美術・デザイン系の分野を持つ高等学校、本学への入学者が多い高等学校の進路担当教員・美術教員との情報共有を図るとともに高等学校側のニーズ把握に努め、入試制度等の改善を図っていく。

受験生・保護者へは、オープンキャンパスやデッサン実技講習、高大連携等を通して、

本学が実践している専門教育の特色・特長、将来の就職や専門的な職業について丁寧に説明し、本学への理解度向上を図っていく。

コロナ禍で直接大学に足を運ぶことが難しい遠方の受験生のために、少しでも本学について知ってもらえる機会を創出するため、各学科の授業紹介や学びの特徴、学生生活・奨学金、就職支援の取組み、入試制度についてなど、各種動画を作成し大学ホームページ上で配信するほか、オンラインツールを利用した個別相談を実施していく。また、多くの高校生が情報の共有や発信として利用している SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、受験生への情報発信を強化していく。

また、令和 3（2021）年度の入学者選抜からその方法が大きく変更され、「学力の 3 要素」を多面的に評価することのできる入試制度及び試験科目を設定したが、入試の実施結果を踏まえ新たな入試制度において、アドミッションポリシーの周知方法は適切であったか、また、受験生へはどう伝わったのか、入試制度及び科目設定は「学力の 3 要素」の評価に適した内容になっているか、本学が求める学生を確保できているかなどを検証し、引き続き入試制度の見直しを行っていく。学生受入れ数の維持に関しては、学部全体では入学定員を充足しているものの、入学定員を下回っているファッションデザイン学科に関しては、抜本的な方策立案が急務であると考え、社会経済及び業界の状況、競合他学の情勢、カリキュラム構成などの検証を行っていく。

大学院研究科の学内外の広報活動については、大学ホームページ（オリジナルサイト含む）の英語版、中国語版の充実を図り、研究活動等の情報提供を積極的に行う。留学生入学試験においては各入試区分の合否判定基準を明確にしつつ、入学定員（若干名）の適切な管理を行う。

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教育目的の達成と大学の適正な運営を行うため教務委員会、芸術工学基礎運営委員会や学生委員会等の各種委員会を設置している。各種委員会の委員長には教員、副委員長には職員を委嘱する教職協働体制を整備し、それぞれの立場からより良い学修支援内容を検討、実施している。各委員会で審議される事案は、運営協議会及び教授会に報告され、大学全体の議事に諮られ、学長が決定する仕組みとなっている。

### 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<障がい学生への配慮>

学生生活・国際交流課では、障害者差別解消法に基づき、障がいを持つ学生が他の学生と同等の教育機会を得ることができるよう、障がい学生支援に関するガイドライン並びに

「神戸芸術工科大学障がい学生支援委員会規程」を整備し、適切な支援を図っている。

その例として、障がい等により授業において配慮が必要な学生は、授業担当の教員に対し配慮を依頼することができる。配慮希望者には、臨床心理士の資格を持つカウンセラー及び事務局担当職員が面談を行い、希望する配慮の内容を確認のうえ、支援プランを作成する。カウンセラー及び担当職員は、当該支援プランに基づき所属学科・専攻の教員と協議を行い、障がい学生支援委員会での審議・承認を経て、配慮を希望する履修科目の担当教員に対し配慮願を配付している。配慮を受けた学生には、学期の終わり頃に評価面談を行い、配慮が効果的に実施されたか、困り事はなかったかについてフォローアップを行い、次期配慮内容について検討している。

また、施設はバリアフリーとし、車いす等を利用する学生には、大学施設・設備に支障がないか事前に確認のうえ、要望に適宜対応している。

障がい学生の支援体制については、障害者差別解消法施行（平成 28（2016）年）に先立ち平成 27（2015）年度より全学支援体制の再構築を図り、平成 31（2019）年度には障がい学生支援委員会を設置し、心身に障がいを抱える学生に対する合理的配慮や、積極的支援にかかる理解促進に向けた取り組みを強化している。

#### < オフィスアワー制度 >

専任教員は、日常から授業時間外の相談や課題の制作等の個別対応を行っているが、全学的に、専任教員が研究室等で待機し、質問や相談を受け付ける「オフィスアワー」を設定している。非常勤講師については授業実施後の時間をオフィスアワーとしている。なお令和 2（2020）年度からメールによる質問や相談の方法を採用し、より充実した体制となっている。

#### < TA・SA の適切な活用 >

実習・演習の授業には、実習助手及び TA（Teaching Assistant）として大学院生を配置している。大学院生が配置できない場合は、SA（Student Assistant）として学部 3 年生以上の学生を配置している。実習助手は、担当教員の指示により実習科目における教育補助の役割を担っている。TA は、教員を補助し、授業準備、機器の整備及び学生への技術上の助言を行っている。SA は、教員の指示により、実習・演習の準備及び実施に関する補助業務を行っている。

#### < 中途退学者、休学者及び留年者の対応 >

学生の中途退学・休学の申し出には、所属学科の担当教員が面談を行い、その結果をもって届出書類を受理している。教員は面談により、理由を聴取すると共に修学に向けて助言や指導を行っている。学生生活・国際交流課は、その相談窓口となって各学生の状況を把握し、教務課や教員と連携した指導ができるよう情報をプロファイル化している。令和元（2019）年度の中途退学者の理由は、修学意欲の低下 28.3%、進路変更 47.3%、経済的理由 5.7%、学業不振 5.7%、健康上の理由 11.3%、その他 1.9%となっている。一時的に休学することによって修学及び卒業の可能性が見受けられる場合には、その選択肢を提示するなど適切なアドバイスを行い、経済的な事情がある場合は奨学金等のサポートを検討し、

状況により学内の給付型奨学金による支援を実施している。

また、日本学生支援機構の奨学金の給付や貸与を受けている学生で成績の状況が思わしくない者には、4月～5月に職員が面談を通して成績不振の理由を確認すると共に、今後の履修計画や単位修得に関する助言や奨学金の継続受給に向けた指導を行い、学生の経済的問題に起因する中途退学や留年の抑止に努めている。

#### <履修、成績不振等学生への対応>

年度当初の教務委員会において、履修登録状況や単位修得状況が思わしくない学生の指導に係る方針・基準等を検討し、全学的に共有し学生指導等の対応を行っている。学生指導は、年2回の履修登録及び成績発表の時に対象学生に通知を行い、個別面談等を実施している。特に成績不振者の基準を明確にし、学科との情報共有を図ることで、成績不振者の早期把握とタイムリーな面談と指導につなげている。また職員には、学生対応のマニュアルを共有し、学生への指導対応の平準化を図るとともに、学生支援システム「KDUポータル」の学生個人ページに対応情報等を記録し、職員間の情報共有を図っている。

#### <コンピュータラボラトリー対応>

コンピュータラボラトリーでは、教務課の職員が情報機器の管理を行っている。また、コンピュータラボラトリーには、コンピュータの操作サポートを担うSAを配置している。

#### <保護者への対応>

年2回、保護者宛に成績通知書とともに保護者向け情報誌「KDU i」を送付し、様々な学内を報告するとともに、大学への相談をしやすい環境を作っている。また、毎年保護者を対象とした「教育懇談会」を実施し、学科の指導教員等による個別面談を行っている。個別面談にて学生と保護者の双方をサポートすることにより、学業を中心とした大学生生活全般の支援を行っている。

### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

授業は、担当教員と授業支援者である実習助手、職員、TA・SAの協働により行っている。より学生に補助・指導ができるようFD活動の強化や、TA・SAを対象に講習等を行うなど、教授方法の能力・力量の向上策を強化する。

学生の学修支援を行う際には、学生支援システム「KDUポータル」を活用し、学生対応履歴等を記録しているが、現在職員間の情報共有に留まっているものを、より一層の教職協働を進めるために活用方法の体制の強化を行う予定である。

学生が多様化し、個々に応じた学生の支援を効果的に効率よく運営していくために、教務課、学生生活・国際交流課、保健室、学生相談室及び教員が連携し、特に障がいのある学生等の支援に対する教職員のスキルアップのために、FD・SD研究会等でスキル習得を行う。

大学院研究科においては、既存の専門領域を超えたコラボレーションやイノベーションを通して、新しい教育手法の開発を活性化させる。

大学院については、適性かつきめ細かな研究指導や教育を行うため、一定の研究業績によ

り若手教員でも研究指導に参加できるように資格基準を見直し、審査に合格した場合に、博士後期課程では准教授以上を、修士課程では助教以上を、研究指導又は教育担当ができるようにした。

今後はさらに多種多様な学生の入学が予想されるため、個別の状況に応じた細やかな支援を効果的に効率よく行っていくために、教務課、学生生活・国際交流課、保健室、学生相談室及び教員が連携していく。特に障がいのある学生等への対応について、FD・SD研究会等において教職員のスキルアップに努める。学生が社会で自立するため、学生自身が主体的に自己分析を行い、その内容を自分から発信し対処する方法を体得させる。

中途退学者数の増加を防止し、修学に必要な支援を行うため、今後も引き続き退学理由や動向の分析を行う。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

#### (2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

キャリア教育支援として基礎教育カリキュラムの学修基礎区分に「キャリアデザイン A」（1年次・2単位）、「キャリアデザイン B」（2年次・2単位）、「インターンシップ A/B」（1～4年次・1単位）を取り入れ、低学年時からキャリア教育を展開している。3年次から「就職ガイダンス」を適宜実施し、1年次から3年次まで途切れることなく体系的にキャリア教育を展開している。小規模大学のメリットを生かして、3年次と4年次に学生全員を対象とした進路面談を行うなど、納得のいくキャリア選択に導くために、一人ひとりに合わせたサポートを行っている。

また、卒業生を講師として招聘する「リレー講座」や、就職先企業やクリエイティブな職種で求人依頼のある企業を学内に積極的に誘致し、「業界・企業研究セミナー」、「学内企業説明会」のキャリアサポートプログラムを展開している。

併せて、キャリア教育支援は全学的に学生の就職や進路支援を行う部署である「キャリアセンター室」並びに学生のキャリアサポートを推進すべく学部の各学科、大学院、芸術工学教育センターの教員で構成する「キャリアサポート委員会」を設置し、キャリアセンター室員も出席する委員会を定期的に行い、キャリアセンター室とキャリアサポート委員会が密に連携を図っている。教職員が一体となって学生の就職・進学に対する相談・助言体制を整備し適切に運営している。

#### 【キャリア教育／就職ガイダンス／キャリアサポートプログラム】

1年次	大学入門セミナー ＜前期＞	大学や大学生活に適応し、不安を解消する。大学で必要な最低限の学習スキル、著作権や法律など、社会的な知識・スキルを獲得する。
-----	------------------	---

	キャリアデザイン A ＜後期＞	「自分を深く知る」ことと「社会参加への接近」をテーマに自己理解と社会に出る基礎を深める。これからの大学生活をより有意義なものにし、また、将来の目標を明確にすることで、実社会に主体的に参画していくための動機付けを行う。人とのコミュニケーションを通して、社会人として求められる能力の気づきや到達する方法を学ぶ。
	インターンシップ	実際の仕事を通して専門知識を高め、一層の学習意欲と就職に対する意識を喚起し、実社会において必要とされる高い職業意識、自立心と責任感を育成する。
2 年次	キャリアデザイン B ＜後期＞	組織や地域社会の中で、多様な人々と仕事をする上で必要となる基礎的な能力＝「社会人基礎力」の向上を図るとともに、自己理解を深めることを目的とする。卒業生やインターンシップ経験者の講話から気づきを得る。
	インターンシップ	実際の仕事を通して専門知識を高め、一層の学習意欲と就職に対する意識を喚起し、実社会において必要とされる高い職業意識、自立心と責任感を育成する。
3 年次	就職ガイダンス	①オリエンテーション ②ナビサイト説明会 ③ポートフォリオガイダンス／写真講座 ④筆記試験対策講座 ⑤証明写真撮影会 ⑥自己 PR 講座 ⑦志望動機作成講座 ⑧面接対策講座
	インターンシップ	実際の仕事を通して専門知識を高め、一層の学習意欲と就職に対する意識を喚起し、実社会において必要とされる高い職業意識、自立心と責任感を育成する。
	進路面談	3 年生全員を対象に進路面談を実施。キャリアハンドブックを配付し、卒業後の進路について確認を行い、適切な助言・アドバイスを行う。
	卒業生リレー講座	キャリア教育の一環として社会で活躍する卒業生を講師として招き、これまでの経験や現在の活動状況などを語ってもらうことで在学生在が、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を将来実現するための力を高めることを目的とする。
	業界・企業研究セミ	学内に就職実績のある企業などを誘致し、各業界や企

	ナー	業についての理解を深める機会を提供する。専門性の高い職種を希望する学生が多いためミスマッチを無くすことも目的とする。
4年次	進路面談	4年生全員を対象に進路面談を実施。就職活動等の進捗状況の確認を行い、適切な助言アドバイスを行う。
	個別相談	履歴書・エントリーシートの添削、面接練習などキャリアセンター室員が随時対応を行う。
	キャリアカウンセラー	キャリアカウンセラーを配置し、50分間の個人面談を事前予約制にて実施。
	学内企業説明会	求人依頼企業を学内に誘致し、合同（個別）説明会を実施。
	進路調査	卒業後の進路が決まった学生には随時、進路決定届の提出を求めており、年3回（10/1 現在、卒業時、4/30 現在）の進路調査を行い、学生の状況把握を行っている。

**【キャリアセンター室】**

キャリアセンター室の事務分掌は以下の通り。

- ①進路指導
- ②求人企業の開拓及び就職紹介
- ③就職ガイダンスの実施
- ④求人情報の収集及び整理
- ⑤求人票受付及び就職状況の調査
- ⑥就職関連の統計調査及び報告
- ⑦キャリア教育の企画及び立案
- ⑧資格講座の企画、立案及び運営
- ⑨卒業生のキャリア支援

**【キャリアサポート委員会】**

キャリアサポート委員会の審議事項は以下の通り。

- ①就職支援についての企画、立案及びガイダンスに関する事項
- ②就職先の開拓、連絡に関する事項
- ③就職についての相談、指導、助言に関する事項
- ④就職（内定）状況及び追跡調査に関する事項
- ⑤その他委員会が学生のキャリア支援に必要と認める事項

**【インターンシップ】**

<単位認定要件>

各研修（事前・マナー・事後）に参加し、同一機関で5日以上かつ30時間以上の実習

を行い、教育上有益であると認められた場合、単位を認定する。

・過去3年間の単位認定者数

年度	単位 認定者数	主な派遣企業
平成 29 (2017) 年度	41	(株)YUIMANAKAZATO、六甲山観光(株)、松尾捺染(株)、(株)兵庫プロバスケットボールクラブ、一級建築士事務所 ROOTE 他
平成 30 (2018) 年度	49	横尾忠則現代美術館、(株)ティーハウス建築設計事務所、(株)遠藤剛生建築設計事務所、(株)デジタル・フロンティア、(株)大田出版 他
令和元 (2019) 年度	48	日本建設(株)、交友印刷(株)、(株)ネクストページ、(株)畑友洋建築設計事務所、(株)村上工務店、社会福祉法人すいせい 他

#### 【資格取得・スキルアップ講座】

キャリアセンター室が、各種資格取得講座及びスキルアップ講座の企画・実施を行い、専門職に必要な資格取得、就職に向けたサポートを行っている。令和元(2019)年度の開講講座は以下の通り。

<資格取得講座>

- ①カラーコーディネーター検定(3級・2級)対策講座
- ②ビジネス著作権検定初級講座
- ③英会話講座
- ④TOEIC 対策ベーシック講座
- ⑤2級建築士対策講座

<スキルアップ講座>

- ①PC 講座 (Excel・Word)
- ②ポートフォリオ作成講座

#### 【障がいのある学生の就職支援】

日本学生支援機構が行う「障がいのある学生の就学支援に関する実態調査」の報告にもあるように、本学においても障がいのある学生が年々増加している。

障がいを持つ学生の支援は、障がいの特性、本人及び保護者の障がいに対する理解、受容などにより一律に行うことができないことから、障がいを持つ学生の特性に応じた支援を行っている。そのために、部署間連携(キャリアセンター室/教務課/学生生活・国際交流課[心理カウンセラー、看護師含む]/ヘルスケアセンター)により、情報の共有、支援の連携を行っている。例えば、心理面で不安のある学生は、心理カウンセラーとの面談を通じて就職活動を行えるまでメンタルが回復すれば、キャリアセンター担当者が引き継ぎ、就職活動支援を行うなど連携を図っている。

また、外部機関とインターンシップや、就職マッチング会への参加などで連携を図っている。兵庫県が主催する障がい学生巡回相談事業にも参加し、就労移行支援事業所の相談員から専門的なアドバイス(障がい者手帳取得のメリット、デメリット、年金などの福祉関係等)を受け、障がい者手帳の申請、取得を行った事例もある。卒業後の進路として就職だけでなく、就労移行支援事業所へのスムーズな移行もキャリアセンター室として重要

な役割となってきた。

#### 【卒業後の評価（就職先の評価、卒業生の評価）】

キャリアセンター室において、「卒業生アンケート」及び「企業アンケート」を行っている。卒業生アンケートは、現況確認と在学時の満足度等の調査を目的に、企業アンケートは、就職した学生が社会からどのように評価され、何を期待されているかを調査することを目的に行っている。アンケート結果はキャリアセンター室で集計し、キャリアサポート委員会、教授会で報告を行い、全教職員で結果を共有し、教育活動の改善に反映させている。

#### (3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

企業アンケートから、採用にあたり企業が重視するのは「適正」と「人物」であった。卒業生の評価においては、「仕事に対する積極性」「責任感・粘り強さ・積極性」は高評価であったが、「対人関係・協調性・コミュニケーション能力」の物足りなさを感じている企業があった。また、近年 SNS の発達や、障がいのある学生等の増加などにより、学生の卒業後の進路が多様化している。これまでよりなお一層、学生一人ひとりの社会的・職業的な自立をめざし、低学年時から勤労観・職業観を育成するために、各学科、各専攻、芸術工学教育センター、キャリアサポート委員会、キャリアセンター室を含む事務局が有機的に連携しキャリア教育の一貫した支援の構築を検討する。

また、新型コロナウイルスが就職活動にも大きな影響を与えた。オンラインの活用、企業業績や採用動向などにも敏感に反応し、柔軟かつ効果的な就職支援を行っていく。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

#### (2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活に関する支援は、学生生活・国際交流課が所管である。運営組織として、学生委員会を設置し、各学科教員と学生生活・国際交流課長によって構成する。学生委員会では、学生生活の諸活動に関する事項等について、月 1 回の審議、検討、報告を行っている。奨学金推薦に係る選考、賞罰、厚生補導、保健管理及び課外活動等、学生生活に係る様々な議案を諮り、必要に応じ各委員が学科に持ち帰り問題提起を行う。各学科で集約された意見は学生委員会にフィードバックされ、協議を重ねている。また、学科において生じた検討事項についても学生委員会で報告及び協議を行う。重要な事項については、運営協議会及び教授会で審議・報告を行うなど、教職員協働で学生生活支援の向上を図っている。

また、学生の大学生活や教育活動に対する安全・安心の確保について、正課授業、課外、学外及び通学途上の事故・災害に備え、大学の全額負担により全学生が「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。

<経済的支援>

奨学金については、大学独自の給付奨学金制度を導入している。経済的困窮者に対する「神戸芸術工科大学給付奨学金」（採用枠年間 5 人）、留学生向け「神戸芸術工科大学私費外国人留学生奨学金」を整備し、学生への経済的支援による修学環境の安定と修学意欲の向上を期待している。

保護者組織から「神戸芸術工科大学教育後援会奨学金」（採用枠前期 10 人、後期 15 人）、「神戸芸術工科大学教育後援会私費留学生外国人奨学金」（採用枠年間 8 人）の給付支援を行っている。

学費納入に関しては、申請者に学費納入の猶予期間を設ける延納制度や各学期の学費納入を 2 回に分けて行う分割納入制度がある。日本学生支援機構の修学支援制度にかかる授業料減免対象者については、3 ヶ月の納入猶予を行っている。また、本学園と提携している銀行から教育ローンを借りた場合には、返済利子を給付する奨学融資制度を設けている。

国内外の大災害に際しては、家族の安否確認を行うと同時に、緊急的に学費減免を講じる特別措置等、経済的側面からの修学支援を行っている。その他に、経済的支援の一助として、授業終了後にコンピュータラボラトリー及び情報図書館で学生を SA として採用している。

<教育活動表彰>

・谷岡奨学金

勉学に熱意があり、文化・芸術、スポーツ、社会活動等の分野において、本学園又は各設置学校の名を著しく高め、更に当該分野の将来の活躍が期待できる者又は団体に対し、その活動を助成する奨学金を給付している。

<課外活動への支援>

学生生活・国際交流課では、学生自治組織である「学生フォーラム」の執行部と月例会議を実施し、学生の課外活動のサポートや学生行事への助言、補助を行っている。学生フォーラム執行部が担当する学生行事について、企画から予算執行まで学生生活・国際交流課がサポートし、必要に応じて学生委員会にて審議、検討、報告を行い、教授会を通じて各学科に協力要請を行うなど、学生自治活動の運営を支援している。

学生団体の活動の一つとして、各クラブ・サークルの部長または主将クラスの学生が参加するリーダーズキャンプを毎年開催している。リーダーズキャンプでは、リーダーとしての自覚を持つための研修を行うとともに、学生フォーラムや課外活動に参加する社会的意義を伝えている。参加学生は、課外活動に関する課題をグループディスカッションし、情報共有や問題解決を図っており、団体相互のつながりの強化にもつながっている。

学生フォーラムは、月に 1 回程度昼休みを利用して、各クラブ・サークル員約 100 人が参加し、大学構内の美化清掃を行う「クリーンキャンペーン」を実施している。さらに、「芸愛祭」を毎年 1 回開催し、構内美化だけでなく大学周辺地域や不法駐輪の撤去、防災訓練を実施するなど、学生フォーラムと教職員協働で行事の運営に携わっている。大学構内の美化清掃や学生フォーラムの課外活動には、設備等の補助を行っている。

また、学生生活・国際交流課では、「教育後援会」と協力し、クラブ・サークル活動、リーダーズキャンプ、大学祭・芸愛祭、創作活動による個人展やグループ展に対し、活動支援や経済的補助を行っている。

<健康相談、心的支援、生活相談等への支援>

学生に対する健康相談、心的支援については、毎年4月のオリエンテーション時に全学生を対象に健康診断を実施し、医師の内科検診において問題があると判断された学生に対しては、保健室で内容を把握し、問題解決に努めている。また、入学時に提出される学生カードにおいて心身の問題について申告のあった学生についても保健室で把握し、問題解決に努めている。また、心の問題を抱える学生には、学生相談室の臨床心理士資格を有するカウンセラーと連携しながら対応にあたっている。

FD・SD研究会においても「本学における多様な学生の理解と対応（平成29（2017）年実施）」や「大学における障がい学生支援（平成30（2018）年実施）」、「教育におけるユニバーサルデザイン（平成31（2019）年実施）」をテーマに研究会を3回実施し、学生の適切な対応と取り組みを検討した。遠方より入学し下宿する1年生を対象に、オリエンテーション時に「一人暮らしオリエンテーション」を実施している。交友関係を築くきっかけとなる交流の場を提供すると共に、防犯意識の啓蒙を目的とした防犯教室を所轄警察と連携して実施し、一人暮らしにおけるマナーやルールの遵守等についての説明も行っている。オリエンテーションには保護者の参加も可能としており、保護者に対しても一人暮らしに対する不安の払拭を図っている。

保健室では、学生が気軽に利用できる環境づくりと学生同士の交流の場を目的とした「フレンドシップアワー」を開催し、問題を抱える学生の把握に役立っている。学生相談室では、カウンセラーが毎週月曜日～金曜日の10時～16時まで常駐しており、精神的に問題や不安を抱える学生への助言や支援を行っている。学生生活を送るうえで、サポートが必要な障がい学生については、学生相談室、保健室及び学生生活・国際交流課による面談を通して相談やサポートを行っている。

その他、安心して楽しい学生生活を過ごすための情報ツールとして、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」を作成し、学生に配付している。保護者には、9月と3月の年2回、大学情報誌「KDUi」を発行し、大学生生活の様々な情報を発信している。

図表 2-4-1 一人暮らしオリエンテーション・フレンドシップアワーの実績（過去4年間）

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
一人暮らしオリエンテーション (新入生対象)	95人	95人	104人	67人
フレンドシップアワー (全学年対象)	32人	29人	47人	開催なし

<留学生への支援>

留学生への支援として、月定例で実施する「留学生事務連絡会」では、学年暦の確認や

各種奨学金の案内、交流事業の紹介等を行うとともに、留学生の健康状態の観察や疑問・悩みの相談に応じるなど、留学生一人ひとりの状況に応じたサポートを行っている。より手厚いサポートを希望する留学生には、先輩学生を「チューター」として配置し、授業や学生生活面のアドバイス等の学生生活全般をサポートしている。また、チューターは、留学生と共に「ウェルカミングプログラム」や日帰りバス研修、クリスマスパーティ等に参加し、友好と親善を深め、学生レベルでの国際交流の促進を図っている。

経済的支援では、留学生向けの独自奨学金の実施、外部団体の各種奨学金に関する情報提供等、留学生が安心して学業に励むことができるよう支援体制を整えている。さらに、留学生を対象とした「防犯・防災教室」を毎年1回開催し、令和元（2019）年度には、事務局職員による防災研修を行い、災害等から身を守るために必要な知識や情報が得られる機会を設けた。

また、「ホームステイ」や「ホームビジット」として、留学生の受け入れの募集を行い、地域住民に協力を得ている。毎年6月頃に、登録された受け入れ協力の家庭を招き、「ウェルカミングプログラム」を開催するなど、留学生と地域住民との交流促進を図っている。その他にも学内イベントの開催、ビザ手続きの補助等、留学生が満足した学生生活を過ごせる工夫や取り組みを行っている。

その他、令和元（2019）年度より大学近隣の県営住宅7部屋を借り上げ、留学生に対し、安価で良質な住環境の提供を行っている。

図表 2-4-2 ホームステイ・ホームビジット登録数と（イベント）内容（過去3年間）

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
登録家庭数	3 件	36 件	36 件
ウェルカミング プログラム実施月	7 月	6 月	6 月
ウェルカミング プログラム内容	からくり人形見学・ 制作 ランチパーティ	おきあがりこぼし講 義・制作 ランチパーティ	オリジナルけん玉制作 ランチパーティ
参加人数	64 人	68 人	46 人

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

運営組織に関しては、委員会の開催をオンラインにすることで緊急の案件に対し、迅速な対応と情報共有ができるよう設備を強化し、ツールを活用して、ハード面及びソフト面の両面における委員会の質的向上を目指す。

経済的支援に関しては、令和 2（2020）年度から実施となった日本学生支援機構による修学支援制度を活用し、年度末の学力の適格認定における廃止措置により経済支援が途切れることのないよう、年度を通して修学状況の調査を行い、学力不振等に応じて面談・指導を行っていく。また、経済的困窮者を対象とした本学独自の給付奨学金や保護者組織に

よる奨学金制度についても、より幅広く活用できるよう対象者枠の見直しを行う。

課外活動の支援に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため定めた新たなルールを遵守しつつ、学生自治活動をはじめ、クラブ・サークル等の各種団体の活動活性化に向け、企画の計画、準備、運営のサポートを行っていく。

問題を抱える学生に対しては、教員及び関連部署と連携のうえ、個別に細やかな対応を行い、必要に応じて学生相談室へとつなげていく。

留学生への支援として、令和元（2019）年度までは私費外国人留学生授業料軽減制度において、令和2（2020）年度からは私費外国人留学生給付奨学金において、経済的負担の軽減を図っている。また、チューター採用者へのサポートとアドバイスをを行い、留学生の学生生活支援へとつなげていく。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

#### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

#### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

#### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

##### (1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

##### (2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大学の立地は、神戸の中心地からのアクセスが良く、多くの緑と大学等の教育研究施設に囲まれた環境に位置している。校地面積は 114,139 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準上必要な校地面積 16,000 m<sup>2</sup>を十分満たしている。

また、グラウンド、テニスコート（3面）、体育館を校舎と同一の敷地内に有している。これらの環境は、授業以外に課外活動、サークル活動等において有効に活用されている。校舎は 20 棟で構成されており、学部及び研究科の講義室、実習室、工房、情報図書館、講堂、食堂、体育施設、事務局等、大学の全施設を 1 キャンパス内に備えている。校舎面積は 33,120 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準上必要な校舎面積を上回っている。

キャンパスは、教育理念に基づき初代学長の吉武泰水が構想したもので、教養教育を行う芸術工学教育センターと専門教育を行う各学科棟が、向かい合うよう連続性のある配置になっている。

また、既存の緑を残し、傾斜に配慮したものとなっている。

図表 2-5-1 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	校地面積	校舎面積
神戸芸術工科大学	114,138.7m <sup>2</sup>	33,120.3 m <sup>2</sup>
大学設置基準上の必要面積	16,000.0 m <sup>2</sup>	20,495.0 m <sup>2</sup>

図表 2-5-2 施設の概要

神戸芸術工科大学

建物名	面積	主要施設
A 棟 (本館)	2,162.54 m <sup>2</sup>	キャリアセンター室、教務課、学生生活・国際交流課、広報入試課、事業推進課、事務局長室、応接室、ミーティングルーム、会議室、理事長室、学長室、副学長室、秘書室
A 棟附属棟	40.26 m <sup>2</sup>	守衛室
B 棟 (情報図書館)	2,030.97 m <sup>2</sup>	図書館、館長室、AV 室、映写室、情報図書館事務室、グループスタディールーム
C 棟 (厚生館)	1,102.31 m <sup>2</sup>	食堂、購買部、クラブ・サークル室
D 棟 (講堂・ギャラリー)	1,903.46 m <sup>2</sup>	ギャラリー、カフェ、講堂、通訳室、映写室 ：500 人を収容できるホールで、プロジェクター、スライド映写機、大型スクリーンや本格的な音響調整機能（ミキサー）や照明調整機能を持ち、授業や大学関連行事、公開講座やシンポジウム等に利用している
E 棟 (体育館)	1,811.09 m <sup>2</sup>	体育室、小体育室
F 棟 (学生会館)	569.30 m <sup>2</sup>	クラブ・サークル室、ミーティングルーム スチューデントラウンジ、学生フォーラム室、教育後援会室、KDU-Net 室、保健室、学生相談室（カウンセリングルーム）、リラクゼーションルーム
1 号棟 芸術工学教育センター	4,059.30 m <sup>2</sup>	講義室、コンピュータールーム、CG・デジタルクリエイションスタジオ、スタジオ、非常勤講師室、アニメスタジオ、デッサン・造形・プロジェクトスペース、特任教授室、教職指導室、映写調整室、通訳室、博物館学芸員資料室、研究室、事務室 ：学生や教職員の発表展示に使用する多目的スペースとして、各種催し物の会場及び展示スペースとして利用している。平成 26（2014）年度には、1 号棟に連続した配置の「デッサン・造形・プロジェクトスペース」を増設している 〔開館時間〕 月曜日～金曜日 9：00～17：50
2 号棟 コンピュータラボラトリー	627.59m <sup>2</sup>	第 1 実習室、第 2 実習室、CPU 室、事務室 ：デザイン教育を高度な学習とするため、教育研究用コンピュータシステムを整備している。またコンピュータホラトリーでは、学内で使用できる各個人のユーザー ID とパスワードの発行と管理を行っている ：2101（実習室）学生用 48 台（Windows7 搭載）＋教員用・大判用 PC 各 1 台 2201（実習室）学生用 80 台（Windows7 搭載）＋教員用・大判用 PC 各 1 台 〔開館時間〕 月曜日～金曜日 9：00～20：45 土曜日 9：00～19：45
3 号棟 クリエイティブセンター	1,397.69 m <sup>2</sup>	アート・クラフトスタジオ、デザイン・造形・プロジェクトスペース、技術員室、デジタルクリエイションスタジオ I～IV、プレゼンテーションルーム、機材室、教室、共同ミーティングスペース ：アトリエスペースであるラボラトリーと、プレゼンテーションルームを備えた新しい制作工房として機能している
4 号棟 大学院	1,606.17 m <sup>2</sup>	事務室、専攻主任室、スタジオ、論文資料閲覧室・準備室、修士課程共同研究室、博士後期課程共同研究室、デジタルラボ、デジタルスタジオ、ミーティングルーム、研究室

神戸芸術工科大学

5号棟 環境デザイン学科	2,570.47 m <sup>2</sup>	講義室、作品資料室、スタジオ、作品展示ルーム、ワーキングルーム、プリントセンター、コピー室、研究室、ゼミ室、会議室、事務室 ：2年生から1人1台使える製図台、構造の強度を計測できる実験設備、CAD室を完備している。各施設は実習や課題だけでなく、自主制作でも使用することができる
6号棟 プロダクト・インテリアデザイン学科 ファッションデザイン学科	3,867.56 m <sup>2</sup>	講義室、スタジオ、ロッカー室、コンピュータールーム、スタジオ、コンピュータ準備室、助手室、研究室、スタジオ、撮影室、コピー室、事務室、PID資料閲覧室、3Dプリンタ+CAD室 ：広々としたファッションスタジオ、テキスタイルスタジオには、シルクスクリーンや工業用のジャガード編み機、工業用ミシン等の高性能な専門機材を備えている
7号棟 ビジュアルデザイン学科	2,499.32 m <sup>2</sup>	講義室、準備室、vd salon、スタジオ、コンピュータールーム、多目的室、ゼミ室、助手室、作品資料室、研究室、事務室
8号棟 まんが表現学科 映像表現学科 アート・クラフト学科	2,295.97 m <sup>2</sup>	スタジオ、編集室、コントロール室、図書・大学院生室、ミーティングルーム、写真室、研究室、助手室、非常勤講師室、会議室、事務室 ：学生が使用する写真スタジオ、CGスタジオ、映画撮影スタジオ、編集ブース、レコーディング室、まんが・アニメスタジオ、まんが・雑誌資料室、大小さまざまな制作スタジオや造形映像実習室を配置している
91号棟 ラボラトリー	888.87m <sup>2</sup>	織機実習室、ニット機実習室、染色室、多目的演習室、製版室、暗室、捺染実習室、準備室
92号棟 ラボラトリー	1,152.59 m <sup>2</sup>	金工実習室、木工実習室、プラスチック室、暗室、ミシン室、モテリングスタジオ、乾燥室、塗装室、実習室 ：木工室…木材を素早く加工することができる大型のドイツ製の「スライト丸鋸盤」をはじめ「自動鉋盤」、「コンターマシン」など充実した設備と専門機材が揃う ：金工室…「シャーリングマシン」や「フライス盤」など金属を加工したり切削するために欠かせない機材が揃う。イメージ通りのデザインを形にするための、精密な加工ができる ：プラスチック室…木工・金工だけでなく、プラスチックをさまざまな形状に成形するための「真空成形機」やレーザー加工機が完備され、自由度の高いデザインを実現できる機器を設置している
93号棟 ラボラトリー	1,009.26m <sup>2</sup>	ゼミ室、スタジオ、実習講義室、アジアデザイン研究所 ：主にビジュアルデザイン学科の学生が使用する工房。 大小制作スタジオ、立体・空間構成作品を制作するための各種設備と広いスペースを備えている
94号棟 ラボラトリー	598.86m <sup>2</sup>	木工室、スタジオ、データ解析室、ゼミ室、女子シャワー室、男子シャワー室 ：主に環境デザイン学科の学生が使用する工房。 模型制作の設備をはじめ、CAD室、構造体の強度や性能を計測する実験設備が揃っている
95号棟 大学院工房	264.88m <sup>2</sup>	スタジオ、暗室、予備室
96号棟 ラボラトリー	661.81m <sup>2</sup>	クラフト実習室 ：主にアート・クラフト学科のクラフト領域の学生が使用する工房。 陶芸・ガラス・木工・メタル&ジュエリーの四つの工房が、仕切りなく1部屋に同居するユニークなスタイルを配して構成している

施設設備等の維持管理については、事業推進課が担当し、専門業者へ業務委託している。電気設備、空調設備、消防設備、エレベーター・エスカレーター等の保守については法令を遵守して、有資格者による法定点検、定期点検を実施している。日常的な清掃業務や警備業務については、要員が常駐する体制を敷いている。

学生の施設利用時間は、原則平日（通常授業開講日）9時から18時、土曜日9時から17時としている。届出による延長使用は、原則21時までとしているが、教員の立会いの場合は最長23時まで施設を開放している。

■谷岡学園梅田サテライトオフィス「CURIO-CITY（キュリオシティ）」

グランフロント大阪タワーA（南館）16階に位置する谷岡学園梅田サテライトオフィスは、講義室2室、フリースペース・アクティブ学習フロア、ミーティングブース2ブースを配し、教育研究成果の展示発表や特別講義、各種説明会、相談会等に活用している。

■株式会社神戸デザインクリエイティブとアニタス神戸

株式会社神戸デザインクリエイティブは、平成22（2010）年2月に本学園の出資会社として設立した。株式会社神戸デザインクリエイティブは、デザイン、アート、メディアに関する企画・運営・制作等の事業を行っており、アニメーション事業部としてスタジオを開設している。東京に一極集中しているアニメ産業を関西で活性化させ、雇用創出に貢献し、西日本のアニメ文化・産業の拠点となることをめざしている。また、本学のインターンシップの受入れを行っている。

<施設・設備の安全性（耐震など）の確保>

施設に関する規程として「神戸芸術工科大学施設管理規程」「神戸芸術工科大学施設管理運営に関する取扱要領」「神戸芸術工科大学施設設備使用に関する取扱要領」を定め、教職員と学生共に遵守し、安全を確保している。

施設の耐震については、キャンパス内の全ての建物が平成元（1989）年3月以降の竣工であり、建築基準法の新耐震基準に適合している。アスベストについても全建物問題がないことを確認している。

安全対策については、正門に警備員が駐在し、24時間体制で巡回や車輛誘導を行っている。また、各施設には機械警備を導入し、センサーが異常を感知した場合、施設での異常を知らせる情報が警備会社の基地局に届き、警備員が急行する体制を整備している。

防火防災に関しては、「神戸芸術工科大学消防計画」を定め、組織体制の整備、安全対策及び防火・防災教育等を実施している。毎年12月には、芸愛祭に合わせて学生と教職員で防火教育と防災訓練を実施している。

また、各ラボラトリーにおいては、運用ルールを定めて安全性の確保、快適な作業、共同作業のマナー等に留意した運営を行っている。ラボラトリーにおいて制作作業を指導する職員は、特殊技能の有資格者を常駐する体制を取り、学生を適切に指導している。

デジタル加工機（レーザーカッター）の使用にあたっては、授業で使用する教員に対してデジタル加工機の教習を経たライセンス取得者にのみ実習使用を許可するなど、指導者への技術習熟を事前に行っている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

コンピュータラボラトリーでは、教務課の職員が情報機器の管理を行っている。また、コンピュータラボラトリーには、コンピュータの操作サポートを担う SA を、原則常時配置している。キャンパス環境整備運営委員会は、教育上必要な情報機器や製作機材の計画的な導入を検討している。

大学院では、入学時に研究指導担当教員を決定するための事前面談を実施し、学生の研究内容に適した教員を指導教員として配置している。大学院生には、研究活動に必要な資料購入費や旅費、学会での研究発表に際する参加費等の補助として「指導費」を設けている。4号棟の3・4階に修士課程、5階に博士後期課程の学生の共同研究室を設置し、研究制作を行うための個人スペースの確保とそれぞれの専門分野に合った機器の提供を行っている。

情報図書館は、大学設置基準第 38 条に基づき、教育研究上必要な図書、学術雑誌、資料等を収集し、提供している。施設は地上 2 階建て、総床面積は 2,031 m<sup>2</sup>、蔵書数は 14 万 6,681 冊（和書 12 万 4,074 冊、洋書 2 万 2,607 冊）、定期刊行物 1,125 種（和書 849 種、洋書 276 種）、視聴覚資料 14,812 種を所蔵している（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）。契約データベース 3 種類を準備し、雑誌記事・学術論文等の情報を閲覧できるサービス等を提供している。

情報図書館運営については、情報図書館長を委員長とし、設置各学科及び大学院の教員で構成される情報図書館委員会を設置し、収書方針や利用促進に係る情報発信を含めた運営全般について検討を行っている。

令和元（2019）年度「学術情報基盤実態調査（文部科学省）」の結果では、情報図書館は同規模の私立大学（単科大学 217 大学）の図書館における蔵書数、閲覧スペースともに平均値を上回っており、適切な規模である。

図表 2-5-3 令和元（2019）年度 学術情報基盤実態調査(文部科学省)調査結果との比較

	全所蔵数(冊)	閲覧スペース(m <sup>2</sup> )
神戸芸術工科大学情報図書館	146,681	1,878
私立大学（単科大学）1 大学平均	103,245	1,025

図書貸出を含む各種の手続きは、図書館システム（富士通 iLiswave-J）により館内カウンターにおいてワンストップで対応している。情報図書館ホームページから、蔵書検索を始め、貸出予約、貸出延長、選書リクエスト、新着資料案内、Twitter での情報発信と併せ、館外から情報収集や手続きが可能な環境を提供している。また、情報図書館ホームページの蔵書検索エンジンは、他大学図書館や公共図書館の蔵書を横断検索する機能を併せ持ち、大学図書館間の相互利用制度による他館の資料閲覧、複写、借用のサービスをより活用しやすくしている。

情報図書館の職員は、事務室長（兼任）以下、専任職員 2 人、特別職員 4 人の計 6 人が運営及び利用者サービスの業務にあたり、うち 4 人は図書館司書資格を有している。

図書館設備については、通常の資料閲覧スペースに加え、視聴覚資料の利用のための AV ブース（ブース数 20、24 席）、約 50 人を収容する AV ホール、グループでの学習に対

応するグループスタディルーム 2 室を擁し、多様な資料の活用やディスカッション、プレゼンテーション型の授業の実施にも対応できる環境を備えている。

情報図書館の開館時間は、月曜日～金曜日 9:00～19:00、土曜日 9:00～17:00 で行い、通常授業時間帯（1 時限目～5 時限目）に対応している。

図表 2-5-4 入館者数実績（過去 5 年間）

	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
入館者総数	35,945 人	33,313 人	29,832 人	27,499 人	28,353 人
うち在学生入館者数	31,571 人	29,819 人	26,726 人	24,346 人	25,147 人

情報図書館では、基礎教育に対応する教養書、作品制作のための技術書・理論書に加え、人や自然が生み出す「かたち」や「色彩」「質感」「陰影」「構図」等の文字では表わせない情報も学修において重要な資料と位置づけている。デザイン・アート分野の作品集、写真集や、特殊な造本がなされた書籍の購入、国内の美術館等を通じた展覧会図録の譲受等、積極的な収集を図っている。さらに著名グラフィックデザイナーの手によるポスターの現物や古典映像作品の 16mm フィルム等、作品そのものも蔵している。これらは授業で使用されるほか、不定期に開催する情報図書館独自のイベントや月例で行う資料展示企画を実施し、学生の利用を促している。

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

キャンパスのバリアフリー化については、身障者用トイレやリフト、エレベーター・エスカレーターやスロープ、身障者専用の駐車場を整備している。

また、車椅子に乗ったまま授業を受けられるよう、対象者がいる教室には、専用の机を用意している。

兵庫県の福祉のまちづくり条例に沿ったユニバーサルデザインに配慮した施設設備を整え、利便性の向上に努めている。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるよう、授業方法、担当教員数、施設・設備、前年度の受講者数、在籍・入学予定者数、その他の教育上の諸条件を考慮して人数設定をしている。また、1 クラスの規模は、学科・学年ごとによるクラス設定を基本にしている。学年の人数が 40 人を超える場合は、授業運営等によっては 2 クラス設定を行う。演習・実習は作業スペース、コンピュータ実習は台数による制限から、1 授業あたりの適切な受講者数を維持するとともに、可能な限り複数クラスを開講することで、学生の学修環境を確保している。

また、必修科目である「基礎英語 I」と「日本語表現 I」は、入学時にプレイスメントテストを実施し、能力別クラス編成を行っている。

さらに、基礎教育科目及び全学共通区分「芸術工学基礎区分」に設定している語学及び演習・実習科目は、履修登録前の事前抽選(予備登録)により、語学は 20～30 人、実習科

目は20～40人（授業により異なる）程度を上限とする調整を行うとともに、コンピュータ科目を中心に教員2人を配置している。

専門科目の場合は1科目概ね20人を超える場合は複数クラスあるいは複数教員による開講とし、卒業研究（ゼミ）は学生の希望により指導教員を決定する。また、特定の教員に過度に集中しないよう、本人と面談のうえ調整を行っている。

### **(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）**

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないよう管理、運用している。

年々コンピュータやネットワークを活用する授業が拡大している。また遠隔授業の実施に伴う自習室（Wi-Fi含む）の利用も増加の一途であり、令和2（2020）年夏に学内ネットワーク環境の整備を実施したが、今後も引き続き教育研究活動に支障をきたすことなく、教育環境を整えるため、中長期計画に基づき計画的に実施する。

教育用施設・設備の整備・運用を図ることを目的とし、平成27（2015）年4月より全学的観点から検討を行う組織として、教育施設設備整備委員会を発足した。平成31（2019）年4月には、全学科まとめて中長期的な整備計画を立て、さらには事業推進課を担当する施設関係とも連携して効果的に整備することを目的とし、教育施設設備整備委員会とキャンパス展示環境運営委員会を統合し、キャンパス環境整備運営委員会を発足した。

施設・設備については、学生の満足度の向上を図るため、キャンパス施設の環境整備、既存施設のリニューアル及び省エネ対策の検討を進め、計画的に改善する。

開学から31年が経ち、各施設・設備の維持管理の面で、補修・更新が必要になる。日常の細かな修繕のほか、各棟空調機器の更新やオーバーホール、各所のシーリングや外壁をはじめとする防水工事等、大きな補修・更新が必要となる。教育研究活動に支障をきたさないよう中長期計画に基づき計画的に実施する。

情報図書館においては、わが国での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、施設外での資料活用の途を拡大する必要性が高まり、オンラインデータベースや電子書籍の充実を図る。

## **2-6. 学生の意見・要望への対応**

### **2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

#### **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

### **2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

#### **(1) 2-6の自己判定**

基準項目2-6を満たしている。

#### **(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

### **2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

学生生活に関する実情を理解するために、定期的に学生生活に係る実態調査を実施し、学生の生活、健康、修学、課外活動、キャンパス、福利厚生等の学生生活全般について、意見・要望の情報収集を行っている。学生生活の実態を把握し、その問題点や課題の抽出

を行い、大学環境の改善や多様なニーズへの対応等、学生生活向上のための支援のあり方を検討するための資料として活用している。本調査の分析結果については学生委員会及び教授会で報告し、大学ホームページにおいて学内外に向けて広く公開している。アンケート結果を踏まえ、問題点を改善し、大学全般の改善計画に取り組んでいる。

### **2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

学生満足度生活実態調査では、健康相談、カウンセリングの支援体制、奨学金等経済面での支援に係る満足度、さらに自由記述欄を設けて、学生の要望の把握に努めている。

改善策の一つとして、平成 28 (2016) 年度より、教育後援会の補助を受け、学生食堂における 100 円朝食の提供や、人気メニューの減額サービスを実施し、学生の食生活に係る健康維持増進に向けた支援を実施している。

また、経済的に困窮している学生のために教育後援会に働きかけを行い、教育後援会奨学金の採用枠を増員し、学生の経済的負担の軽減を図っている。

### **2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用**

上述の調査では、学修環境面における満足度について調査を行い、学生からの意見の汲み上げ、満足度の向上に努めている。

学生からの要望を受け、平成 28 (2016) 年度に新築した学生会館は、課外活動団体の新たな活動場所となるほか、学生が自由に利用できるスペースとして、リラクゼーションルーム、マルチスペースを併設し、保健室や学生相談室(カウセリングルーム)を集約し、学生が気軽に利用できる健康相談や心的支援の拠点として活用されている。

学生の住環境の整備としては、平成 29 (2017) 年度より大学近隣のマンション一棟を借り上げ、本学学生専用マンションとして全 48 室を提供している。また、留学生への福利厚生の一環として、令和元 (2019) 年度より大学近隣の県営住宅 7 部屋を借り上げ、安価で良質な住環境の提供を行っている。

また、学生フォーラム執行部でも独自に学生アンケートを実施し、学生の意見を集約している。集約結果は要望・意見書として纏められ、毎年 12 月に開催している「学生団体と学長との懇談会」において、学生委員長、事務局長及び学生生活・国際交流課長同席もと、学生代表として学生フォーラム執行部から学長に提出される。これを受けて、学生委員会や学内関係各部署は、協議を行い、実質的な検討を行っている。回答の内容は、学生フォーラム掲示板から全学生へ周知・公表される仕組みとなっており、学生からの要望を汲み上げ、満足度の向上に努めている。

また、大学院では「大学院学生生活調査」を各学年終了時に実施し、大学院生の学修環境等の改善のための集計と分析を行っている。入学前後の大学院に対する印象、多様な学生と共に学ぶ授業環境、教育・研究に対する自身の満足度、研究・制作環境、施設・設備利用状況、事務窓口の対応、研究・サポート体制などの評価項目を設定し、集計結果は大学院生にフィードバックを行い、大学院運営の改善に努めている。

これらの集計結果については、大学院運営委員会で分析し、大学院教授会にて報告を行い大学院担当教員に共有して授業及び研究指導に活用している。

### (3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

令和元（2019）年度学生満足度生活実態調査においては、学生専用のポータルサイトのアンケートツールを利用して調査を実施し、学生意見の聴取や要望の把握を行ったが、回収率が 23.5%と低い結果に終わっているため、今後実施方法や期間等を見直しのうえ、継続して実施していく。また、直ちに改善に至らない要望についても、懸案事項として検討を継続し、大学全般の改善計画に取り組んでいくと共に、結果についての学生へのフィードバックの方法について検討する。

また、「大学院学生生活調査」を継続的に実施することにより、制作環境、施設・設備利用状況の意見や要望を把握し、大学院運営の改善等を行う。また、留学生の学生数増加に伴い、学生生活・国際交流課との連携により、各大学院生の学生生活全般の状況把握に努める。授業では日本語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

### 【基準 2 の自己評価】

学部及び大学院の募集においては、アドミッションポリシーを明確に定め、周知・公表している。入試においては、受験者自身が選択し受験できるよう多様な入試区分と試験科目を設定している。入学者は安定的に適正数を確保している。収容定員に対する在籍者数の比率においても、適正に維持している。

教育課程及び教授方法については、学部・大学院にカリキュラムポリシーを定め、教育課程に反映している。学部のカリキュラムは教務委員会が教務課と連携し、ポリシーに沿って適切に編成し、教授会の承認のもと運営している。各学科が構築する学科専門コースと専門基礎教育、また各専攻が構築する専門学域と専門プログラムと専門研究科目及び専門プロジェクトを体系的に編成している。

学修及び授業の支援については、TA の配置、教育設備の更新、大学院生への研究活動費の補助等の教育環境の充実を図っている。授業に対する要望については、授業アンケート、学生満足度調査、学生団体と学長との懇談会等から、学生の意見・要望を十分に考慮し、改善できる体制と組織を整備している。

除籍・退学者の抑止を図るため、教員と事務局が連携して対応する体制が整備され、機能している。

学生生活の様々な支援を必要とする学生に対し、個別に配慮できる体制を整備している。またグローバル化に対応できる学生の育成を図り、海外留学のサポートや単位認定等の支援を行っている。

単位認定、卒業、修了認定等については、単位認定及び卒業要件等を「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」に明示している。授業方法、成績評価基準、単位の授与、卒業の要件についても明確に定めている。大学院においては、授業及び研究指導成績評価基準、単位の授与、修了の要件について定めており、適正な運営を維持している。

就職・進路については、キャリア教育科目を授業に取り入れ、ガイダンス、各種資格取得講座及びスキルアップ講座等により、進路や就職に対する意識啓発や職業スキルの修得を図っている。インターンシップについては、キャリアセンター室が受入先の開拓を行い、実習生へのマナー研修、研修中の企業訪問等を実施し、双方の相互理解が進むよう、また

ミスマッチの回避に努めたサポートを行っている。この結果、令和2（2020）年3月卒業者の就職率は84.2%となっている。

学修成果の集大成である、「卒業研究（学部）」「特別研究（大学院）」による作品及び論文を発表する「卒業制作展（カオス）」を開催し、保護者や高等学校、受験生の他、企業からの見学を受け、意見交換や学修状況の指標を得て、教育の達成状況を点検・評価する機会を設定している。「卒業研究」「特別研究」の授業では、中間発表会及び最終発表会において、指導教員以外の教員から助言が行われ、制作物の進捗や達成度の確認を行っている。

学生サービスについては、学生満足度調査や学生生活実態調査、学生団体と学長との懇談会から学生生活全般に関する学生の意見・要望を収集し、学生支援体制の強化と学生サービスの向上に取り組んでいる。

教育環境は、専門教育に適した施設設備を備えている。キャンパス環境整備運営委員会において中長期計画を立て、設備環境の更新・導入を行っている。各種ラボラトリーにおいては、技術的な安全指導にも配慮し、有資格者の専門職員が常駐するなど、学生への指導及び設備の適切な運用を行っている。

以上のことから、基準2「学生」の基準を満たしている。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

##### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

###### (1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

###### <学部>

本学では、従前より三つのポリシーを、カリキュラムポリシーとアドミッションポリシーは学科ごとに、ディプロマポリシーは、学位を「芸術工学」として統一していた学部のみを策定し公表していたが、平成 31（2019）年 4 月に、三つのポリシーを学部全体と学科ごとに策定し直すとともに、三つのポリシーの一貫性を再確認した。

学部のディプロマポリシーを、「「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」の学問分野にまたがる「芸術工学」の基礎知識を身につけ、豊かなコミュニケーション能力と確かな表現技術の修得、感性の練磨に努め、常に時代の要請に鋭敏に反応し、社会との関わりの中で持続的に創造的な活動ができるデザイナー、アーティスト、クリエイターの養成を教育目標としたカリキュラムにおいて、所定の単位を修めた者に、学士（芸術工学）の学位を授与する。」と定めている。

なお、このディプロマポリシーは、「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、大学ホームページで公開するとともに、新入生には初年次教育科目「大学入門セミナー」の授業内で丁寧に周知を図っている。

###### <大学院>

大学院のディプロマポリシーは、「現代の状況に即応するデザイン理論の深化により「芸術工学」の学問的確立を図り、その専門的研究を通して創造性豊かな研究者ないしは指導的実務者を養成します。あわせて、多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術を備え総合的視野をもつデザイナーを養成することを、教育・研究目標としています。それらを実現するためのカリキュラムを編成し、所定の単位を修めるとともに修士研究または博士論文の審査に合格した学生に対して、修了を認定し学位を授与します。」と定めている。

ディプロマポリシーは、「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」及び大学ホームページに公開し、各年度始めに開催するオリエンテーションにて学位申請手続きと合わせて説明し、大学院生に周知している。

##### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、

### 修了認定基準等の策定と周知

<学部>

ディプロマポリシーを達成するため、卒業要件区分を大きく「基礎教育」「芸術工学基礎（専門教育／全学科共通）」「専門教育」の三つに分け、それぞれに必要な授業科目を設定している。単位の授与については学則に定めており、シラバスに基づきレポート、実習課題、試験により行う。評価は、「S・A・B・C・D・E・N」の7段階をもって表示し、S・A・B・Cを合格、Nを認定としている。

進級については、4年次における卒業研究の着手に必要な単位数を「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」に明示するとともに、入学時のオリエンテーションにて学科・コースごとの「履修モデル」をとおして周知をしている。

なお、卒業要件単位数は図表 3-1-1、卒業研究着手条件は図表 3-1-2、成績評価の評語・GP 値等は図表 3-1-3 のとおりである。

図 3-1-1 卒業要件単位数表（令和 2（2020）年度入学生用）

学 科 科目区分		環境 デザイン 学科	プロダクト・ インテリア デザイン 学科	ビジュアル デザイン 学科	映像表現学科			まんが 表現 学科	ファッション デザイン 学科	アート・ クラブ 学科
					デジタル クリエイション	映画	アニメー ション			
基礎 教育 科目	学 修 基 礎	4以上								
	芸術・デザイン	4以上								
	歴史・文化・社会	4以上								
	科学・身体	4以上								
	外 国 語	5以上								
	小 計	36								
専 門 教 育 科 目	芸術工学基礎	20								
	必 修	31	18	27	14	12	12	24	10	8
	選 択 必 修	5	16	12	20	-	-	4	24	24
	選 択	22	24	19	24	46	46	30	24	26
	卒 業 研 究	10								
小 計	88									
合 計		124								

図 3-1-2 卒業研究（4年・必修）着手条件（令和2（2020）年度入学生用）

	「卒業研究」着手条件
環境デザイン学科	90単位以上
プロダクト・インテリアデザイン学科	96単位以上
ビジュアルデザイン学科	90単位以上
映像表現学科	100単位以上
まんが表現学科	90単位以上
ファッションデザイン学科	90単位以上
アート・クラフト学科	90単位以上

図 3-1-3 成績評価の評語・GP 値等

評語	評点	可否	GP	評価基準
S	100点/90点以上	合格	4.0	特にすぐれた成績
A	90点未満80点以上		3.0	すぐれた成績
B	80点未満70点以上		2.0	良好な成績
C	70点未満60点以上		1.0	合格と認められる最低の成績
N	認定	不合格	-	規程に基づく成績
D	60点未満		0	合格と認められない成績
E	評価なし		0	出席回数不足、または試験未受験、課題提出不足等で評価できない
w	評価なし	-	-	履修中止

#### <大学院>

博士後期課程及び修士課程の修了要件については、大学院学則第 37 条に明記している。修了に必要な単位を大学院学則第 30 条において修士課程 30 単位以上、博士後期課程 18 単位以上とし、修業年限を大学院学則第 9 条に定めている。各授業における単位認定は、筆記試験又はその他の方法によって学期末に行い、成績評価は「A・B・C・D」の 4 段階をもって表示し、A・B・C を合格としている。これらの単位認定基準については、大学院学則第 32 条及び第 33 条に定めている。

また、優れた研究業績を上げた者については審査により、履修期間の短縮の修了を可能としている。修了要件を満たした者は、博士及び修士学位審議委員会での論文又は作品の審査結果について、大学院学則第 38 条に基づき大学院教授会を経て、学長が認定する。授与する学位については、「神戸芸術工科大学大学院学位規程」に学位の要件及び審査等に関して明確に定めている。

これらの修了認定基準、単位認定基準及び学位規程については、「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」及び大学ホームページに公開し、各学期始めに開催するオリエンテーションにて説明して大学院生に周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### <学部>

各授業科目の成績評価方法については、シラバスに明記されており、担当する教員へは、

シラバス作成要領を通じて、客観的に、厳格に評価するよう要請すると同時に、提出されたシラバスは学科毎に、学科主任や教務委員等が第3者的立場でチェックを行うこととしている。その成績評価に基づき、各教員が単位付与を行っている。

複数クラスが開講される授業科目、選択必修科目等については、学期毎に成績評価分布図等を教務委員会において報告し、成績評価基準が平準化されるよう学科や科目担当教員間等で確認をしている。

卒業要件を満たした者については、学則第39条に基づき教授会を経て、学長が卒業を認定し、第40条に基づき学士（芸術工学）の学位を授与している。

#### <大学院>

大学院においては、大学院設置基準第12条、第13条、第14条、第14条の2、第15条、第16条、第16条の2、第17条に基づき、授業及び研究指導成績評価基準、単位の授与、修了の要件を定めている。

修了要件を満たした者については、大学院学則第38条に基づき大学院教授会を経て、学長が認定する。授与する学位については、「神戸芸術工科大学大学院学位規程」に学位の要件、審査等に関して明確に定め、運用している。

学位論文の審査については、学位論文に関連する専門分野の教員を主査と副査として、修士の学位論文審査の場合は当該論文に関連する専門分野の教員2人以上、博士の学位論文審査の場合は当該論文に関連する領域の教員3人以上で組織する専門委員会を設けている。専門委員会では、学位論文の審査のほか、口述又は筆記試験による最終試験を行う。

「神戸芸術工科大学大学院芸術工学研究科シラバス」に明示し、計画的な指導と評価を行っている。

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

#### <学部>

ディプロマポリシーと単位認定、卒業・修了認定は、適正に実施している。

ディプロマポリシーは学修成果の目標となるべきものであるため、今後もより一層の周知を図る。さらに学部においては、平成31（2019）年4月に行ったカリキュラム改革の検証を随時行い、一層実質化できるよう改善を重ねる必要がある。また、成績評価基準について、一層の明確化のための仕組みの導入（例：ルーブリック評価）について検討する。

#### <大学院>

大学院における修士論文の審査は、従来は教員2人以上で審査していたが、より厳正に審査するため平成28（2016）年後期より教員3人以上とした。また、博士論文の審査については、教員3人以上の審査委員会による審査の後に有資格者による教授会での判定を行うよう改善した。

修士課程では「特別研究」において1年生の10月に全員が中間発表を行い、大学院担当教員全員で研究内容の評価を行っている。2年生では6月と11月に専門領域に分かれて発表会を行い、研究内容の評価を行っている。博士後期課程及び修士課程における学位論文（作品）の申請及び受理後、修了認定に係る学位審査の発表会（最終試験）を実施し

ている。大学院生数（留学生含む）の増加に伴い、研究分野や領域（学域）が多岐に渡ることから、発表方法や審査基準及び教員の指導及び助言体制の見直しを行う。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

#### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

#### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

#### 3-2-④ 教養教育の実施

#### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

##### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<学部>

上述（3-1-①）のとおり、平成 31（2019）年 4 月に、三つのポリシーを全て学部全体と学科ごとに策定し直すとともに、三つのポリシーの一貫性を再確認した。

学部のカリキュラムポリシーを、「科学と技術」「芸術と文化」「人間と歴史」の学問分野にまたがる「芸術工学」の基礎知識を学び、人間の生活や環境を機能的で心地よく、さらに美しくするためのデザイン、並びに時代が求める最先端の芸術についての教育研究を行うことを目的とする。

大学生としてふさわしい知識や教養を基礎教育科目で、学科を超えた融合的な基本的知識や基本的表現技術を専門教育科目・芸術工学基礎区分で学ぶ。

専門分野として、環境デザイン、プロダクトデザイン、ビジュアルデザイン、映像表現、まんが表現、ファッション、アート・クラフトをおき、時代の発展・変化を背景に生まれるデザイン、現代アート及びメディア・アート、さらには、伝統的な文化・芸術から創生される新しい感性を表現活動の実践から身に付けた高度な表現者・教育者を養成する。」と定めている。

なお、この内容は「KOBE DESIGN UNIVERSITY CAMPUS GUIDE」、大学ホームページで公開するとともに、新入生には各学科のオリエンテーション内で丁寧に周知を図っている。

<大学院>

カリキュラムポリシーは、『芸術工学』の基盤となる深い専門知識と豊かな芸術的感性を持つ総合的なデザイナーやアーティストの育成、さらには高度な研究開発能力を持つ研究者や、確かな教育能力を兼ね備えた教育者の養成を目指します。時代や社会が求める多様な「科学と技術」の活用を、人間の立場から総合的に「発想」し、「構成」「計画」し、「表現」「造形」するカリキュラムを編成し、「芸術と文化」「人間と歴史」「科学と技術」の諸科学と合わせて総合的に研究指導を行います。」と定めている。

また、カリキュラムポリシーは、大学院生に配付する「神戸芸術工科大学大学院研究科

シラバス」及び大学ホームページで公開するとともに、年度始めに開催するオリエンテーションにてカリキュラム編成及び時間割構成と合わせて説明し、大学院生に周知している。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<学部>

本学のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーに示された能力・資質を、4年間の学びを通じて学生が修得できるよう策定している。

具体的には、大学生としてふさわしい知識や教養を「基礎教育科目」、芸術工学の基礎知識、学科を超えた融合的な基本的知識や基本的表現技術と、各学科に合わせた特色ある授業科目の「専門教育科目」によって教育課程を編成している。これらの科目群に設定された科目を体系的に履修することによって、ディプロマポリシーに挙げられた能力が身につくようになっている。

<大学院>

大学院のカリキュラムポリシーは、ディプロマポリシーに示された能力・資質を、2年間（修士課程）並びに3年間（博士後期課程）の学びを通じて大学院生が修得できるよう策定している。

具体的には、多様化する現代社会において、より実践的な構想及び戦略計画・立案できる総合的なデザイナーやアーティストの養成、研究者として自立し研究活動を行うための高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うための教育課程を編成している。

科目区分として「芸術工学基幹科目」「国際科目」、「専門科目」の四つの学域（環境・空間、ひと・もの・暮らし、メディア・コミュニケーション、アート・クリエイション）、「プロジェクト科目」及び「特別研究」の五つの科目区分で履修が体系化され、これらの科目群に設定された科目を履修することによって、ディプロマポリシーに挙げられた能力が身につくようになっている。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

<学部>

平成31（2019）年4月に行ったカリキュラム改革時に、カリキュラムポリシーに基づいて教育課程を学科、コース毎に体系的に編成している。またカリキュラムフロー図や履修モデルにより、教職員はもとより、学生が卒業までの教育を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行えるように工夫している。

語学科目や実習科目に一部履修条件を設定し、段階的な学修を奨励する仕組みを運用している。

シラバスは、学生が授業を通じて身につけられる能力等を具体的に記載するとともに、授業計画を始め、授業時間外学修、フィードバックの方法、具体的な評価方法を明示している。

また、学生が各年次において適切に授業科目を履修するため、履修登録は前期と後期に行い、履修単位数の上限を各学期25単位に設定する「CAP制度（履修単位数の制限）」を運用している。

<大学院>

大学院設置基準第 11 条に基づき、研究科及び専攻ごとの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し編成している。

大学院のカリキュラムは、明確なカリキュラムポリシーを定め、修士課程では多様化する現代社会において、実践的な構想及び戦略を計画・立案できる総合的なデザイナーの養成、伝統に根ざした芸術文化を背景に先端的芸術分野を駆使することのできるアーティストの養成をめざしたカリキュラム構成となっている。博士後期課程においては、創造性豊かな教育研究能力を兼ね備えた人材を養成するカリキュラム構成となっている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

<学部>

教養教育（基礎教育）を適正に実施するため、「芸術工学教育センター」を設置し、「教務委員会」と連携して授業科目の検討を行っている。

「基礎教育」区分では、大学生としてふさわしい教養と、社会で活躍するために必要な基本的知識を身につけることができるさまざまな教養的科目を、「学修基礎」「芸術・デザイン」「歴史・文化・社会」「科学・身体」「外国語」の五つに区分し設置している。

また芸術工学の基礎知識、自分の専門を追求するにあたっての視野を広げ、横断的な構想力を養い、現代社会において創造的に活動するための特に基礎的な表現技術を学ぶため、全学科専門教育科目に「芸術工学基礎区分」を設置している。これらの区分それぞれに必要な最小限の修得単位数を設定することで、基礎教養が偏りなく身につくようになっている。

なお必修である「日本語表現Ⅰ」「基礎英語」は、入学時にプレイスメントテストを実施し、能力別クラス編成を行うことで、適切な授業を受講できるようになっている。

<大学院>

芸術工学の理論性に注目したアカデミックなプレゼンテーションスキルを身につけ、英語による論理的なディスカッションができる力を養う「イングリッシュプレゼンテーションⅠ・Ⅱ」を選択必修科目（修士課程）として設けている。

また、留学生増加に伴い、異なる言語、文化、価値を乗り越え、関係構築を行うための日本語コミュニケーション能力を養えるよう「ジャパニーズコミュニケーションⅠ・Ⅱ」の授業を留学生限定で実施している。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

<学部>

教員の教授法については、学生が行う授業評価アンケートや学生の授業の到達目標（成績）の成果を踏まえて、各学科・コースにおいて検討、調整を行っている。またアクティブ・ラーニングの一層の推進のため、FD・SD委員会と連携し、アクティブ・ラーニングの重要性について共有するとともに、シラバス作成要領にも記載している。また教授方法の工夫・開発を狙い、各学科における特色ある教授方法等を情報共有し合う FD・SD 研究会を実施している。

<大学院>

博士後期課程の「特別研究 E・F」及び修士課程の「特別研究 A・B・C・D」の科目において、各指導教員（主査）のみならず各大学院生の研究分野や領域（学域）に沿った副指導教員（副査）を複数人設定し、研究指導及び助言を行っている。

特別研究の成果及び進捗状況についてはレジュメ要旨としてまとめ、毎年発表会を実施して公表し、大学院担当教員の助言等を各大学院生にフィードバックして評価し、博士論文及び修士論文（作品）の学位申請につながる指導及び助言体制を築いている。

**(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）**

<学部>

令和元（2019）年度に実施したカリキュラム改革の検証を随時行う。ただし、現在のカリキュラムフロー図等では、具体的に何がどのように身についたか、客観的に評価する基準や尺度が整備されていないため、今後ディプロマポリシーに照らして、達成すべき内容項目やその基準を策定する。

学生の学修時間と課題制作時間の検証を行い、学修時間の確保のため、CAP 制度の上限単位数についての再検討を行う。

教授方法の工夫・開発においては、若手教員に向けた教授法等に関する FD 研修の体系化について、FD・SD 委員会と連携しての検討を行う。

<大学院>

平成 29（2017）年度に見直したカリキュラムの検証を行い、ディプロマポリシーに照らして、学位授与に相応しいカリキュラム編成を策定する。

大学院生の研究体制や指導体制の見直しを行い、修士論文（作品）並びに博士論文審査に係る学位規定の再検証を同時に行う。

**3-3. 学修成果の点検・評価**

**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック**

**(1) 3-3 の自己判定**

基準項目 3-3 を満たしている。

**(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

**3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用**

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を含む、本学における教育研究活動等の総合的な状況について、「神戸芸術工科大学大学評価委員会」における、自己点検・評価を毎年実施することにより運用を行っている。そのうち、学修成果の点検・評価の主な項目は以下のとおりである。

- ・シラバスの点検

- ・ GPA 状況の確認(学部)
- ・ 授業評価アンケートの実施
- ・ 学修行動調査、学修成果に関する調査の実施（学部）
- ・ 学生生活調査（大学院）
- ・ 卒業・修了制作展における評価

各アンケート、調査は、各学期末、1年次・3年次終了時、卒業時と、各段階の状況を把握し、分析し、改善・点検につなげている。これらの調査結果から導き出された課題等は、FD・SD研究会におけるテーマとし、各学科・コースに確認を行っている。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修内容・方法及び学修成果の点検・評価結果のフィードバックのための主な具体的取り組みは、次のとおりである。

#### ■シラバスの点検

全ての授業は、ディプロマポリシーまたカリキュラムポリシーに示された能力・資質を、学部4年間あるいは大学院2年間または3年間の学びを通じて学生が修得できるよう策定しておりそれらの具体的な学修方法及び評価は、シラバスに示されている。またシラバスを学科等毎に年一回点検する体制も整えている。

また学部では、学生が身につけることが期待される知識・技能・態度と授業科目との関係を示したカリキュラムフロー図を作成しており、シラバスと併せて点検している。

#### ■GPA 状況の確認

毎学期、学修成果を図る指標の一つとして学年学科別の GPA 等を集計し、教務委員会を通じて情報を共有し、教育改善に努めている。

#### ■授業評価アンケートの実施

前期末と後期末の計2回、全ての授業について実施し、その結果に対して教員による「フィードバック報告」の提出を必須としている。その内容は、教授会で報告し全学的に情報を共有するとともに、授業担当者は、改善案等を検討し、次回授業実施時に改善を行っている。なおこの内容は、学生と教職員を対象に、情報図書館及び大学ホームページ（学内アクセス限定）にて公開するとともに、情報図書館に配架し閲覧できるようにしている。

#### ■学修行動調査、学修成果に関する調査の実施

「学修行動調査」は、1年次及び3年次終了時に、学修時間、基礎教養、専門分野、また文章作成能力、プレゼンテーション能力等についての成長度合い、学びの成果、大学が実施する教育に対する評価等を設問としている。「学修成果に関する調査」は、卒業時に、基礎教育、専門分野の知識・技術、情報の取捨選択・分析やその応用力、課題解決力、自身が学修した成果等を設問としている。それぞれの集計結果は教授会で報告し全学的に情報を共有するとともに、学科等毎に、改善案等を検討し、カリキュラム見直し時や次回授業実施時に改善を行っている。なおこの内容は、大学ホームページについて公開している。

#### ■大学院学生生活調査

大学院では「大学院学生生活調査」を各学年終了時に実施し、大学院生の学修環境等の改善のための集計と分析を行っている。入学前後の大学院に対する印象、多様な学生と共に学ぶ授業環境、教育・研究に対する自身の満足度、研究・制作環境、施設・設備利用状況、事務窓口の対応、研究・サポート体制などの評価項目を設定し、集計結果を大学院生にフィードバックを行い、大学院運営の改善に努めている。

#### ■卒業・修了制作展における評価

卒業・修了時に、学修成果の集大成である「卒業研究」「修士研究」による作品及び論文を公開・発表する「卒業制作展」を学外施設（美術館）等で開催している。卒業制作展には、保護者や高等学校教員、高校生の他、企業からの見学を受け、意見交換や学修状況の指標を得ており、教育の達成状況を点検・評価する機会となっている。

#### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

各部門において、多様な調査の実施・分析・公表を行っているが、それぞれの調査の経年比較分析や有機的な活用、さらに大学として総合的かつ俯瞰的な分析やその活用が不十分なため、今後具体的な目標を立て、運用を行う体制を整えていく。さらにアセスメント・ポリシーの整備を早急に進める。

#### 【基準3の自己評価】

教育課程全体において、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーに示された能力・資質を、4年間の学びを通じて学生が修得できるよう策定している。

学修成果の点検・評価方法の確立とその運用、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックにおいて、授業評価アンケートをはじめとする各種調査の実施及び分析等を行い、学内で共有し、教育改善に努めている。またそれらの結果はFD・SD活動に生かすとともに、大学ホームページ等を通じて社会へ公表している。

以上のことから、基準3「教育課程」の基準を満たしている。

## **基準 4. 教員・職員**

### **4-1. 教学マネジメントの機能性**

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

#### **4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**

##### (1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮**

学長は、本学園の理事を兼ねている。最高意思決定機関である理事会での審議を経て決定された本学園の運営方針に基づいて、大学の事業計画を策定している。

学長は、毎年度 4 月の教授会に、本学がめざすものをまとめた「神戸芸術工科大学の活動戦略」を全教職員に配付し、学長自らが教授会で説明を行い、全学的な意識の統一を図っている。教育研究活動や業務執行において、学長のリーダーシップを支えるものとなっている。

また、事務局長からは、当年度の事業計画及び予算等の説明を行い、教職員に対して目標を明確に伝えている。

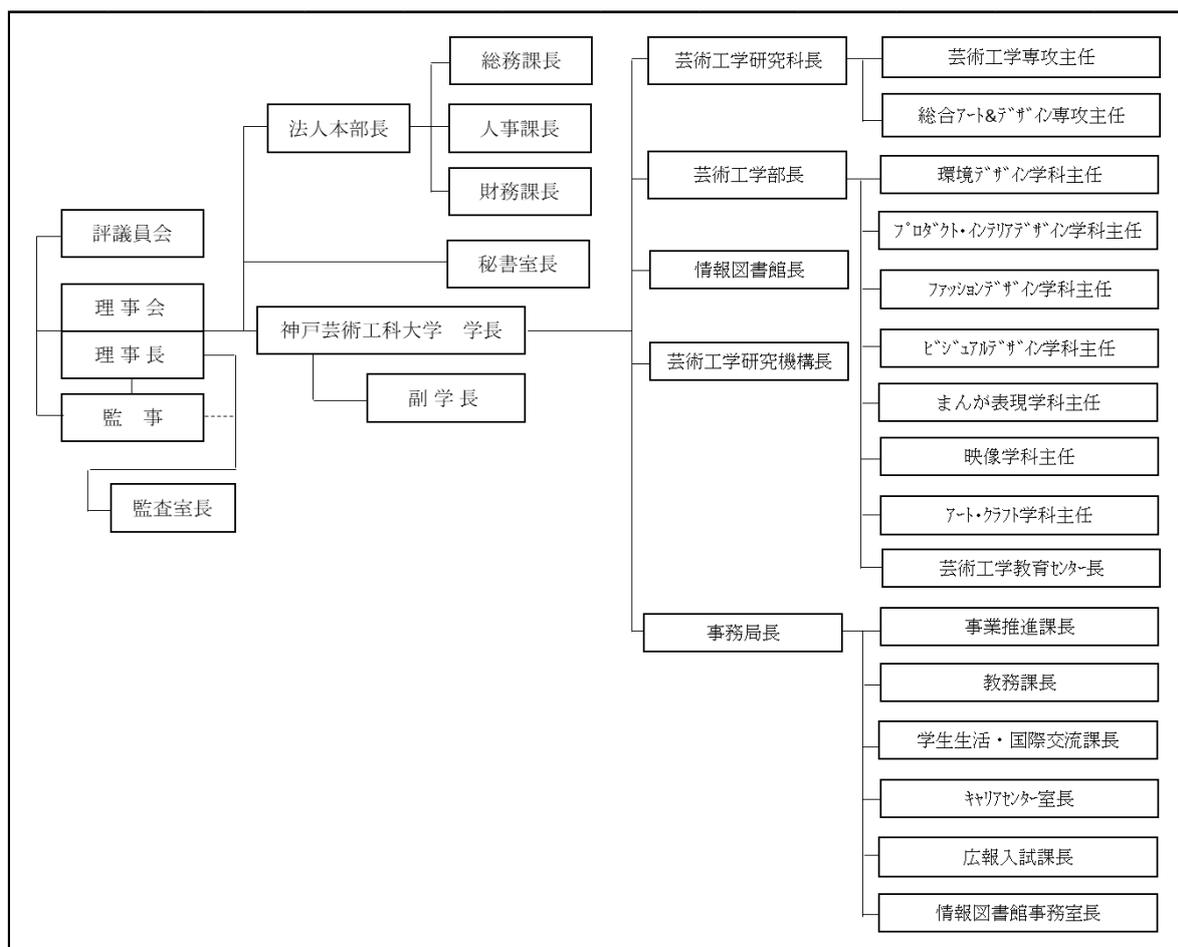
学長のリーダーシップを支える仕組みとしては、学長の補佐体制として副学長を置いている。また、特別企画室は、学長・副学長・事務局長、学長指名による教職員が構成員となり、必要に応じて外部有識者の意見を聴きながら、大学の運営に関する事項、大学の将来に関する中長期計画の立案及び人事計画の見直しなどを検討している。

#### **4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築**

本学園では、事務の組織及び分掌について「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定めている。法人本部は本学園が設置する学校の事務統括並びに調整を行う。大学には運営のための事務を行う事務局を置いている。

理事長直轄の組織として監査室、秘書室、法人本部（総務課・人事課・財務課）を置き、本学事務局に、事業推進課、教務課、学生生活・国際交流課、キャリアセンター室、広報入試課、情報図書館事務室を置き、それぞれの業務に必要な人員を配置している。

図表 4-1-1 令和 2 (2020) 年度 業務執行管理体制



「学校法人谷岡学園事務決裁規程」に則り、事業規模により理事長の事務決裁の権限の一部を法人本部長、大学事務局長に委譲するなど適切な権限委譲を行い、事務処理の円滑化を図り、業務遂行における責任体制の確立を図っている。

本学は、教育研究組織を円滑に機能させるため、また使命・目的の実現に向け、学長の諮問機関である運営協議会をはじめ、教授会、大学院教授会、各種委員会、学科会議を置いている。各種委員会、学科会議で諮られた事項は運営協議会、教授会で審議・報告されている。

また、学長は、学則第 6 条第 1 項、大学院学則第 5 条第 1 項、神戸芸術工科大学教授会規程第 2 条第 1 項、神戸芸術工科大学大学院教授会規程第 2 条第 1 項において、学長が決定を行うにあたり、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を明記している。

一方、運営協議会、教授会で諮られた事項は、各種委員会、学科会議で連絡・周知することとなっている。そのため、各種委員会は、各学科、芸術工学教育センター、大学院から委員が選出され、各々の会議が使命・目的の実現に向け効果的に連動している。

**【運営協議会】**

運営協議会は、学長、副学長、学科主任、専攻主任、事務局長等をもって組織し、次の事項を協議する。

- (1)学長が学務統括上必要と認めた事項
- (2)教授会・大学院教授会の審議事項及び各種委員会の審議事項にかかわらず、学長が学務統括上特に必要と認めた事項
- (3)各種委員会の委員（職制の委員及び別に定めがある場合を除く。）の候補者選任に関する事項

#### 【教授会】

教授会は、学長、専任の教授をもって組織し、次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1)学生の入学及び卒業に関する事項
- (2)教育課程に関する事項
- (3)学位の授与に関する事項
- (4)学長が必要とし、諮問する事項
  - ア 学則その他関連規程
  - イ 教員の資格審査及び人事
  - ウ 学生の賞罰
  - エ 学生の転科及び復学

#### 【教務委員会】

教務委員会は、専任教員のうちから学長が委嘱した委員、事務局長、教務課長等をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1)教育課程に関する事項
- (2)履修方法に関する事項
- (3)単位認定に関する事項
- (4)成績評価に関する事項
- (5)その他教務に関する必要な事項

### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学が教育目的を達成するため、職員を教務担当、学生生活・国際交流担当、進路・就職担当、広報・入試担当などに分け、職員を適切に配置することにより、管理運営の機能性を発揮する体制を敷いている。

また、前述の運営協議会、教授会及び運営協議会の下部組織である各種委員会では、教員と職員が協働で参画・運営しており、情報共有が図られている。

#### (3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定の仕組みや学長のリーダーシップの発揮については、円滑に機能している。今後は、特別企画室の機能を強化する。また、必要に応じて体制の見直しを行い、意思決定の迅速化を図る。

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

##### (1) 4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

##### (2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専任教員の採用・昇任については、大学設置基準第 14 条から第 17 条における教員の資格に基づき、「神戸芸術工科大学教員選考規程」「神戸芸術工科大学教員選考規程運営細則」を定め運用している。教育課程を適切に運営するために必要な教員を配置するよう、専任教員の配置及び採用計画案を学長、副学長、学部長、学科主任及び事務局長が策定している。

採用については、研究者人材データベース（J-REC）等を利用して原則として公募制により行っている。

採用及び昇任の審査は、各学科による書類選考及び面接を行った後、学長及び事務局長（必要に応じて教務課長）が面接を行い、厳正に候補者を選定している。

学長は、候補者を選定した後、教授会（人事）又は大学院の場合は大学院教授会（人事）に付議する。学長は、候補者の資格審査を行うために委員を選任し、教員資格審査委員会において審議を行い、審議の経過及び結果を教授会（人事）又は大学院教授会（人事）に報告している。

教授会（人事）又は大学院教授会（人事）は、教員資格審査委員会からの報告に基づき、資格審査及び適任者であることの議決を行った後、学長が候補者を上申し、理事長が決定している。

#### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

<FD (Faculty Development) ・SD (Staff Development) >

教員の教育研究活動の向上のための FD 活動については、FD・SD 委員会を設置し、全教職員に活動の趣旨を理解・浸透させ、全教職員で取り組んでいる。FD・SD 委員会が扱う内容としては、「授業の内容及び方法の改善を図るための」FD と、「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための」SD に分類しているが、本学が「芸術工学部」単独の大学であり、カリキュラムでも全学科に共通する内容が多いこと、また教員と職員からなる学内の各種委員会が有効に機能していること等を鑑み、本委員会では全教職員を対象として研究・研修を計画している。このことにより全教職員が大学の全体を概観することができ、その結果個々の学生の状況をより良く理解することが可能となるため、学生に適切な授業内容と学修支援を提供するという FD・SD の本質的な目的につながっている。なお、主に職員を対象とした SD 活動は法人本部を中心に別途実施している。

FD・SD 研究会は、全教職員を対象とするため、原則「教授会」と一体の開催日時として、年間 4 回の研究会を実施している。令和 2（2020）年度においては、遠隔授業を中心

とした各学科の実施状況・方法論について情報共有することで、遠隔授業実施の工夫につなげていく。

図表 4-2-1 FD・SD 研究会の主な内容（過去 3 年間）

開催日		テーマ
平成 30 年度	2018	7 月 「芸術工学」について
		10 月 発達障害学生支援について（外部講師）
		11 月 2020 年度大学入試制度改革の変更点とそのポイント等について
		2 月 2019 年度開始の工学新カリキュラム、3 ポリシー等について
令和元年度	2019	7 月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学内教育情報の共有について（学修成果他）</li> <li>・修学支援制度の理解</li> <li>・2019 年度開始新カリキュラムの実施の再理解、課題確認等</li> </ul>
		10 月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育におけるユニバーサルデザインについて</li> <li>・大学内教育情報の共有について</li> <li>・高等教育施策（2040 年度に向けたグランドデザイン）について</li> </ul>
		11 月 <ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバス作成・成績評価に関する課題の確認について</li> <li>・2020 年度シラバス作成要領の変更点の理解等について</li> <li>・厳格な成績評価について</li> </ul>
		中止 大学の危機管理を考える～ハラスメントについて～（仮題）（外部講師）
令和 2 年度 （予定含む）	2020	9 月 各学科における前期授業実施状況（特にオンラインの工夫）について全学的な情報共有
		未定 大学の危機管理を考える～ハラスメントについて～（仮題）（外部講師）

### （3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程を適正に運営するために必要な教員については、教育研究水準の維持・向上を図るため優れた人材を中長期的な計画に基づき採用を進める。

専任教員の採用及び昇任にあたっては、「神戸芸術工科大学教員選考規程」「神戸芸術工科大学教員選考規程運営細則」に基づき、採用基準や労働条件をより明確に提示している。

大学院担当教員については、修士課程及び博士後期課程の丸合（研究指導及び講義担当適格者）・合（研究指導の補助並びに講義（及び実験）担当適格者）教員等の資格基準を明確にするため、担当教員の資格審査に係る規程を整備する。

FD・SD 活動については、コロナ禍により図らずしも採用することとなった遠隔授業の内容及び方法の改善を図るための検証や技術等の向上を図る研修等を実施する。

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### （1）4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

#### （2）4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

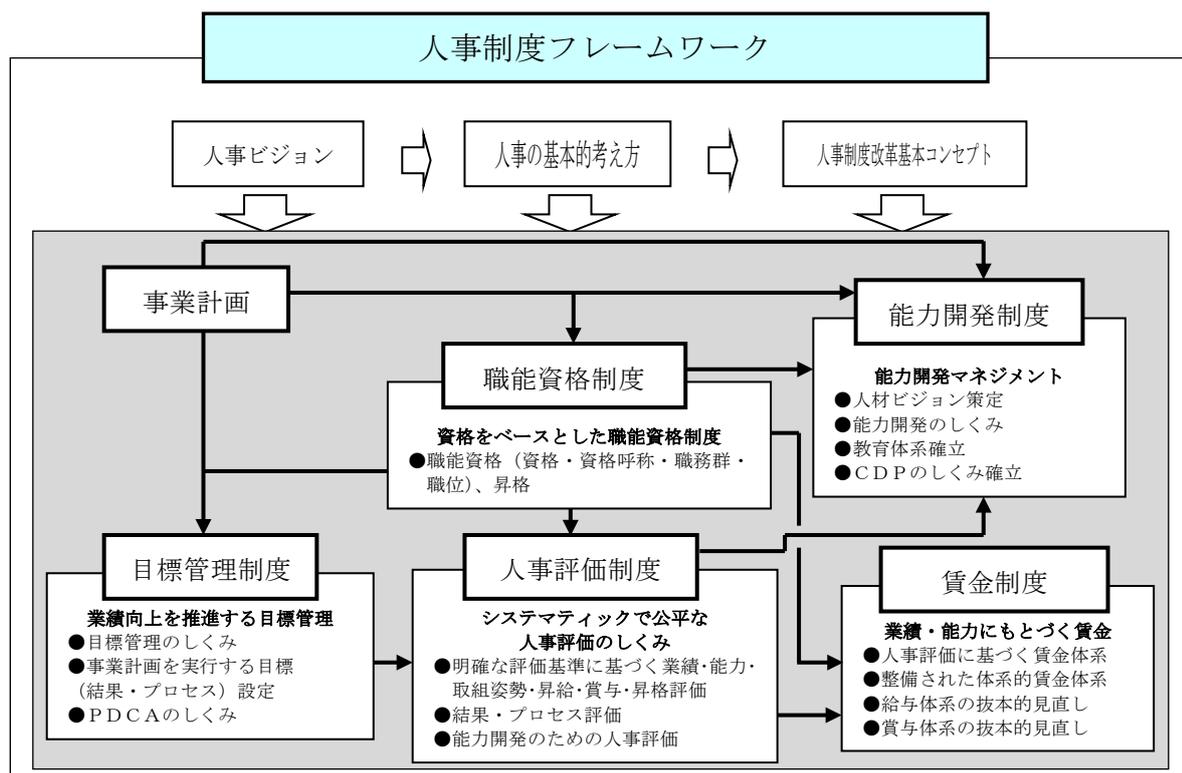
### ■職員の能力と資質開発

本学園では、少子化や大学間競争の激化等、学園を取り巻く環境の変化に対応するために、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする専任事務職員対象の人事制度を導入し、人事運営上の方針を明確化している。また、社会情勢の変化や職務の多様化により、本学園職員の就業形態も、契約職員、パート職員等、多様化が進んだことから、専任職員以外の人事制度について、平成 22（2010）年度から運用を開始している。

職員の能力と資質開発については、能力開発制度において定めており、その中心は OJT（On-the-Job Training）と教育訓練である。教育訓練においては、職務遂行能力の向上並びに必要性の再認識を目的として、管理職、指導職、一般職等の階層別研修を、定期的に外部から講師を招聘して実施している。

また、資質の向上及び生涯学習の一環としてより高い教養の修得を図ることを目的として、本学の講義の聴講研修を実施しており、その取扱いについては、「事務職員の神戸芸術工科大学講義聴講研修取扱い規程」に定めている。

図表 4-3-1 人事制度フレームワーク



また、本学園としての職員の能力開発に係る取組みは、職員通信教育講座の受講、大学 SD フォーラムへの参加などである。大学 SD フォーラムとは、外部機関が実施している研修セミナー群を指し、個人が費用を負担することなく参加できるものであり能力開発の一端を担っている。平成 25（2013）年度より受講対象者を明確にし、各種講座・フォーラムと職員に求められる能力要素との関連性をより分かりやすく周知するよう検討準備を行い、より積極的に受講しやすい環境を整えた。なお、専任職員の能力開発制度を含む人

事制度全般について、より効果的な仕組みの構築について検討を進めている。

図表 4-3-2 職員の能力開発に係る各種取組み実績者数（本学園主催）（人）

	講義聴講研修	教職員大学院進学	職員通信教育講座	大学SDフォーラム
平成 27（2015）年度	4	0	20	52
平成 28（2016）年度	2	0	13	42
平成 29（2017）年度	5	1	9	55
平成 30（2018）年度	5	1	4	52
令和元（2019）年度	2	0	4	55

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

専任職員においては、より公平で納得性のある処遇を行うべく、職員人事制度（目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度）の改善を行っている。目標管理制度は能力開発のウエイトを高めて充実化を図っていく。また、実施内容の振り返りと研修企画の組織的検証による階層別職員研修の計画的実施の継続、外部団体による研修会・講習等への積極的参加の推奨、及び通信教育等の支援制度拡充を推進していく。

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

#### (2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では研究環境整備の一環として、「神戸芸術工科大学教員個人研究費規程」を整備し、専任教員の個人研究活動を助成するほか、「神戸芸術工科大学芸術工学研究機構規程」において、同研究機構に設置する研究所の研究活動に要する研究費、学術研究の向上・進展に資する活動を奨励する研究助成費、その他、研究機構長が特に必要と認めた事業（研究も含む）の遂行に充当するための特別経費について定めており、これらを毎年度恒常的に計上している。このうち研究所研究については、各研究所長より機構長に前年度の1月末日までに研究所研究計画書を提出することとし、芸術工学研究機構運営委員会において、計画内容について審議を行っている。また研究助成費は、教授会において学内公募周知を行い、「神戸芸術工科大学研究助成規程」において定める応募並びに選考を経て、2月末までに採択課題を決定している。研究助成費については、令和元（2019）年度より「創作活動」の区分を追加し、作品制作を課題とする研究も募集の対象とすることにより、教員の専門分野を問わず幅広く応募できるよう機会拡充を図った。芸術工学研究機構においては、これらの過程を踏まえ、翌年度の具体的な研究計画を策定するとともに、年度当初に芸術工学研究機構運営委員会を開催し、研究機構としての年間事業計画を決定している。

また、企業・自治体等からの相談や依頼に応じて行う研究として、受託研究及び共同研

究の受入体制を整えている。それぞれ「神戸芸術工科大学受託研究取扱規程」「神戸芸術工科大学学外共同研究取扱規程」において、社会的ニーズに対し、大学及び教員が持つノウハウや知見を生かした研究を展開することを目的とし、外部資金の受入を伴う研究として運用を行っている。

このように、多種多様な研究形態に対してそれぞれ規程を整備し、研究者が自らの専門分野や知見に合わせて柔軟に取り組むことができるよう、幅広く研究機会を提供している。

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、文部科学大臣決定による「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)の施行並びに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)を踏まえ、研究機関として適正かつ厳粛に取り扱う方針を定め、ガイドラインに適応した運用を行うため、「神戸芸術工科大学教育研究活動における不正使用及び不正行為防止に関する規程」を整備し、平成27(2015)年度より開始、研究倫理の啓発を図っている。研究活動における不正行為の防止、研究費の不正使用の防止について全体を統括し、これらの運営・管理に関わる最高管理責任者は学長である。最高管理責任者である学長を補佐し、教育研究費及び研究活動の運営・管理について全体を統括する責任と権限を持つ統括責任者は、事務局長としている。また、不正を抑止する環境整備を図り、教職員を対象に、研修会及び説明会を実施する研究倫理教育責任者は、公的教育研究費運営・管理委員長が担う。このようにそれぞれの責任体制を明確化し、教育研究活動に係る不正行為の防止対策を推進している。なお本学では、公的研究費のみならず、学内予算における教育・研究費においても、「神戸芸術工科大学教育研究活動における不正使用及び不正行為防止に関する規程」を適用している。事務局において、「神戸芸術工科大学における教育研究費の使用に関する執行基準」を作成し、教育・研究費の具体的な使途や取扱手続を示している。また適正執行に関する意識を確立させるため、学内の教育研究費に携わる全教職員から誓約書を徴するとともに、平成27(2015)年度以降、公的教育研究費運営・管理委員会において、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を企画し、対象者全員に受講を義務付けている。

また本学では、人を対象とする研究について、倫理的配慮のもと適正に実施されることを図るため「神戸芸術工科大学研究倫理審査に関する規程」を整備しており、対象となる研究においては、計画の内容について事前に審査を行うこととしている。研究者は予め「研究倫理審査申請書」を学内に設置する研究倫理委員会の委員長に提出し、承認を得ることが必要である。委員会においては、「研究の対象となる個人の人権擁護への対応」「研究の対象となる個人に理解を求め研究協力の同意を得る方法」「研究によって生ずる危険と不快に対する配慮」「その他倫理的配慮が必要な生物などへの配慮」について、これらが適切になされるか審査し、その結果を学長に報告する。学長は審査結果をもとに研究計画の実施について承認の可否を決定することとしている。

過年度における審査の実績(件数)は以下のとおりである。

平成26(2014)年度	申請1件	うち承認1件
平成27(2015)年度	申請3件	うち承認3件
平成28(2016)年度	申請2件	うち承認2件

平成 29 (2017) 年度 申請 3 件 うち承認 3 件  
平成 30 (2018) 年度 申請 2 件 うち承認 2 件  
令和元 (2019) 年度 申請 3 件 うち承認 3 件

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、施設・設備の整備計画や運用管理、情報機器・ネットワークの整備管理等については、「キャンパス環境整備運営委員会」において検討を行っている。同委員会は、教育用の施設・設備の整備・運用に関する審議を行う役割を担うものであるが、学内の施設設備については正課授業のみならず、教員の研究や学生の課題制作、学生の課外活動（自主制作活動を含む）においても有効活用を図ることとしている。「神戸芸術工科大学大学施設管理規程」「神戸芸術工科大学施設設備使用に関する取扱要領」において、管理・運営基準並びに使用方法を定め、大学の施設及び設備（機材等）の共用を図っている。

研究活動の人的な支援策としては、まず、競争的資金による採択課題並びに外部資金による研究課題の補助業務に従事する人材として、リサーチ・アシスタントの制度を設けている。リサーチ・アシスタントは、本学大学院博士後期課程に在籍する学生のうち、所定の資格を満たす者を対象とし、業務経験を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を目指すことを目的としながら、本学の研究支援体制の充実を図るための制度としている（「神戸芸術工科大学リサーチ・アシスタント取扱要領」）。また、リサーチ・アシスタントに該当しない学生にも研究補助業務への従事を認めており、「神戸芸術工科大学教育研究費の使用に関する執行基準」において、具体的なルールや雇用手続について定めている。なお、個人研究費等、競争的資金に該当しない研究費による研究活動においても、必要に応じて本学学生及び学外の研究協力者の支援を得て遂行することができるよう、同執行基準において手続きを定めている。

学内予算による研究費の金額及び配分の方法については、基準項目 4-4-①のとおり、「神戸芸術工科大学個人研究費規程」「神戸芸術工科大学芸術工学研究機構規程」「神戸芸術工科大学研究助成規程」において定めている。なお、受託研究と共同研究においては、受入金額から所定の間接経費（通常は直接経費の 10%を設定）を差し引いた残りの額を、研究者担当者が使用する研究費として配分（予算措置）している。

以上、研究活動に不可欠となる資源（ヒト・モノ・カネ）について、本学では規程等で使用手続や配分方法を明文化することにより、研究者が計画的かつ安心して取り組むことができるよう、ルールの明確化と運用性の向上に努めている。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究支援のあり方として、本学では学部及び学科構成の特性に合わせた様々な研究制度の構築を図り、規程及び執行基準にて運用ルールとともに明文化している。研究機会を幅広く提供することにより、研究者（教員）の関心は高まりつつあるが、運用面において、特に以下の点について改善が必要である。

- ① 「神戸芸術工科大学教育研究費の使用に関する執行基準」記載内容の見直し・改訂と周知徹底
- ② 「神戸芸術工科大学科学研究費助成事業交付金取扱基準」の見直し・改正

③研究報告の充実及び円滑化

①現在使用している執行基準は平成 29 (2017) 年に改訂したものであり、3 年を経過している。その間、学内外の制度において、本執行基準に影響のある変更事項は発生していないが、平成 29 (2017) 年当時と比べ、留意すべきポイントに変化が生じていることや、事務職員の人事異動等に伴い、当執行基準の認識度が全体的に少し低下していると感じられることから、早急の改訂並びに理解浸透が必要である。特に競争的資金による研究費執行と、学内予算の場合の相違点・共通点を分かりやすく表記する必要があると考えている。当冊子は、教職員とも着任時に配付しており、教員にはオリエンテーションの際に簡単な説明を行っているが、基本的には各自で熟読し、理解することが前提となっている。内容の周知徹底のため、別途説明会を開催するなど、理解浸透に向けた取り組みを行う。

②当取扱基準は「研究費の使用ルール」に基づいて策定しており、現在は平成 30 (2018) 年度に改訂した基準にて運用している。実際の運用面において、現状では物品の購入依頼から支払処理に至る書類の作成・提出手続が学内予算による購入の場合と比べて煩雑であり、円滑に処理できているとは言い難い。厳格な運用を維持しつつも、円滑に処理することを目指し、他大学の事例も参考にしながら、「神戸芸術工科大学教育研究費の使用に関する執行基準」の見直しと連動して改正を行う。

③科学研究費補助金等の競争的資金における研究課題のほか、本学では研究所研究課題、研究助成課題、受託研究課題等、学内予算措置による研究課題についても研究報告を義務付けている。研究完了後、速やかに報告書を提出することとしているが、実際には遅延も生じている。大半の研究課題は終了時期が年度末であり、研究者（教員）が授業準備等の年度当初業務に忙殺されていることが一因として考えられる。現在のところ、報告書記載内容（レベル）に問題はないが、研究成果が第三者にとってより分かりやすく伝わるよう様式を工夫するなど、充実化の改善を検討するとともに、今後は研究報告も含めた計画の策定を促すなど、提出の円滑化に向けた改善を図っていく必要がある。

**【基準 4 の自己評価】**

教員の配置は、大学設置基準を満たしている。また、採用・昇任等については、規程に基づき中立性・公平性・透明性を担保して運営している。教員の業績評価については、「神戸芸術工科大学専任教員業績評価に関する規程」及び「神戸芸術工科大学専任教員業績評価に関する規程施行細則」に基づき行っている。教員の教育研究能力の開発については、研究の助成や海外への派遣等制度等を整備し、教員の資質・能力の開発の機会を整備している。

本学学長は本学園の理事を務め、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を取りながら運営している。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

職員の人事管理については、学園全体としての中長期的な人事戦略に基づいて実施しており、適正な人材配置となっている。また目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度は、円滑に運用している。

職員の資質向上については、階層別職員研修によって職能資格制度と対応した能力の開

発に成果を上げている。さらに、本学が開講する講義科目の聴講、本学大学院へ入学した場合の修学支援、職員通信教育講座、SD フォーラム等を通して、職員がより高い教養と専門的知識を得る機会を提供している。

本学における研究支援のあり方として、研究者（教員）が自らの専門分野や知見、またその時々状況において柔軟に選択し、かつ計画的に取り組むことができるよう、制度の構築を図っていることが特長である。例えば、学内公募による研究助成制度においては、論文の執筆により成果を成す研究活動に加え、制作物を成果とする創作活動、また教員の企画を基に制作する書籍や雑誌の刊行を支援する出版助成など、幅広い種目を設定している。また、これらのいずれの種目においても、自らの専門分野に特化して、研究分担者として参画することも可能である。これらのことから①研究助成課題へ積極的に取り組んでいる研究者、②受託研究実績が豊富な研究者、③芸術工学研究機構設置の研究所における計画的な研究課題に重点的に取り組むなど、それぞれのスタイルに合わせた多様な研究活動が見られ、研究活動の機会提供面においては一定の効果が確認されている。今後は運用面におけるルールの再整備と学内周知及び研究報告の円滑化に向けた取り組みを行っていく。

以上のことから、基準4「教員・職員」の基準を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

##### **■組織倫理と法令遵守**

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」においてサービスの基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針に沿って、本学園に関わる全てのステークホルダーの満足を実現できるように取り組んでいる。就業規則については、関係法令改正への対応及び教職員健康管理体制の明確化を目的として、社会変化に即応したものとすべく、平成 29（2017）年に改正した。

経営の規律と誠実性の維持については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、質の保証を担保するために適宜対応を行っている。また、関係機関への認可申請、届出、報告等については、法令遵守のもと遅滞なく行っている。なお、令和 2（2020）年度から施行された私立学校法改正についても適正に対応している。

法令に基づき対応すべき案件については、規程改正や学園情報誌に掲載するなど速やかに開示し周知を図っている。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程の認識の共有化を図るため、諸規程等は教職員が Web 上で容易に確認できる。

また、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置している。

##### **■財務情報の公表**

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の財務 3 表に加え、財産目録及び事業報告書、監事の監査報告書を各キャンパスへ備え置き、利害関係者への閲覧に供するとともに、学園ホームページ上で公表している。また、学園広報誌「楽人」に財務 3 表を公表している。本学は、大学ホームページの「情報公表」内に学園ホームページ「学校法人谷岡学園事業報告・財務状況」とリンク設定による情報共有を図り、財務情報を適切に公表している。

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学園の建学の理念及び「建学の理念を支える四つの柱」を本学園の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、教職員が基本とすべき活動指針として、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学園の業務に関し、法令や諸規程に違反する行為を教職員等が発見した場合、公益通報者保護法に基づく公益通報制度がある。監査室と外部の弁護士を通報の受付・相談窓口として、法令に定める教職員等以外に、学生及び保護者からの通報も受け付け、教職員と同様に通報したことを理由として不利益にならないよう配慮している。

ハラスメントの防止については、本学園の取組みとして「学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、ハラスメント行為の防止及び相談窓口の設置、事案発生時の対応等について適切に管理運営している。また、定期的な研修会開催、啓発活動等の準備を進めている。

さらに、大学の取組みとして、キャンパスハラスメント防止のために、ハラスメント防止委員会を設置している。ハラスメント（ストーカー行為を含む）等を未然に防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するため「神戸芸術工科大学ハラスメント防止委員会規程」及び「神戸芸術工科大学ハラスメント調査委員会規程」を整備している。

ハラスメント防止委員会では、教職員を対象にした研修会を実施し、教職員の意識の共有と定着を目的とした取り組みを行っている。新年度オリエンテーション時に学生及び教職員に向けてリーフレット「NO！HARASSMENT」（ハラスメントの説明、学内外の相談窓口や連絡先を記載）を配付し、具体的な事例紹介や対応窓口の案内を行い、キャンパスハラスメントの防止に努めている。

労働安全衛生環境については、産業医との連携を強化し、その管理体制構築に向けた準備を進めている。

個人情報の取扱いに関しては、本学園規程として「学校法人谷岡学園個人情報取扱規程」を制定している。本学では、さらに「神戸芸術工科大学個人情報保護に関するガイドライン」「神戸芸術工科大学個人情報保護規程」「神戸芸術工科大学個人情報適正管理規程」を制定し、個人情報の保護及び漏えい防止に努めている。

危機管理については、「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置マニュアル」「緊急事案発生時における対応マニュアル」を「危機管理マニュアル（神戸芸術工科大学用）」として整備している。また、「神戸芸術工科大学消防計画」を定めている。地震、風水害、火災等の天災地変や教職員の情報漏えい、ハラスメント、刑事事件等の緊急事案には、法人本部と連携を図りながら対策本部を設置する。法人本部には危機管理担当を配置している。

また、平成 29（2017）年には、教職員等と大学の間で生ずる可能性がある利益相反について、基本的な考え方及び対応策をまとめた「利益相反ポリシー」を制定し、運用している。

以下に法令の遵守のもと教育研究活動の適正な環境維持に取り組む、大学の安全な運営管理及び人権へ配慮するための体制の構築、学内諸規程、各指針、ガイドラインの整備状況を示す。

図表 5-1-1 規程、指針、ガイドライン等の整備状況

神戸芸術工科大学

学校法人谷岡学園公益通報に関する規程	法令若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合に、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。
プライバシーポリシー	資料請求等の個人情報について、学校法人理事長を責任者としてプライバシーポリシーに即した管理・運営を定めている。
学校法人谷岡学園個人情報取扱規程	本学園における個人情報の適正な取り扱いについて定めている。
神戸芸術工科大学個人情報保護委員会規程	個人情報保護に関する事項を審議及び適切な取り扱いについて、個人情報保護委員会を設置。
神戸芸術工科大学個人情報保護に関するガイドライン	保有する個人情報の保護が個人の人格の尊重及びプライバシーの侵害を防止するうえで、極めて重要な事項であるとの認識のもと、個人情報保護に関するガイドラインを定め、個人情報の適切な利用と保護に努めている。
神戸芸術工科大学個人情報保護規程	個人情報の取得、管理、利用の方法等個人情報の適切な取扱いについて必要な事項を定めている。
神戸芸術工科大学個人情報適正管理規程	職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）及び業務取扱要領に基づき、無料職業紹介業務で知り得た求職者等の個人情報の適正管理を定めている。
危機管理マニュアル （神戸芸術工科大学用）	学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程、学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置マニュアル及び緊急事案発生時における対応マニュアルをまとめ危機管理マニュアルとして整備している。
神戸芸術工科大学消防計画	火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全確保並びに被害の極限防止について定めている。
神戸芸術工科大学情報システム運用基本規程	情報システムの運用及び管理について、情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策に関する事項を定めている。
神戸芸術工科大学情報システム運用及び管理に関する取扱基準	情報システムの適切な運用及び管理について、必要な事項を定めている。
神戸芸術工科大学情報システム利用に関する取扱基準	情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に関する事項を定めている。
神戸芸術工科大学情報システム非常時行動計画に関する取扱基準	情報システムの運用において非常事態が発生した場合の非常時行動計画を定めている。
学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程	職場におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを防止するために、教職員が遵守すべき事項並びに性的な言動や権力を過剰行使する問題に関する雇用管理上の措置等を定めている。
利益相反ポリシー	産官学連携活動等を行う過程において、教職員等と大学の間で生ずる可能性がある利益相反について、基本的な考え方及び対応策をまとめている。

事故や事件を未然に防止するための取り組みとして、新入生オリエンテーションにおいて所轄の警察署による防犯意識向上のための講習会や、自転車・単車で通学する学生を対象とした年 2 回の交通安全講習会を実施している。

教職員の福利厚生として、全教職員を対象に定期健康診断を実施している。任意項目を含め 18 検査項目を実施し、日常の健康管理及び生活習慣病の予防に努めている。

また、月 2 回、産業医に相談できる環境を提供している。

平成 28（2016）年度には、「労働安全衛生法の一部を改正する法律」の施行に伴い、法人本部人事課と安全衛生委員会が連携してストレスチェックを導入した。各自のメンタル面の健康管理に役立てるだけでなく、職場のストレス状況を把握し、業務におけるストレスの軽減や職場環境の改善につなげることを目的としている。

その他に、救急の設備として、学内 4 か所に AED（自動体外式除細動器）を設置している。

環境対策として、省エネルギーに取り組み、クールビズ・ウォームビズを導入している。空調稼働期間を原則、夏季 7～9 月、冬季 12～3 月に限定し、電力の消費を抑制している。

有機系溶剤を扱う作業には、脱臭装置のある作業場を設けている。塗装作業（スプレー）には専用ブースを設けている。特に有機系溶剤等の有害な成分は、無害な状態に処理する装置を通して、環境保全に努めている。

制作廃材等の廃棄物については、発泡スチロールやスタイロフォーム等の分別による廃棄を徹底している。有機系溶剤のスプレー缶は、塗装場においてガス抜き処理を行い、液体の廃棄物は吸収処理により廃棄している。

各ラボラトリーにおいては、運用ルールを定めて安全性の確保（危険の排除）、快適な作業環境の維持、共同作業のマナー等に留意し管理している。ラボラトリーでの制作を指導する職員は、特殊技能の有資格者を配置し、実習助手と協力して学生を安全に指導している。併せて教員の技能・技術の更新・習熟を行っている。特殊機器の整備・メンテナンスを行い、教育環境の維持・管理に努めている。平成 30（2018）年には、教育研究活動における「安全の確保」「事故の防止」「快適な制作環境」を促進するために必要なルールとして「施設設備の安全取扱マニュアル」を定めた。本学が講ずる安全ルールを遵守し、事故を未然に防ぐとともに、安心して、施設設備を使用できるように努めている。

なお、本学園は二つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約その他法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

### （3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性の維持については、引き続き学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、速やかな対応を行うとともに、今後の改正についても的確に対応できるよう体制を整備していく。また、学園の使命・目的を実現するための継続的な努力を行っていく。

教職員は、本学園が展開する CS 活動に対し認識・理解を深めるとともに、帰属意識の向上を目指す。また、社会的機関として必要な組織倫理・規則を維持、人権及び安全に対する配慮を怠ることのないよう法令等の改正に適宜対応するとともに、教職員への更なる情報提供、啓発活動に取り組む。

危機管理については、近年の天災地変の発生、また、環境保全、人権、安全に配慮が求められ、有事の際には迅速な対応ができるよう体制の検証を行う。常に危機意識を持ちながら危機管理マニュアルの点検等、実態にあった管理機能を確保する。

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条第 2 項に準拠し情報公表を行っているが、経営の透明性を確保する観点から、学校法人会計基準の仕組みに必ずしも精通していないステークホルダーも理解できるよう今後も改善していく。学園広報誌「楽人」の事業計画号や事業報告号については、分かりやすく見やすい視点から今後も掲載方法を工夫していく。

## 5-2. 理事会の機能

## 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ■意思決定の体制と整備

本学園では、最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関である「評議員会」を設けており、「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づく管理運営を行っている。各種の審議事項は、必要に応じ「大学（院）教授会」の議又は学長の裁定を経た後、「評議員会」で審議・諮問され、最終的に「理事会」に上程される体制を取っている。

「理事会」での審議・報告については、事務担当者からの説明後、担当理事・担当評議員からも詳細な説明を求め、意見聴取することでさらに内容の理解を深めている。

重要事案については、適宜、理事会メンバーから委員を選出し、委員会を設置している。委員に理事を選出することで「理事会」、「評議員会」においてより適切な判断ができるよう対応を行っている。

「理事会」、「評議員会」の構成員として、本学学長は、本学園の理事も務め、各設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。管理部門と教学部門が適切に意思疎通を図り、共通認識のもと迅速な決定が行える体制にある。また、役員には、学外者で豊富な社会経験を積んだ有識者が就任している。

なお、理事の互選をもって理事長を選出するが、理事長は、必要に応じて専務理事、常務理事及び事業理事を指名することができる。また、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 8 条に「理事長の職務の代理又は代行」に係る条文を設け、専務理事、常務理事、予め「理事会」において定めた順位の理事の順で、理事長職の代理、代行を行うこととし、万一の際にも法人業務に支障を来たさぬよう万全を期している。

### (ア) 役員定数

本学園の役員定数は、寄附行為により、理事 8 人以上 9 人以内、監事は 2 人以上 3 人以内と規定され、その構成は図表 5-2-1 のとおりであり、寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。

図表 5-2-1 役員構成（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

役員の種類	選任条項	定員	現員
理事	第 6 条第 1 項第 1 号（創立者縁故者）	1 人	1 人
	第 6 条第 1 項第 2 号（設置学校長）	2 人以上 3 人以内	2 人
	第 6 条第 1 項第 3 号（評議員）	4 人	4 人
	第 6 条第 1 項第 4 号（学識経験者）	2 人以内	2 人
監事	第 10 条第 1 項	2 人以上 3 人以内	2 人

上記のとおり、選任条項ごとに見ても欠員はなく、適正な状態にあると言える。

### (イ) 理事会開催状況

本学園の「理事会」は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第15条第3項において、「3月及び5月並びに必要な場合に理事長が招集する。」としており、特に急を要する案件がない場合には、それに従い3月、5月を含め、概ね2ヶ月に1回程度の割合で開催している。

なお、令和元(2019)年度中に開催された「理事会」における役員の出欠状況は、図表5-2-2のとおりである。

図表 5-2-2 理事会出欠状況

開催日	理事出欠状況	監事出欠状況
令和元(2019)年 5月27日	出席7人 欠席1人(委任)1人	出席2人 欠席0人
令和元(2019)年 7月23日	出席9人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和元(2019)年 12月24日	出席9人 欠席0人	出席1人 欠席1人
令和2(2020)年 1月31日	出席9人 欠席0人	出席2人 欠席0人
令和2(2020)年 3月24日	出席9人 欠席0人	出席2人 欠席0人

上記のとおり、「理事会」の理事の出席率は高く、監事も毎回出席し、学園の最高意思決定機関として機能している。また、理事から予め欠席の意思表示のあった場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」第16条第3項の定めに従い、本学園理事を代理とする委任状をもって決議に加わることができるが、当該委任状の形式は、議案ごとにその概要を示し、それぞれに賛否の意思表示が可能なものを使用している。

### (3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も、学外者の役員から積極的に意見を聴取し、学園運営に活用するとともに、学園全体にとって有益な意思決定が迅速に行えるように、管理部門と教学部門のコミュニケーションを重視した理事会運営を行う。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

##### (1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

##### (2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### ■意思決定の円滑化

本学園においては、「理事会」と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び各設置校の校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、原則として年2回(7月、12月)「設置学校長会」を開催している。

同会は、理事長、学校長・園長、法人本部長を構成員とするほか、「理事長の指示により、必要に応じて他の者の出席を求める」との規定に基づき、オブザーバーとして理事、監事、評議員、顧問、副学長、副校長、校長補佐、教頭、教頭補佐、事務局(局)長、事務局次長、法人本部・監査室・秘書室各課室長が出席している。各設置校からの校務報告を聴取、意

見交換をするほか、校務等に関する協議を設置校相互に行っており、十分な意思疎通を図っている。なお、本学園では、「評議員会」において役員に対して意見を述べ、またはその諮問に答え又は役員から報告を徴するため、職制のうち特に学校管理の職に就く者を理事長から「理事会」へ評議員候補者として推薦することとしており、現在幼稚園を含め全設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。これにより、管理組織と教学部門とが円滑な関係を保ち、学園の経営方針を現場の活動に直結させる仕組みが構築されている。

さらに、法人本部と各設置校事務（局）長との懇談会として、「設置校実務運営懇談会」及び「金曜懇談会」を開催している。「設置校実務運営懇談会」は、理事長も含み、主に設置大学における短期（中期）事業計画に関する情報交換等を年 2 回定期的に行っている。

「金曜懇談会」は、法人本部長・本部長補佐、法人本部・監査室・秘書室各課室長と各設置大学及び高等学校の事務（局）長で構成され、月次の事業活動報告や関連する課題を共有し、課題解決に向けた意見交換を毎月行っている。

また、中長期にわたる事案、緊急に解決を図る必要がある案件等に対応するため、これら会議体とは別に委員会の設置やタイムリーに打合せの場を設け意見交換を行っている。このように各設置校担当課室と法人本部は日頃から密に協議・打合せを行っており、管理部門と各設置校における教学部門の連携強化も常に図っている。

### ■リーダーシップと運営

理事長は、教職員から学生にいたる本学全ての構成員に対し、本学園の「建学の理念」及びそれを具現化する為の活動指針「建学の理念を支える四つの柱」を事毎に説き、その精神は広く浸透しているところであり、本学の発展と社会への有能な人材輩出に寄与している。

さらに、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 15 条第 3 項に基づき理事長が招集する理事会においては、本学園の理事も務める本学学長及び評議員に就任している本学事務局長を含む構成員と常に意思疎通を図り、理事長を中心に合意形成ができる仕組みとなっていることから、本学園の運営方針に関し、理事長がリーダーシップを発揮する体制が整っている。

また、学園ホームページの教職員向けページに「理事長への提案箱」を設け、学園の発展のために、教育研究活動や様々な業務に関して、教職員が自らのアイデアや提案を、直接理事長へ届けることができるボトムアップの仕組みが構築されている。

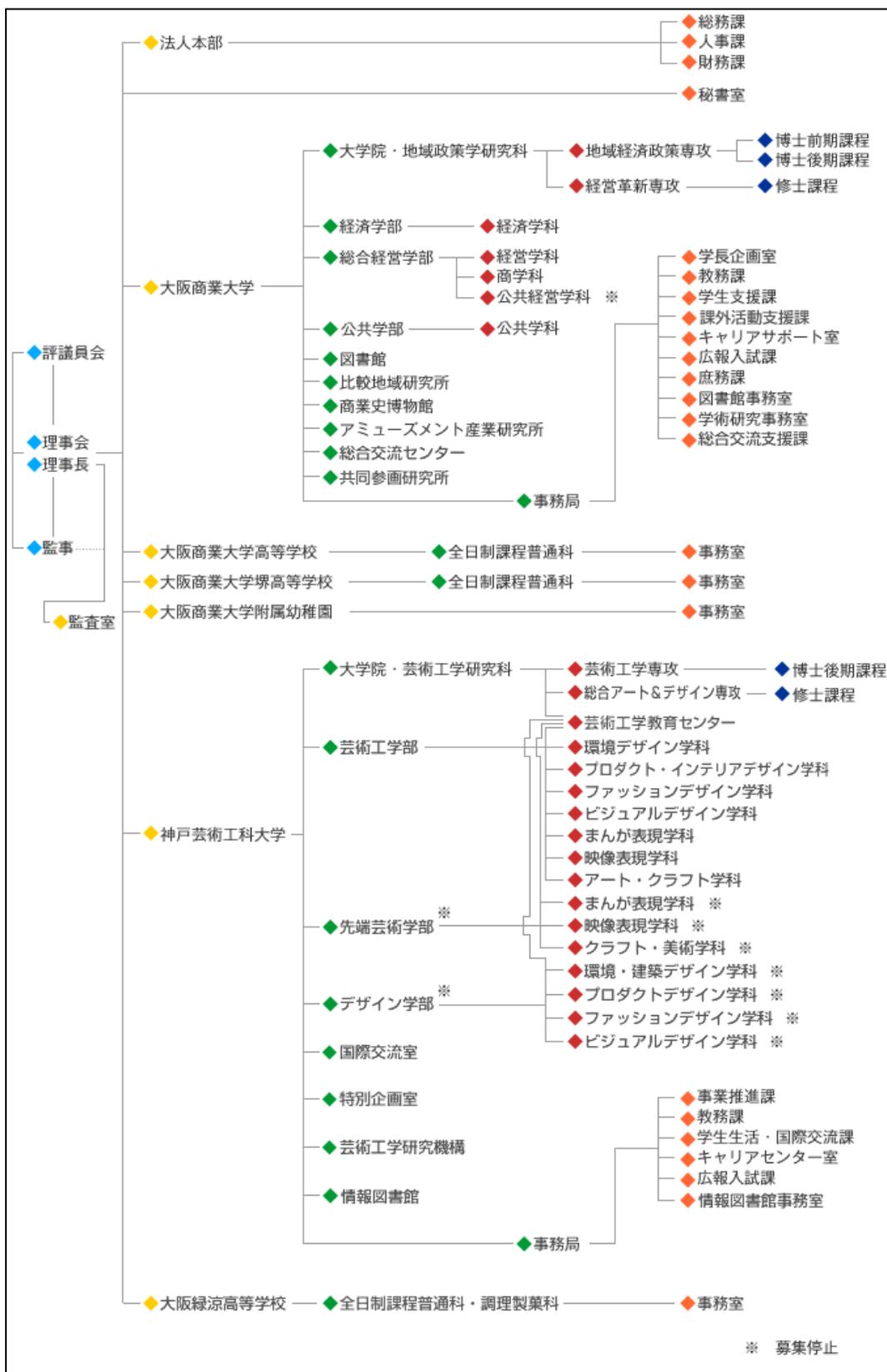
### ■事務組織と執行体制

本学園では、事務の組織及び分掌について「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」によって定めており、本学園が設置する学校の事務統括並びに調整を行う法人本部、大学運営のための事務処理を行う大学事務局を置いている。

学園においては秘書室、理事長直轄の組織として監査室、法人本部に総務課、人事課、財務課を、また大学においては、大学設置基準第 41 条に基づき、事務局に 6 課室を設置し、それぞれの業務に必要な人員を配置している。（図表 5-3-1 参照）。

図表 5-3-1 学校法人谷岡学園機構図

令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在



5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

■ガバナンスの機能性

「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき、本学園の意思決定機関である「理事会」とそ

の諮問機関である「評議員会」は適切に機能している。毎年度の予算計画及び事業計画は、私立学校法第 42 条に基づき、「評議員会」で諮問され、「理事会」の決議を経て決定している。決算及び事業実績は、私立学校法第 46 条に基づき、「理事会」の承認後、「評議員会」に報告し、意見を求めている。

令和元（2019）年度中に開催された「評議員会」における評議員、監事の出欠状況は、図表 5-3-2 のとおりである。

図表 5-3-2 評議員会出欠状況

開催日	評議員出欠状況	監事出欠状況
令和元(2019)年 5月27日	出席 16人 欠席 3人 (委任) 3人	出席 2人 欠席 0人
令和元(2019)年 7月23日	出席 19人 欠席 1人 (委任) 1人	出席 2人 欠席 0人
令和元(2019)年 12月24日	出席 20人 欠席 1人 (委任) 1人	出席 1人 欠席 1人
令和 2(2020)年 1月31日	出席 19人 欠席 2人	出席 2人 欠席 0人
令和 2(2020)年 3月24日	出席 19人 欠席 2人 (委任) 2人	出席 2人 欠席 0人

※令和 2(2020)年 1月 31日開催の評議員会は、審議・諮問案件がなかったため、委任事項はない。

監事は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 10 条に基づき、「理事会」において選出した候補者の中から、「評議員会」の同意を得て理事長が選任している。監事は、企業経営者や税務に携わった十分な経験を有する者を選任している。

監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況の監査を実施している。具体的には、業務及び理事の業務執行の監査を効果的に行うため、「評議員会」、「理事会」及び「設置学校長会」等の本学園主催の会議へ出席するとともに、令和元（2019）年度は 12 月に理事長及び法人本部長への学校運営に関する懇談会形式のヒアリングを監査法人も同席のもとで実施した。監事は、本学園の主要会議等への出席や内部監査への同席により、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行の状況を的確に把握したうえで、監査結果を「理事会」及び「評議員会」において報告している。

### ■事務組織の管理と機能

本学園では、全ての設置校において教育研究活動等の事業を着実に遂行するために事業計画制度を設けている。事業計画制度については、設置校ごとに学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ『中長期事業計画書』及び単年度の『事業計画書』を毎年度 10 月末に提出し、法人本部との協議の後、「予算検討委員会」に諮られている。最終的には、3 月に「評議員会」の意見を聴き、「理事会」の決議を経て、中長期事業計画と次年度の事業計画及び予算を決定している。

事業計画制度は、学園経営の財務運営及び財政基盤確立の重要な指標となり、また、職員人事制度の一つである目標管理制度とも密接に関連している。

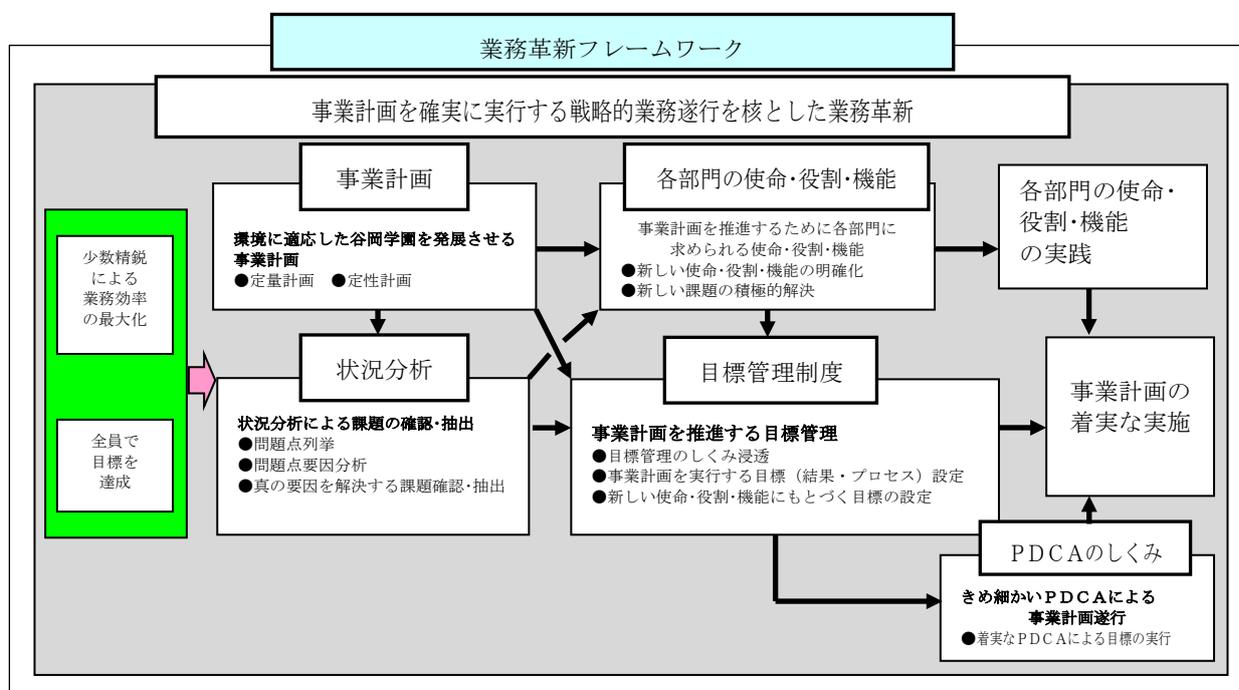
学園全体の事業計画を達成するために、各設置校各課室の目標・使命・役割に応じた目標を定め、その目標が所属する構成員の目標にも反映されるかたちで実行されている。事

業計画が円滑かつ適正で効率的に遂行される仕組みである。(図表 5-3-3 参照)。

「理事会」で承認された事業計画を各設置校が実施する際は、「学校法人谷岡学園事務決裁規程」に基づき実行される。事業規模により理事長の事務決裁の権限の一部を法人本部長、大学事務局長に委譲するなど適切な権限委譲を行い、事務処理の円滑化を図り業務遂行における責任体制の確立を図っている。

平成 29 (2017) 年度には稟議書作成ガイドラインを改正し、学内ルールに則った適切な事務手続きを推進するなど定期的に見直しを行っている。また Web 決裁システムを導入し、インターネット環境で各キャンパスとネットワークを通じて処理ができる仕組みとなっている。なお、Web 決裁システムについては、令和 2 (2020) 年 3 月に新たなシステムを導入した。これまでのシステムと同様に定期的に見直し、必要に応じカスタマイズを行っていく。

図表 5-3-3 業務革新フレームワーク



### (3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

本学園では、「設置学校長会」、「設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」等の様々な機会を通して、日頃より管理部門と教学部門の緊密な連携を図っている。今後もより一層の相互理解と連携強化が図れるようにこの取組みを推進し、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を持続する。

事業計画制度において、安定的な学園運営が行えるよう、制度の検証を行う。特に予算計画と事業計画が乖離しないよう、設置校の収支バランスを見つつ、学園全体の将来構想及び中長期計画のビジョンをより明確にする。また事業計画の実施において、施設設備改修工事については、ICT (情報通信技術) 教育の活用など高等教育機関として求められているものを優先的に実施し、かつ CS につながるよう優先順位をつけるとともに、専門家の意見も聴き、時代に適した改修工事が実行できるよう改善する。

#### 5-4. 財務基盤と収支

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### (1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

###### ■計画に基づく財務運営

学園全体の財務計画については、学園各設置校の中長期事業計画並びに単年度事業・予算計画に連動させ、「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」において検討している。「予算検討委員会」では、将来的な財政基盤安定化に向けて、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財政基盤づくり、及び施設設備投資の財源を確保することを重視し、中期的な収支予測や収支バランスを保つための具体的目標を定め、収支規模に応じた予算編成方針案を策定している。その予算編成方針案は、理事長を含む法人本部を中心に協議・検討したうえで決定し、各設置校へ示されている。

本学園の予算編成方針のもと、中長期及び単年度事業・予算計画を策定し、法人本部で集約され、本学園の「評議員会」に諮問され、「理事会」の決議を経て決定される。事業・予算計画に変更が生じた場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」に準じて、遅滞なく補正予算を編成している。

固定資産及び流動資産については、財務システムで管理し、適正に処理しており、資産運用については、「学校法人谷岡学園資金運用規程」に基づき行っている。

また、財務計画については、計画の進行状況・社会環境の変化等を鑑み、定期的に見直しを図っている。

##### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

###### ■財務基盤と収支バランス

財務基盤の確立や収支バランスにおいては、収支構造が安定していることが最も重要であり、本学においても中長期事業計画・単年度事業計画・予算計画とともに収支見直しを検証し、収支構造を改善する努力を行っている。

本学において外部資金の導入として受託研究の受入れ並びに施設貸与の拡大に取り組んでいる。特に、受託研究の受入れでは、年間 1,500 万円以上の収入があり、さらに拡大させるための施策を展開中である。

科学研究費助成事業については、積極的な申請につながるよう採択に向けた教員対象の説明会を開催し、教員への意識付けを図っている。

令和元（2019）年度の事業活動収支差額比率は、大学においては 2.1%となっており安定的に推移している。また、学校法人全体では-3.3%となっているが、令和 2（2020）年度からはプラスになる見込みである。人件費比率では、大学においては 60.8%、学校法人全体では 60.8%となっている。収入面において、学生生徒等納付金収入は安定した状況であり、教育研究環境の維持を図るために必要な財源確保の基本的要件は備えている。教育

研究経費は、学校法人全体で一定の比率を保持しており、学生支援体制を構築・推進するなど、教育活動を充実させるために増加傾向となっている。また、各種引当金等についても適切に留保し、財政基盤は安定している。

資産運用については、安全かつ効率的な運用により中長期的な財政基盤の強化と教育研究の発展並びに学生支援の充実に資することを目的として行っている。

また、競争的資金に係る間接経費については、「競争的資金の間接経費の使途にかかる基本方針」を定め、学長の決定に基づき、研究環境向上のための施設・設備の整備や、研究の結果生じた発明における知的財産権の確保（特許申請費用等）のために有効に活用している。

図表5-4-1 受託研究の受入実績（過去4年間）

年度	受託件数	受託金額
平成28（2016）年度	29件	21,980,960円
平成29（2017）年度	36件	28,705,160円
平成30（2018）年度	35件	20,825,698円
令和元（2019）年度	25件	18,155,600円

図表5-4-2 科研費による研究費獲得実績（過去3年間） ※（ ）は新規採択件数

年度	交付課題数	直接経費	間接経費	合計
平成29（2017）年度	14（3）件	17,500,000円	4,680,000円	22,180,000円
平成30（2018）年度	13（2）件	21,900,000円	6,570,000円	28,470,000円
令和元（2019）年度	15（9）件	34,700,000円	10,410,000円	45,110,000円

図表5-4-3 令和元（2019）年度 その他の外部資金獲得実績

配分機関	配分対象事業	配分額
鹿島建設株式会社	「鹿島基金特別講座トークセッション2019」の助成	500,000円

### （3）5-4の改善・向上方策（将来計画）

今後さらに教育研究水準を維持・向上させていくために、中長期事業・財務計画を継続的に検討・立案・見直し・評価する体制を強化する。

財務状況を評価するうえで最も重要な指標である「基本金組入前当年度収支差額」の安定化・継続的な黒字化を確保するため、教育活動収支の適正化を重視していく。学生生徒等納付金収入の安定が、収支バランスの確保につながることから、引き続き入学志願者の増加と退学者の低減に向けた取り組みを行っていく。

安定した入学者確保に努め、将来を見据えた中長期的視点に立ち、将来構想計画の状況を見極めつつ、人件費比率の抑制、事業活動収支差額比率の向上を目指し、さらなる安定した財政基盤の確立を図ることとしている。

施設・設備については、中長期にわたり無駄が発生しないよう導入を行うことが重要である。本学は学部・学科の特性上、授業や研究で使用する機器（コンピュータを含む）に

において、常に一定性能以上のものを、一定数確保する必要があるが、教育に対する社会的ニーズの変化やソフトウェア技術の進化など、機器の陳腐化を引き起こす要因が以前よりも多岐に渡り、かつそのサイクルが短くなってきている。現状では大学内での共有化推進などにより、施設・設備関係支出を低く抑えることができているが、今後は、導入した設備を所定期間使用した後に、引き続き別の用途で有効活用することを前提とし、導入計画と再利用計画（用途・受入先）を必ず併記して立案するなど、リスクの低減策も検討していく。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

#### (2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

#### ■会計処理

本学園では、学校法人会計基準に基づき図表 5-5-1 のとおり各種規程を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている。

図表 5-5-1 会計処理に関する規程

学校法人谷岡学園事務決裁規程	事務処理の円滑化及び決裁に関する責任の所在を明確にすることを目的とする。
学校法人谷岡学園経理規程	経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、教育研究活動の維持発展と経営の能率的運営に資することを目的とする。
学校法人谷岡学園物品会計規程	物品会計事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務に関する根本基準を定めることを目的とする。
学校法人谷岡学園予算編成規程	予算の編成及び手続きについて定める。
学校法人谷岡学園予算執行規程	予算の執行及び手続きに関する事項を、敏速かつ確実に処理し、本学の財政の確立と教育研究その他諸活動のさらなる永続的な維持発展に資することを目的とする。

本学園では、所定の金額以上の予算執行は、稟議決裁を受けることとなっている。

会計処理の実務は、事務作業の効率化及び適正な処理のため、全てシステム化されており、各キャンパスとインターネット環境を通じて処理を行っている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、本学各課室の担当者がシステム上からデータを入力し、支払伝票を起票する。一定金額未満は課室長決裁、一定金額以上は課室長決裁後、大学事務局長、法人本部財務課、法人本部長、理事長の決裁を経て、業者への支払い手続き等を行っている。また、全ての支出について法人本部財務課が支払総括表を作成し、法人本部長を経て、理事長に報告している。証憑書類等の保管については、一定金額以下は大

学で2年間分を保管し、最終的に法人本部財務課で保管している。

以上のことから、予算管理と支払管理を一元化し、各課室において確実な予算管理が行える体制を整えており、適正な会計処理に努めている。

## 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

### ■会計監査

本学園では、監事による財産状況の監査、監査法人による会計監査及び監査室が行う内部監査による財務・会計監査を実施している。

監事監査においては、「理事会」「評議員会」に監事が毎回出席し、財産状況の監査だけではなく、理事会運営及び法人・大学の業務に関わる監査も行っている。また、監査法人の期末監査及び監査報告時に意見聴取や質疑応答を行い、これらを踏まえ、毎会計年度、監査報告書を作成し「理事会」、「評議員会」に報告している。

監査法人監査は、当該年度7月から次年度5月まで毎月行われ、必要に応じて設置校の实地監査を行っている。また、毎年度5月に開催される「理事会」において決算が承認された後、理事長、常務理事、理事、監事、法人本部長、法人本部管理職及び監査室長の出席のもとで監査報告会を行っている。監査法人からの指導事項・改善事項に関しては、法人本部主導で速やかに改善対応を行っている。

監査室が行う内部監査については、毎年度複数の課室を抽出し、書類監査・实地監査を行い、業務の適正化に務め、フォローアップまで対応することとし、令和元(2019)年度は図表5-5-2のと通りの対応を行った。

また、監事・監査法人・監査室の三者が、効果的で効率的な監査実施を目的として定期的に、情報提供、情報交換(監査計画・結果報告等)、意見交換を行う場として「三様監査推進懇談会」を開催している。

また、大学においては、教育研究費の運営、管理についての最高管理責任者は学長、統括管理責任者は事務局長と定めている。公的教育研究費運営・管理委員会において選出された監査人において、前年度に受給した競争的資金による研究課題の中から10%以上に相当する件数の課題を含めて監査対象課題を決定し、内部監査を実施している。令和2(2020)年度については、委員会が策定した実施計画に基づき、競争的資金による研究課題2件を含めた4件の課題について、「書類監査」「物品の検収確認」「ヒアリング調査」等を行った。

なお、監査結果及び改善事項は教授会にて周知・情報共有を行い、適正な処理を行うよう注意を促している。

図表5-5-2 令和元(2019)年度 三様監査(監事、監査法人、監査室)実施状況

令和元(2019)年度	監事監査	監査法人監査	内部監査	公的研究費等に係る監査
	2人	会計士:3、4人	神戸芸術工科大学	神戸芸術工科大学
4月		6日(4/4.8.10.11.16.19)		
5月	2日(5/22.27)	7日(5/13.14.15.16.17.18.21)		
6月	1日(6/10)			

7月	1日 (7/23)	4日 (7/23.24.30.31)		
8月				ヒアリング実施 (8/1)
9月	1日 (9/10)	3日 (9/3.5.6)		
10月	2日 (10/17.28)	3日 (10/2.9.15)		
11月	1日 (11/18)	4日 (11/6.7.14.18)	内部監査「書類監査」(2課) 「実地監査」(11/26、12/16)	
12月	1日 (12/24)	4日 (12/2.3.5.24)		
1月	1日 (1/31)	3日 (1/7.9.23)		
2月		3日 (2/3.5.25)		
3月	1日 (3/24)	3日 (3/19.26.31)		



三様監査推進懇談会 (監事 2人、監査法人 1人、監査室 2人、法人本部 2人) 令和元 (2019) 年度 : 1回開催 (11/18)
--

### (3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

監事、監査法人、監査室それぞれが、より効果的かつ効率的に監査を行えるように、「三様監査推進懇談会」の内容や提供する情報を一層充実させる。また、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正に基づき平成 27 (2015) 年 4 月に制定した「神戸芸術工科大学教育研究活動における不正使用及び不正行為防止に関する規程」に則り、内部監査とは別にリスクアプローチ監査を実施し、実行性のあるモニタリングが組織的牽制機能となるよう体制整備を充実・強化する。

### 【基準 5 の自己評価】

「学校法人谷岡学園寄附行為」や「学則」、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に従って作成され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。教職員の学園に対する認識理解と帰属意識の向上を目指すとともに、社会的機関として必要な組織倫理・規律に関する事項 (服務規律、個人情報保護、ハラスメント防止、人権問題等) を規程化し、適切に運営している。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園神戸芸術工科大学就業規則」において服務の基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS 理念及び行動指針に沿って、学園に関わる全てのステークホルダーが満足できるように取り組んでいる。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程は、適切に整備されており、認識の共有化を促進すべく、学内ネットワークを通じて、諸規程等は容易に確認できる環境を整備している。また、経営目標を効果的に達成していくために、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化を目指して、合理性と合法性の観点から公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を学園に設置している。

また、二つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約、法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

財務情報は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、「資金収支計算書」、「事業活動収支計

算書」、「貸借対照表」の財務 3 表に加え、『財産目録及び事業報告書』、『監事の監査報告書』を各設置校へ備え置き、ステークホルダーへの閲覧に供するとともに、学園ホームページ上でも公表している。また、学園広報誌『楽人』に財務 3 表を公表している。さらに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育情報の 9 項目を大学ホームページ上で公表し、法令を遵守している。

管理運営体制としての「理事会」、「評議員会」の運営や役員、監事の選任については「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。さらに、「理事会」と学園各設置校の教学組織との意思疎通を図る「設置学校長会」、「設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」を開催するなど、管理部門と各設置校における教学部門は、有機的な連携強化を図りながら運営されている。

本学学長は本学園の理事も務め、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を図りながら運営されている。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

本学園は、建学の理念に基づく教育研究目的を達成するため、収支バランスを勘案し、適切な会計処理のもと運営している。基本金組入前当年度収支差額は、今後速やかにプラスに回復する見込みであり、財務の健全性に問題はない。

以上のことから、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

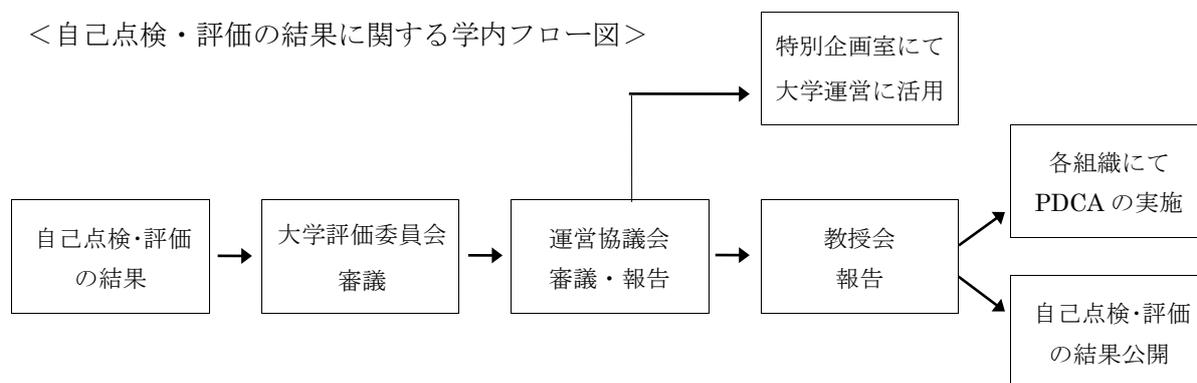
学則第 1 条の 2 において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と定めている。

また、「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」及び「神戸芸術工科大学大学評価委員会規程」に基づき、大学評価委員会を組織し、本学自らが行う点検・評価を実施している。大学評価委員会は、学長が委嘱した専任教員、事務局長、教務課長、学生生活・国際交流課長、事業推進課長で構成されており、自己点検・評価の作成方針を審議した上で、年度単位で実施している。大学評価委員会の委員長は学長が委嘱した専任教員が就き、副委員長は事業推進課長が就いている。

「神戸芸術工科大学大学評価実施基準」において、自己点検・評価を実施する組織を定め、内部質保証のための責任体制を明確にしている。

自己点検・評価の結果は、特別企画室長（学長）に報告し、大学運営に活用することを継続して行っている。学内組織の責任体制は、フロー図に示し、組織の整備状況を学内共有している。

<自己点検・評価の結果に関する学内フロー図>



加えて、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進するよう努めていく。

また、令和 2（2020）年度中には、「神戸芸術工科大学ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。）」を制定する予定である。三つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示することを明確化していく。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、各組織単位で実施する点検・評価について、特別企画室が内部質保証の観点から評価を行い、学内外に公表することを目指す。

学内全体の内部質保証にかかる評価・改善の役割を担う特別企画室においては、改善計画を事業計画に反映させ、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を推進し、時代の変化に対応した大学づくりを進めていくための将来構想の策定に役立てていく。

**6-2. 内部質保証のための自己点検・評価**

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有**

自己点検・評価は、学校教育法施行細則第 166 条に則り、趣旨に即した評価項目を設定している。具体的には、芸術工学部各学科、大学院芸術工学研究科各専攻、各種委員会、事務局の統一点検評価項目として、「1.前年度からの課題」「2.今年度の改善に向けた取り組みの実績及び結果について点検評価」「3.次年度への課題」としており、「計画・実践・評価・改善（PDCA）」のサイクルを継続的に実施している。

会議での報告資料や各種規程等のエビデンスに基づく自己点検・評価を実施し、その結果は、大学評価委員会の審議を経て、運営協議会、教授会及び理事長へ報告し、大学全体で情報共有を図っている。

毎年度行う自己点検・評価の結果は、学生・保護者をはじめとする一般に、情報図書館において公開している。加えて、自己点検・評価の結果は、3年ごとに「自己点検評価書」にまとめ、本学ホームページへの掲載により公表することとしている。

平成 28（2016）年度大学機関別認証評価において日本高等教育評価機構より「評価報告書」にて意見等を受けたことに対しては、速やかに大学評価委員会において取り組み及び改善について検討を行い、学長及び理事長への報告により、その結果を共有している。

**6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析**

各種委員会等において報告されるデータやアンケート結果は、事務局において管理、把握し、情報収集を行っている。各種アンケート結果（授業アンケート、学修行動調査、学修成果に関する調査等）は本学ホームページに掲載し、社会へ公表している。

また、本学の教育・研究・社会貢献・経営基盤に係る大学情報の調査及び分析を行い、企画・立案する組織として、特別企画室を設置しているが、各種調査の経年比較や分析が十分とは言い難いため、今後具体的な目標を立て、体制を整備していく。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの課題を集約・整理し、大学運営の維持・継続に向けた実効性ある取り組みを

図る。必要な見直しは、学長のリーダーシップのもとで適正な時期と適切な対応を逸することなく、実質的な取り組みを推進する。自己点検・評価の結果は、教職員全体の満足度の向上に活用する。

平成元年開学から構築してきた教育実践と学術活動の質の検証を行い、未来へ向けて持続的に受験生や社会からの需要に応え、優れた人材育成と供給を実践する「芸術工学」の教育と研究の質の向上をめざす。

事務局各課室による評価基準及びエビデンスに基づいた自己点検・評価を推進し、特別企画室とも連携を図りながら IR 活動を定着させることで、質の高い自己点検評価活動を展開していく。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### (1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学部及び大学院研究科として三つのポリシーを策定し、さらに各学科、各専攻において三つのポリシーを設けている。

また、大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ中長期事業計画書及び単年度の事業計画書（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）を策定している。事業計画書は、三つのポリシーとの整合性を図り、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、学長及び事務局長が協議のうえ策定している。

単年度の事業計画書については、当該年度の 10 月末日までに上期（4 月～9 月）の進捗状況を、次年度の 4 月末日までに実施結果を報告している。また、教育研究活動の状況は、運営協議会、教授会等で随時報告され、必要な検討及び対策を適宜行っている。

本学の事業計画書及び事業報告書は、学長の裁定を経て理事会に上申され、評議員会での意見聴取の後、理事会で承認され、適切に公表されている。

##### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

少子高齢化やグローバル化が進む中、社会人、留学生、さらには生活環境等によって学生の多様化が進んでいる。大学業界を取り巻く環境は厳しいことが予想されるが、教員と職員の協働体制をより一層強化し、大学全体の適切な管理運営を図り、内部質保証の確立に努めていく。

具体的には、三つのポリシーとの整合性を持たせた事業計画を策定し、教育研究活動を実施していく。また、自己点検・評価の結果を踏まえ教育研究活動を検証し、次年度の事業計画に反映する PDCA サイクルの機能促進を図る。

### 【基準 6 の自己評価】

内部質保証のための中心的組織として、学則第 1 条の 2 に基づき「大学評価委員会」を設置している。大学評価委員会は、自己点検・評価を定期的実施することにより、本学における諸活動の状況を明らかにし、組織の活性化を促すとともに、改善方策の立案に役立て、教育研究活動等の水準の向上を図ることを目的としている。

内部質保証に必要な不可欠な経営管理（ガバナンス）、研究倫理、コンプライアンスに対する体制の強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置しているほか、全学的観点から不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画の策定・実施を図り、教育研究活動の不正防止を図る「公的教育研究費運営・管理委員会」を設置している。

内部質保証のための自己点検・評価活動として、本学が定めた評価項目に沿って点検評価を行い、高等教育研究機関の責務として毎年度、自主的に実施している。

自己点検・評価については、教育研究及び管理運営等に関する「1.前年度からの課題」「2.今年度の改善に向けた取り組みの実績及び結果について点検評価」「3.次年度への課題」について点検を行い、大学評価委員会のもと、本学に設置する各種委員会と連携を図り、各年度において自己点検・評価報告書として取りまとめている。自己点検・評価報告書は情報図書館に配架するとともに大学ホームページに掲載し、公表している。

大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ中長期事業計画書及び単年度の事業計画書を策定している。事業計画書は、三つのポリシーとの整合性を図り、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、学長及び事務局長が協議のうえ策定している。教育研究活動の状況については、教授会、運営協議会等で随時報告され、必要な検討及び対策を適宜行っている。

以上のことから、基準 6「内部質保証」の基準を満たしている。

#### IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 社会連携・貢献活動

##### A-1. 社会との連携強化

##### A-1-①産官学連携による社会活動と研究の有効性

##### A-1-②産官学連携による社会活動と教育の有効性

##### A-1-③芸術工学研究機構の活動（研究所課題・科研等競争的資金研究・受託研究・共同研究）

##### (1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### A-1-①産官学連携による社会活動と研究の有効性

現代社会において、今日のアート・デザインの役割は毎日の生活の領域から社会全体に関係する生産活動や事象にまで広がり、またビジネス、サービス、モノづくりをはじめ、地域コミュニティでの活動からデジタルな情報ネットワーク、さらには文化の創造のあり方に至る領域まで役割が広がっている。人とモノ、人と環境の関係を分析しながら、調和した豊かな生活と環境をアート・デザインすることは、本学の専門領域の特徴である。

本学は神戸の地に深く根ざした大学として、自治体や企業、教育諸機関等とのパートナーシップを強め、地域社会との連携強化によって、時代や社会の要請に効率よく反応し、より良い未来社会をつくる役割を担い、地域社会とともに人材の養成・地域産業の活性化等の専門課題から社会課題の発見と解決に至る様々な活動を行っている。

主な実績として、神戸市から創造都市（デザイン都市）の実現、三木市から地場産業の活性化、芦屋市からまちづくり・コミュニティ形成などの地域振興、兵庫県商工会連合会から地域中小企業の発展・地域経済の活性化、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会から地域の福祉向上の取り組みへの協力、公益財団法人神戸市公園緑化協会から、公園および地域の活性化を図るためのデザインおよびアートの視点での協力等、自治体や各団体からの要望を受け、「連携・協力に関する協定」の締結や事業連携によりプロジェクトを展開している。

図表 A-1-1 自治体や各団体との連携協力に関する協定実績（就職に特化した協定を除く）

神戸市	「デザイン都市神戸」の推進のための連携協力に関する協定
三木市	包括的な連携協力に関する協定
坂出市	坂出市のまちづくりの推進にかかる連携協力に関する協定
芦屋市	包括的連携に関する協定
兵庫県商工会連合会	地域中小企業の発展と地域経済活性化に関する事業連携に関する協定
公益財団法人こうべ市民福祉振興協会	市民福祉の向上に向けた連携協力に関する協定
公益財団法人神戸市公園緑化協会	公園および地域の活性化に取り組むための連携に関する基本協定

また、本学は企業や自治体等からの受託研究や共同研究にも積極的に取り組んでいる。毎年多くの企業等から、アート・デザインの力による課題の解決を中心とした、数多くの相談を受けている。これらの中には、デザインの制作に関する依頼など、単発的な相談に加えて、継続的な取り組みを行うことによって、事業の安定的な運営や、発展的な展開につながっている事例が増えつつある。令和元（2019）年度現在、行っている受託研究・共同研究のうち、過去5年以上にわたって継続している案件は5件、3年間以上継続の案件は13件に上り、年間受託件数の半数近くを占めている。5年間以上の継続案件は、西脇商工会議所の「播州織ファッション特区事業」、神戸市総合児童センターの「子どもたちのアートおよびデザイン学習活動に関する研究」、本州四国連絡高速道路株式会社の「本州四国連絡高速道路の活性化・利用促進」、大和船舶土地株式会社の「エリアのリノベーションに関する企画とデザイン」、丹波篠山市商工会の「篠山建築学校」である（以上、研究題目は令和元（2019）年度のもを表記）。依頼者と協力し、継続して取り組むことにより、知的財産やノウハウといった学術的研究成果を効果的に蓄積することが可能となり、当初の課題解決をみた後、より高いレベルの目標を設定し、その解決に向けた研究へと発展している。

また、本学に寄せられる相談には、ワークショップの実施を伴う課題も多く、これに参加する地域及び近隣住民との触れ合いを通して、信頼関係の構築につながっているケースがある。継続的な取り組みは、課題の解決や研究成果の蓄積、事業の発展など、依頼者と本学の双方だけのメリットに留まらず、こうした地域住民とのつながり、さらには社会への還元といった、より広い視野において意義があることであり、今後さらにニーズが増加するものと考えている。

本学は、今後も引き続き企業や自治体、あるいは地域が直面している課題に対し、アート・デザインの力を活用して解決に向けた支援を行うとともに、その活動を通して地域に根ざした大学、そして地域社会に必要とされる大学として、自らの研究能力向上を図るとともに、知的・人的・物的資産を駆使し、社会貢献に努めていく。

図表 A-1-2 令和元（2019）年度受託研究一覧

委託者	研究題目
神戸市総合児童センター	子どもたちのアートおよびデザイン学習活動に関する研究
西脇商工会議所	播州織ファッション特区事業
本州四国連絡高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路の活性化・利用促進
ハリマ紙器印刷工業株式会社	ペーパーラフトによる造形展開および拡張現実（AR）を用いた商品サービスに関する研究
犬山市	犬山市内における地域の歴史的資産の保存・活用に関する調査研究
公益財団法人神戸市公園緑化協会	あいな里山公園および地域の活性化のためのデザインカリキュラムに関する研究
佐用町商工会	佐用町地域活性化プロモーション
大和船舶土地株式会社	エリアのリノベーションに関する企画とデザイン
兵庫県明石城築城 400 周年記念事業実行委員会	明石城築城 400 周年記念事業「光の明石城」
モリテックスチール株式会社	ワイヤー巻取り機構を使用した商品開発
丹波篠山市商工会	篠山建築学校

竹中大同工道具館	展覧会「江戸の大工さんー暮らしと仕事」展 展示品ならびに広報・図録協同制作
KIITO	シニアのための「大人の洋裁教室」講座の企画・運営
イオンモール神戸北	大規模ワークショップにおける造形プロセスデザインに関する研究
株式会社フタバ	円錐デザイン
阪急電鉄株式会社	神戸阪急ビル西館リニューアル工事用の仮囲いのデザイン制作
芦屋市	令和元年度市勢要覧デザイン提案
一般財団法人ヤマハ音楽振興会	児童期異年齢集団による音楽活動におけるインタラクションの検証
朝来市	生野鉦山の総合的な学術研究
神戸市立王子動物園	王子動物園 70 周年記念ロゴマーク作成
芦屋市	芦屋市市制 80 周年記念ロゴマーク提案
神戸市建設局道路部	神出山田自転車道休憩所リニューアルワークショップ実施に関する研究
神戸市建築住宅局建築指導部	「1.17→」 イベント企画・空間デザイン等
神戸・三宮センター街 1 丁目商店街振興組合	三宮センター街の活性化とメインストリートの整備

### A-1-②産官学連携による社会活動と教育の有効性

本学に寄せられる受託研究等の産官学連携事業は、地域社会からの多くの要望に応え社会貢献活動を担う一方で、委託された活動に学生の参加を促し「総合プロジェクト」科目として授業展開している。学生が社会活動を通して実践を学ぶ機会を提供し、そこで様々な価値観を持つ人々と接し、時には利害が相反する関係者との調整を行うなど、課題の解決に向けた取り組みを経験することによって、社会において即戦力として通用する人材育成も視野に入れている。これは建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の具現策の一つでもあり、同時に、学校教育法第 83 条 2「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」にも適合する活動と理解している。学生個人が様々な課題を自らの問題として捉え、自らが試行錯誤しながら取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう、一人ひとりを育成する教育につながっている。

また、こうした地域社会に必要とされる大学の実現に向けた様々な取り組みに対し、常に誠実かつ地道に実践してきた活動の蓄積は、大学の教育面における力量を高める機会となっている。

### A-1-③芸術工学研究機構の活動（研究所課題・科研等競争的資金研究・受託研究・共同研究）

本学は、「クムルス（世界最大の芸術デザイン大学の連合組織）」やユネスコのクリエイティブシティーネットワークに参画し、世界の大学や教育研究機関の新しい動きや時代の要請を鋭敏に読み、新しい「芸術工学」の課題の発見や表現技術の開発をめざしている。

附置研究所については、平成 11（1999）年「芸術工学研究所」、平成 22（2010）年「アジアデザイン研究所」、平成 25（2013）年「インタラクティブデザイン教育研究所」を設置し、研究活動を展開してきた。平成 28（2016）年に、さらなる研究活動の活性化と芸術工学の発展を期して、研究所を集約し、かつ、学内の全ての研究活動を統括する「芸

術工学研究機構」(以下「研究機構」という。)を創設した。同時に「アジアデザイン研究所」「インタラクティブデザイン研究所」「環境・ランドスケープデザイン研究所」「高齢医療福祉デザイン研究所」「アミューズメントメディア研究所」の五つの研究所を設置した。各研究所は時代が求めるニーズに対し、適切な研究課題を設定し、その解決に向け様々な専門性を持つ研究員を配し、迅速に対応することを目指している。そのため、各研究所は恒常的なものではなく、その設置及び改組について、柔軟に対応するものとしている。平成 29 (2017) 年から平成 30 (2018) 年までは、「アジアデザイン研究所」「社会課題デザイン研究所」「芸術工学教育研究所」の三つの研究所体制とした。

#### (1) 研究所の研究活動について

平成 31 (2019) 年 4 月より、「アジアデザイン研究所」「間 (あわい) のデザイン研究所」の二つの研究所を設置している。

「アジアデザイン研究所」においては、アジア諸国の国際的な協力・連携による研究プロジェクト、国際シンポジウム、国際デザイン展などの取り組みを通じて、次世代の未来を築くアジアデザインの方法論を創出し、その可能性を見出すことを目標としている。

一方、「アジアの暮らし-かたちとデザイン-」という本学独自の視点から調査研究を推進し、アジア文化が抱き込む豊かな造形、住まいと生活空間の価値や意味を再認識し、現代のデザインに生かすとともにアジアのハブとしての役割を担うこととしている。本学開学 30 周年に合わせ、令和元 (2019) 年 10 月には、これまでの研究活動を回顧する展覧会「百花繚乱」を開催した。

「間 (あわい) のデザイン研究所」では、あの世とこの世との「間 (あわい)」を現出させる舞台形式を編み出した能のように、イメージとリアリティの「間」を生きる現在の人間の様々な対立・分裂を超越したビジョンを創出する新しいデザインの研究を推進している。

各研究所は特定の課題を設定し、学際的、総合的な研究調査、国内外の研究機関との学術交流、「クムルス」への継続的な参加支援を行い、成果の取りまとめと情報図書館への蓄積、発信のため、研究発表、展覧会、講演会、シンポジウムの開催等を積極的に行う。

#### (2) 研究助成制度について

本制度は従来、学内において、3 学科以上の教員が共同で行う研究課題の申請について選考を行い、所定の学内予算にて助成を行う制度として、研究機構創設以前より、運用を重ねてきたものである。令和元 (2019) 年度の助成 (平成 30 年度申請) 分より、対象とする研究組織の編成条件並びに選考方法について、以下のとおり見直しを行った。

まず、研究組織編成の条件について、従来の「3 学科以上の教員で編成」を「3 専門分野以上の教員で編成」に変更した。研究課題の設定並びにその取り組みにおいては、教員が所属する学科の数ではなく、各教員が持つ専門性 (専門分野) がより重要であるとの判断によるものである。

また、選考において研究実績が少ない教員が不利にならないよう、「挑戦的研究」の選考区分を設定した。当該区分にて申請された研究課題については、審査の際にそれが適切と認められた場合には、一般の選考区分の応募課題と別に選考を行うものである。また、

申請区分に「創作活動」を追加し、作品制作を研究活動の中心とする教員も応募しやすい制度とした。

本学内にこうした研究助成制度を設け、教員の専門分野やキャリアを問わず幅広く研究活動の機会を提供し、多くの教員がこの制度を通して経験を積み重ねることは、研究能力向上や研究実績としてのキャリアの蓄積はもちろん、研究組織内において与えられた役割を確実に遂行する責任、またこれを誠実にやる経験を重ねることであり、これは研究者としての倫理観を養うことにつながる機会でもあると考えている。

また、これらの経験を通して、後述する競争的資金を自ら獲得し、実際に遂行していくノウハウを身に付け、その成果を広く社会に還元することのできる人材を育成したいと考えている。

図表 A-1-3 研究助成制度の採択課題（令和元（2019）年度の助成分）

研究種目 (申請区分)	研究代表者	研究課題	交付額
共同研究 (発表活動)	さくま はな	メキシコ ベルクルス州立大学ギャラリーでの個展開催および創作活動を主軸とした研究の可能性についての基礎的調査	1,543,000 円
共同研究 (創作活動)	かわい ひろ ゆき	アート&デザインによる地域貢献「坂出アートプロジェクト 2019-2020」の企画・実施	2,500,000 円
共同研究 (独創的・先駆的研究)	小山 明	ビデオゲームの制作技術を基盤とした「学習」の再デザインに関する研究	1,536,000 円
共同研究 (独創的・先駆的研究)	安森 弘昌	木材内部の染色に関する「吸引染色法」の確立	1,200,000 円
共同研究 (独創的・先駆的研究)	渡邊 操	大学教育プログラムと連携した播州織の高付加価値化と地場産業の活性化の研究	920,000 円
共同研究 (独創的・先駆的研究)	源田 悦夫	デジタルイメージ創成のための論理的思考と芸術的感性のカルティベーション研究	2,576,000 円
出版助成	谷口 文保	『アートプロジェクトの可能性』	2,000,000 円
出版助成	川中 利満	『まんが表現学科教科書 01「まんが表現基礎」』	886,000 円
出版助成	見寺 貞子	『ユニバーサルファッションーファッションは心と身体のビタミン剤ー』	1,325,000 円

※選考区分「挑戦的研究」での応募はなし

### (3) 科学研究費助成事業等の競争的資金獲得について

本学では科学研究費助成事業（科研費）を中心とした競争的資金の獲得に積極的に取り組んでいる。

図表 A-1-4 科研費等新規採択状況（過去 3 年間）

研究種目	研究代表者	研究課題	期間全体の交付額 直接/間接経費
基盤研究 (B)	吉良 森子	観光化が進む世界遺産の歴史的都心における住環境の変化と課題の考察	11,600,000 円 3,480,000 円
基盤研究 (B)	黄 國賓	国際連携調査による日本とアジアの「頭上祭礼装置・かぶりもの」の実態把握と比較	9,700,000 円 2,910,000 円

神戸芸術工科大学

基盤研究 (C)	趙 英玉	江戸時代の手織物の色彩構成原理の探求およびその継承のあり方について	3,200,000 円 960,000 円
基盤研究 (C)	戸矢崎 満雄	与島五島における伝統文化の持続的継承と発展に関する基盤研究	33,00,000 円 990,000 円
基盤研究 (C)	佐野 浩三	近現代の沖縄における社会課題に起因する「バナキュラーデザイン」の発祥経緯と可能性	3,400,000 円 1,020,000 円
基盤研究 (C)	吉田 尚美	地場産業を活かした交通事故軽減のための再帰性反射素材の開発と普及に関する研究	3,400,000 円 1,020,000 円
基盤研究 (C)	笹崎 綾野	衣服デザインに視点をのいた円背高齢女性の体型特性把握および衣服製作の実践評価	33,00,000 円 990,000 円
基盤研究 (C)	古賀 俊策	活動筋の酸素不足発生の仕組み	32,00,000 円 960,000 円
基盤研究 (C)	小浦 久子	ローカルの変化と都市のかたちの再編との相互性にもとづく計画論	3,100,000 円 930,000 円
基盤研究 (C)	ばんば まさえ	日本の木綿文化—染織技法の発展と継承—	2,700,000 円 810,000 円
若手研究 (A)	長野 真紀	金門島を核とする移民集落の越境的空間特性と住文化の重層性	3,600,000 円 1,080,000 円
若手研究 (B)	奥島 大	活動筋における脱酸素化応答の応答曲線の特性は酸素供給不足を反映するののか？	3,100,000 円 930,000 円
出版	花田 佳明	老建築家の歩んだ道 松村正恒著作集	1,900,000 円 0 円
国際交流事業 外国人特別研究員	古賀 俊策	微小循環レベルの酸素需給の不均一性が運動時の酸素摂取動態に及ぼす影響	840,000 円 0 円

本学は科研費制度の目的である『あらゆる学術研究(研究者の自由な発想に基づく研究)を格段に発展させること』に基づき、教員個々の自発的な取り組みをサポートしている。毎年、学内向けに科研費申請に関する応募説明会を開催しており、参加は任意であるが、初めて応募を検討する教員だけでなく、これまでに科研費の研究実績がある教員にとっても意義のある説明会となるよう、プログラム内容及び進め方について工夫を重ねている。実際の応募手続(研究計画調書の提出)においては、申請者から大学に研究計画調書を提出次第、科研費事務担当者がその内容確認を行う。調書の形式面におけるチェック、事務的記載項目の確認は当然のことながら、研究内容そのものに関することについても、可能な限り踏み込んだ確認を行い、記述内容や構成について、専門家以外の視点から客観的意見を返すこととしている。

また、他の機関の研究課題の分担者となることについて制限は設けず、研究者が自らのエフォート管理に基づいて判断することとし、研究代表者・分担者分を合わせ、後日、科研費事務担当者から一括して応募状況を報告することとしている。本学教員が研究代表者となる課題の新規獲得件数は、年度平均で4・5件となっている。取り組んでいる研究課題数は、代表課題及び分担課題を合わせて各年度16~21件で推移しており、専任教員のうち概ね15~20%の者が研究代表者または他機関の分担者として科研費研究に携わっている。

図表 A-1-5 科研費等実施状況（過去3カ年）

年度	本学研究者が代表者である課題件数	他機関研究者が代表者で、本学教員が分担している課題件数	計
平成 29 (2017) 年度	14	3	17
平成 30 (2018) 年度	13	3	16
令和 元 (2019) 年度	15	6	21

※実課題数を計上（同一課題に複数の分担者がいる場合は1でカウント）し、また、繰越等による期間延長分は除外（当初予定の研究期間を基準に計上）している。

研究機構の当初の創設目的である「芸術工学の研究活動の活性化と、社会との連携を担い、本学の使命目的に照らし、諸科学にまたがる芸術工学の基礎的スキルから高度な専門的領域の研究活動と、産官学及び国内外の関連活動との双方向の協調関係を育みながら、研究成果を還元することによって未来に貢献する」ことを長期的に継続していくため、本学は常時、研究機構活動の見直し改善に取り組んでいる。

先述のとおり、平成 30 (2018) 年度に、学内における研究活動活性化策の一つとして、研究助成制度の改善を図った。併せて、社会の動向を見据えながら研究所再編の検討を進め、平成 31 (2019) 年 4 月より、現在の二つの研究所体制に移行している。こうした学内における研究活動の活性化を図ることにより、多くの教員が積極的に取り組むことができる環境を整え、実際に経験を重ねることは、受託研究を初めとした企業や自治体、あるいは地域等、外部との協働による課題解決型の事業への取り組みにおいても、様々な意味において有用に働くと考えている。

また、学内研究助成の発展課題について科研費の申請を行い、獲得につながる事例もある。研究活動への積極的な取り組みを行う素地づくりのため、制度の改善及び充実について、今後も地道に努力していく方針である。

### (3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

研究機構の創設目的である「受託事業の受入れに関する業務窓口としての積極的な受入れ」「学内研究組織の一体化による助成金や学外共同研究等の外部資金の導入の促進」「各種補助金及び科学研究費等の獲得」といった、業務分担としての体制構築は完了している。今後はこれらを恒常的に円滑に行うための体制づくりを行っていく。研究機構における個々の活動の事項について、見直し改善を図っているが、研究機構の運営について審議を行う「芸術工学研究機構運営委員会」及び担当事務部署双方のメンバー入替等により、ルーティンとしての業務遂行体制の確立に至っていないため、安定的な運営体制を構築することが必要である。

また、創設当初からの向上方策であった「学外共同研究や受託研究における知的財産等の権利に関する契約」については、それぞれの場合における帰属ルールについて、契約書のひながたを完成し、運用するに至っている。今後は学内における帰属ルール、すなわち機関（大学）と研究代表者または研究分担者及び協力者（学生等）との間における帰属ル

ールの確立と、それに基づき研究開始前に行う合意手順の確立を行うことが必要である。こうした学内における諸課題を解決することは、積極的な外部資金（受託研究・共同研究等）の受入や、社会連携活動を行っていくうえで不可欠である。

#### **【基準 A の自己評価】**

本学は、企業や自治体等からの受託研究や共同研究を積極的に受け入れており、最近は特に継続的な取り組みが増加しており、これによって、より高いレベルでの課題解決に取り組むとともに、企業・地域住民との交流を通して信頼関係を構築し、地域社会に根ざした大学として、知的・人的・物的資産を提供するなど、社会への貢献継続を図っている。

また、実際の受託研究の活動に学生を参画させ、社会活動を通して実践を学ぶ機会を学生に提供するため、これを正規のカリキュラム科目として授業を展開している。

さらに、学内における研究体制の整備・改善を図ることにより、教員の積極的な参加を促し、大学教員としての年数が浅い教員でも自ら経験と実績を蓄積し、競争的資金の獲得につなげるための方策や、受託研究を初めとする社会連携事業への取り組みのノウハウを身に付け、研究の成果を社会に還元できるような人材の育成に努めている。

以上のことから、基準 A「社会連携・貢献活動」の基準を満たしている。

## V. 特記事項

### 1. 各学科による個別企画展

本学では、D棟（講堂・ギャラリー）地下1階ギャラリーセレンディップにて、各学科持ち回りで展示会・イベントを開催し、本学の特色・取組みを地域社会に発信して知名度と認知度向上を図っている。

「産学連携プロジェクト」や「地域連携プロジェクト」をテーマとした作品が展示されることもあり、学内関係者、関係企業や地域住民合わせて100人を超える来場があり、地域交流の活性化につながっている。

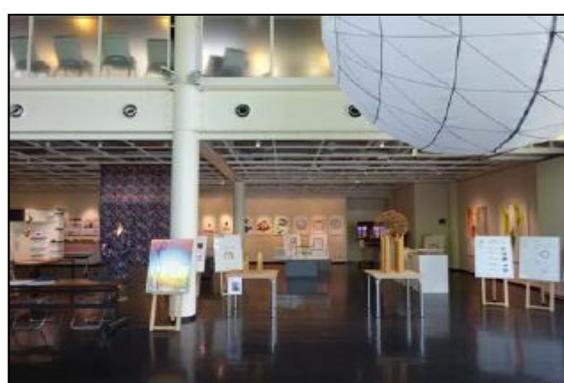
個別企画展の展示風景は下記参照。



令和元（2019）年度 ファッションデザイン学科：「発想のカタチ」拡がるーファッションの領域に向けてー



平成 29（2017）年度 ビジュアルデザイン学科：TZTOM TODAーEditorial Designー



平成 28（2016）年度 大学院：神戸芸術工科大学 大学院展